

# 第1章 いわき市の概況

## 1 土地

いわき市は、昭和41年10月1日に5市4町5村の合併により誕生しました。

本市は、福島県の東南部に位置し、南端は茨城県、西は阿武隈高原、東は太平洋に接しており、面積は1,232.51km<sup>2</sup>で、県全体の約9%を占める広大な市域を有しています。

また、地形の状況は、西部の山地と東部の丘陵地・低地に大別されます。山地は矢大臣山をはじめとした平均700m前後の山々が連なっており、その面積は市域の約70%を占めています。

東側の低地は太平洋に面して平野が開け、夏井川、鮫川などの河川が阿武隈高地から市域を貫流し、太平洋に注いでいます。



図1-1 いわき市概要図

## 2 気 候

本市は、年平均気温は 11～15℃前後、また、年間降水量は 800～2,000mm と少なく、積雪は年 1～2 回観測される程度で、県内でも温暖で過ごしやすい地域です。

しかしながら、近年、年平均気温は高くなる傾向が見られます。

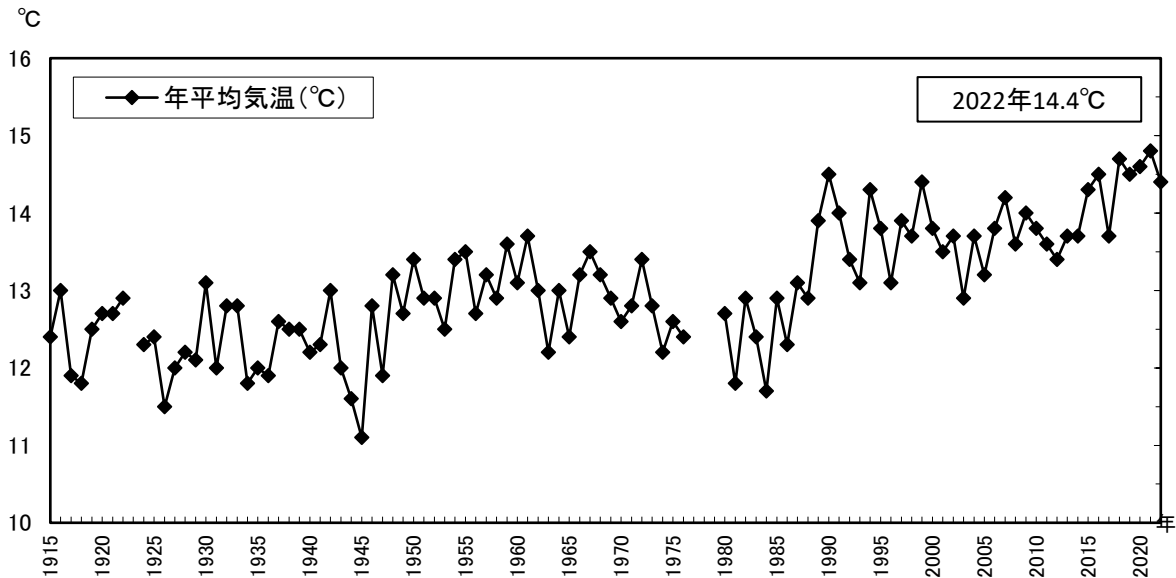


図1-2 年平均気温の推移(小名浜特別地域気象観測所(旧小名浜測候所)気象データ)

## 3 人 口

本市の人口は、昭和 33 年の 354,744 人を第一次のピークとし、その後、炭鉱の閉山などの社会的要因により年々減少の傾向にありましたが、昭和 46 年頃を底として増加の傾向に転じ、平成 10 年の 361,934 人を第二次のピークとして再び減少の傾向に転じています。

令和 5 年 4 月 1 日現在の人口は 322,509 人、世帯数は 141,124 世帯であり、県の総人口の約 18%を占めています。

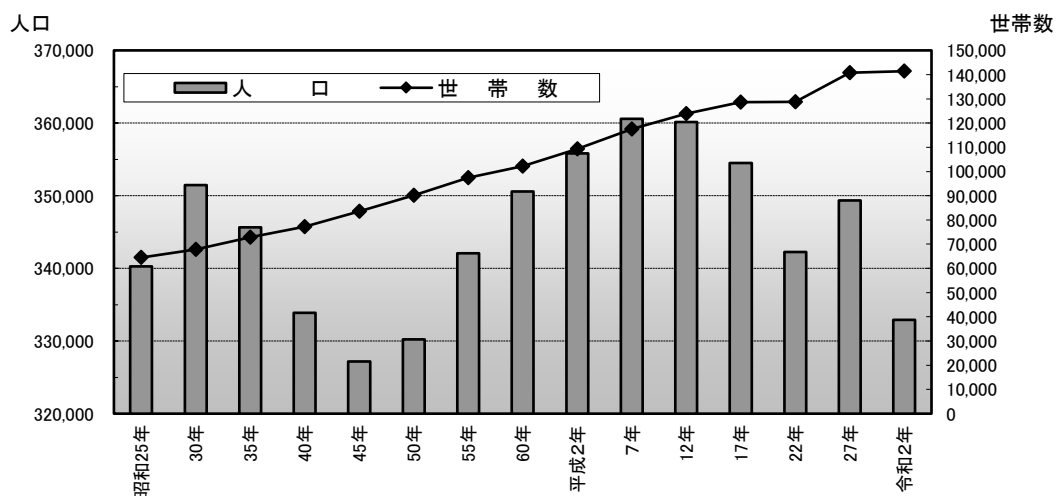
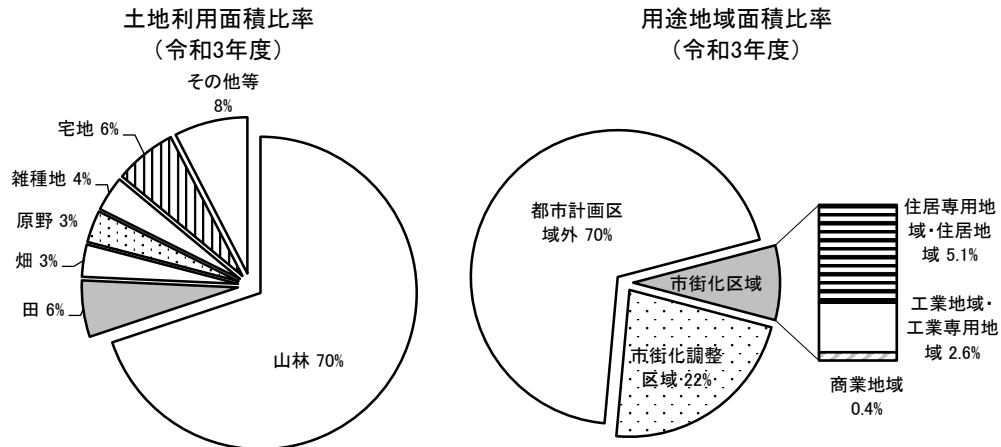


図1-3 人口と世帯数の推移(国勢調査)

## 4 土地利用

本市の土地利用の状況は、地目別に見ると山林の割合が最も多くなっていますが、市域面積の約30%が都市計画区域に指定されており、平・小名浜・勿来・常磐・内郷地区を主に市街化区域とし、これを中心に市街化調整区域等が広がっています。

市街化区域のうち、工業系地域は小名浜・勿来地区の沿岸部に集中しており、市域全体に占める割合は他市に比べ高くなっています。



## 5 産 業

### (1) 工 業

本市の工業は、明治以来、石炭産業を中心に発展してきましたが、昭和30年代からのエネルギー革命により、産業構造の転換を迫られました。このような中、工業団地の整備とそれらへの企業立地が進み、東北地方有数の工業都市に成長しました。

市内には、臨海部の小名浜臨海工業団地、内陸部のいわき好間中核工業団地を始めとする15の工業団地があり、令和2年の製造品出荷額等は約8,853億円で、県全体の約19%を占めています。

### (2) 商 業

本市の商業は、令和3年の年間商品販売額が約8,102億円で、郡山市に次いで県内第二位の地位にあり、浜通り南部の中心地としての役割を果たしていますが、市内の商業地域は各地区に分散している状況にあります。

(3) 農林業

本市の農業は、これを取り巻く社会環境の変化に伴い、農家数、耕作面積とも年々減少の傾向にあり、特に専業農家の減少傾向については著しいものとなっています。

令和3年の農業産出額は約82億円と推計されていますが、平成27年の販売農家数に占める兼業農家数の割合は約77%と高く、農家経済は農業外収入に大きく依存していると言えます。

また、本市は、総土地面積の約72%が森林であり、民有林のうち人工林の割合が県平均より高く、林業の盛んな地域となっています。

(4) 水産業

本市の水産業は、重要港湾の小名浜港、地方港の江名港及び中之作港をはじめ、第二種漁港の久之浜漁港、豊間漁港及び勿来漁港などの多くの港湾、漁港の基地があり、沿岸（原発事故の影響による試験操業）、沖合、遠洋漁業が行われています。

令和3年の水揚数量（海面漁業）は約9,491トン、約14.1億円となっており、魚種別にみると、「サバ類」、「イワシ類」及び「カツオ類」などの水揚数量が多い状況となっていますが、漁業就業者は平成22年の604人から著しく減少し、平成27年には383人となっています。

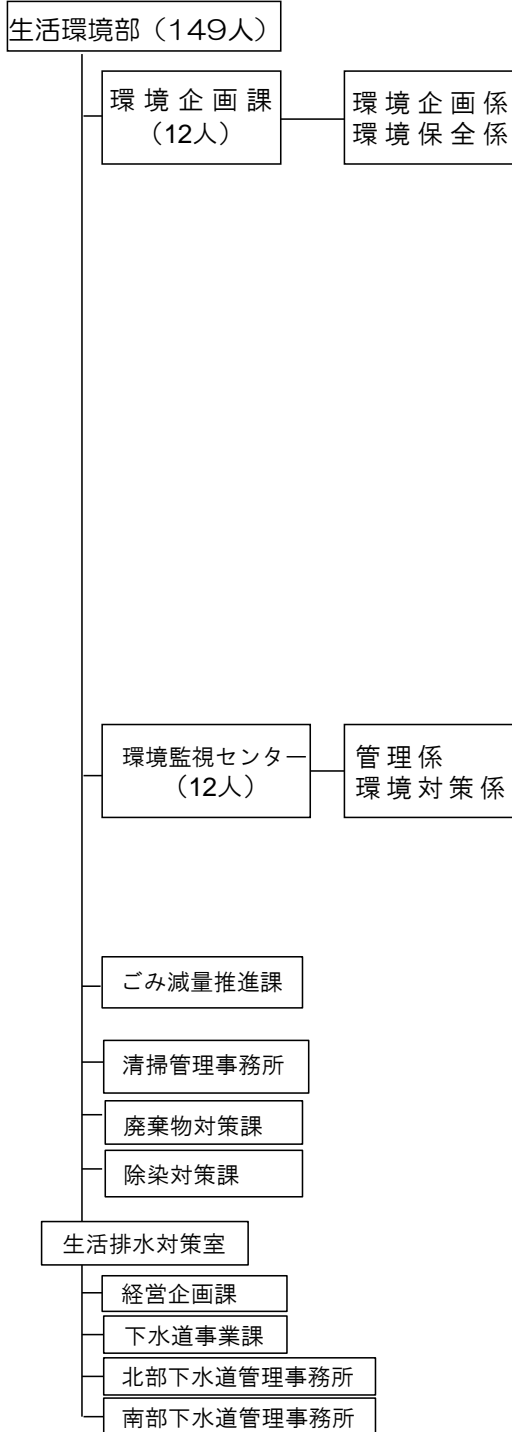


## 第2章 環境行政の概況

### 1 組織

#### (1) 環境保全行政機構及び所掌事務

(令和5年4月1日現在)



#### ◆ 所掌事務

- (1) 環境行政の総合企画及び総合調整に関すること。
  - (2) 環境保全に関する知識の普及向上に関すること。
  - (3) 地球温暖化対策の調整に関すること。
  - (4) 鳥獣保護及び有害鳥獣の捕獲に関すること。
  - (5) 環境審議会に関すること。
  - (6) 公害対策の調整に関すること。
  - (7) いわき市公害防止条例の施行(環境監視センターの所掌に属するものを除く。)に関すること。
  - (8) 環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関すること。
  - (9) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法及びダイオキシン類対策特別措置法による措置等の要請、協議、意見の陳述及び意見の聴取並びに汚染状況等の公表に関すること。
  - (10) 土壌汚染対策法による調査等義務及び実施の公告、汚染区域の指定等、指定等の公示並びに指定区域台帳の調整等に関すること。
  - (11) 悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法による規制地域の指定、規制基準の設定及び指定等の公示に関すること。
  - (12) 鉱害の調査及び復旧事業に関すること。
  - (13) 環境監視センターに関すること。
- (1) 環境の状況の把握に必要な監視及び測定に関すること。
  - (2) 公害に係る苦情等の相談及び処理に関すること。
  - (3) 公害防止施設の設置又は改善の指導に関すること。
  - (4) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び福島県生活環境の保全等に関する条例の施行に関すること(環境企画課の所管に係るものを除く。)
  - (5) いわき市公害防止条例に定める各種届出の受理に関すること。
  - (6) いわき市公害防止条例の施行に必要な工場等の立入検査に関すること。
  - (7) いわき市公害防止条例の施行に必要な報告の受理及び請求に関すること。

(2) 環境保全関係経費

(単位 千円)

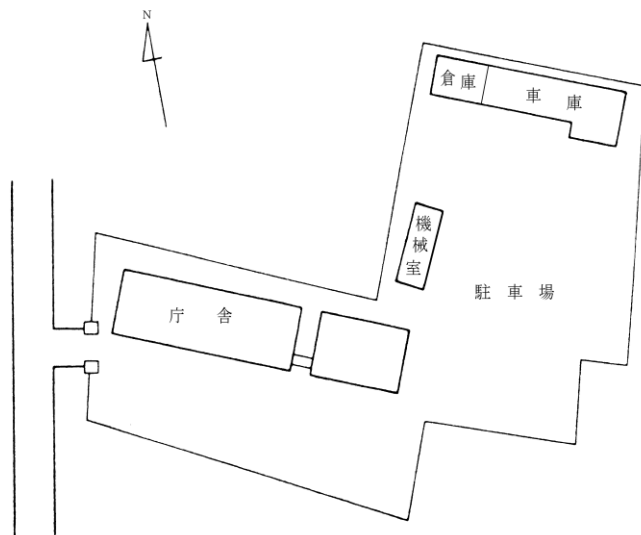
年 度	環境保全対策費 決算額 (A)	市一般会計決算額 (B)	A / B (%)
平成 30 年度	280,403	143,179,339	0.20
令和元年度	297,408	156,335,483	0.19
令和 2 年度	289,900	192,147,475	0.15
令和 3 年度	288,847	163,654,091	0.18
令和 4 年度	285,579	155,216,443	0.18

(3) 環境監視センター

環境監視センターは、本市の環境行政における技術的分野の中核を担う機関であり、主に「大気汚染防止法」等の各種環境関連法令に定める各種届出の受理、公害苦情などの相談及び処理、環境状況の把握に必要な監視測定、工場などへの立入検査等、改善・指導等に関する業務を担当しています。

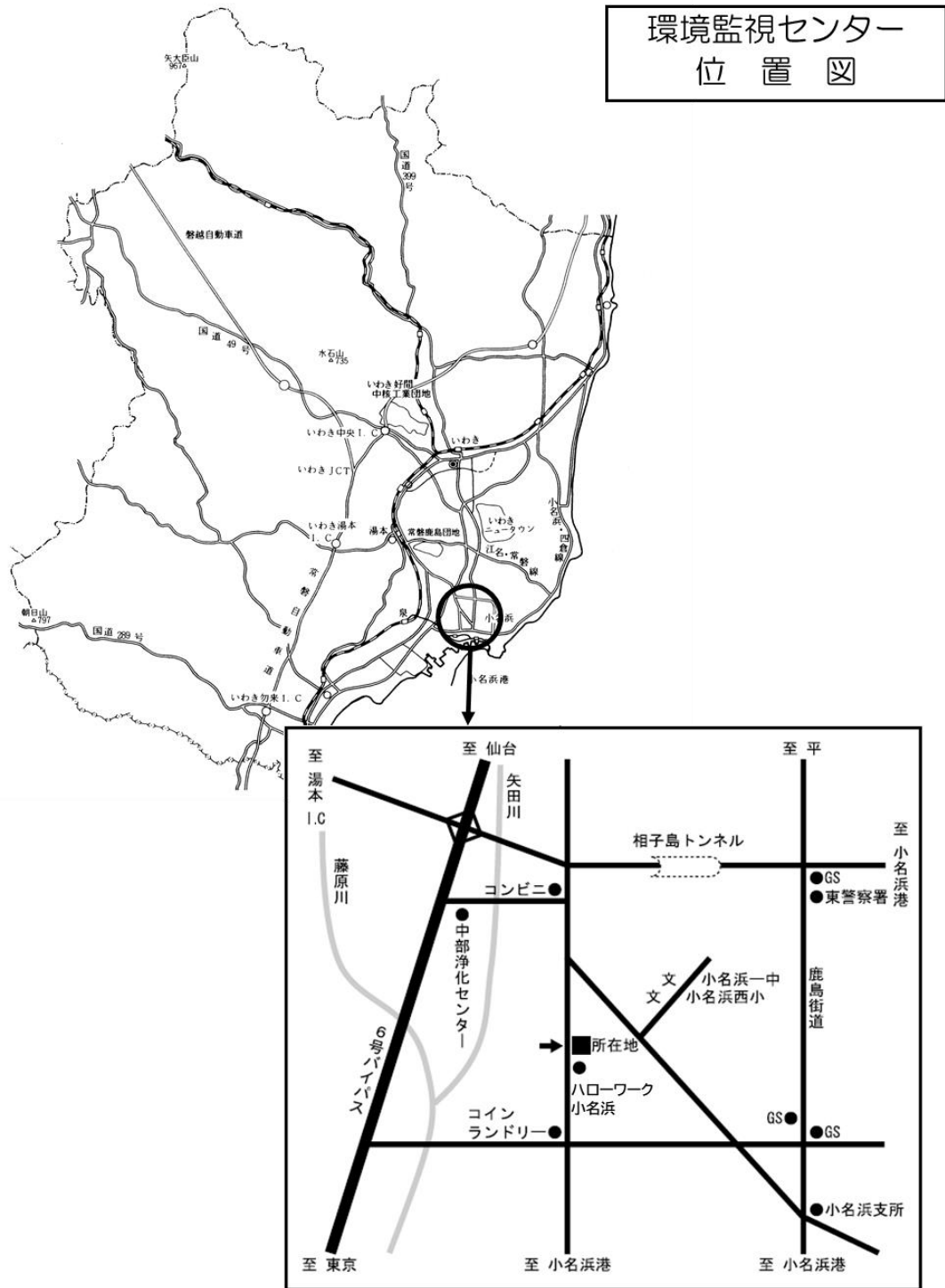
- ◆ 名 称            いわき市環境監視センター
- ◆ 所在地          福島県いわき市小名浜大原字六反田 22 番地
- ◆ 設置年月日    昭和 47 年 1 月 1 日
- ◆ 敷地面積       3,770m<sup>2</sup>
- ◆ 建物面積       延べ 1,208m<sup>2</sup>

■ 配置 図



■ 主 要 機 器

用途	機 器 等 名 称	数量
汎 用	分光光度計	1
	原子吸光光度計	1
	誘導結合プラズマ質量分析計	1
	イオンクロマトグラフ	1
	純水製造装置	3
	ドラフトチャンバー	3
水 質	ガスクロマトグラフ	1
	ガスクロマトグラフ質量分析計	1
	高速液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計	1
	水銀分析計	1
	高速液体クロマトグラフ	1
	固相抽出装置	1
	各種蒸留装置	2
大 気	オキシダント計動的校正装置	1
	オゾン濃度計	2
	雨水自動採取装置	1
	光学顕微鏡	1
騒音	積分型普通騒音計	4
振動	振動レベル計	1
テレメータ	テレメータシステム (発生源、環境)	1



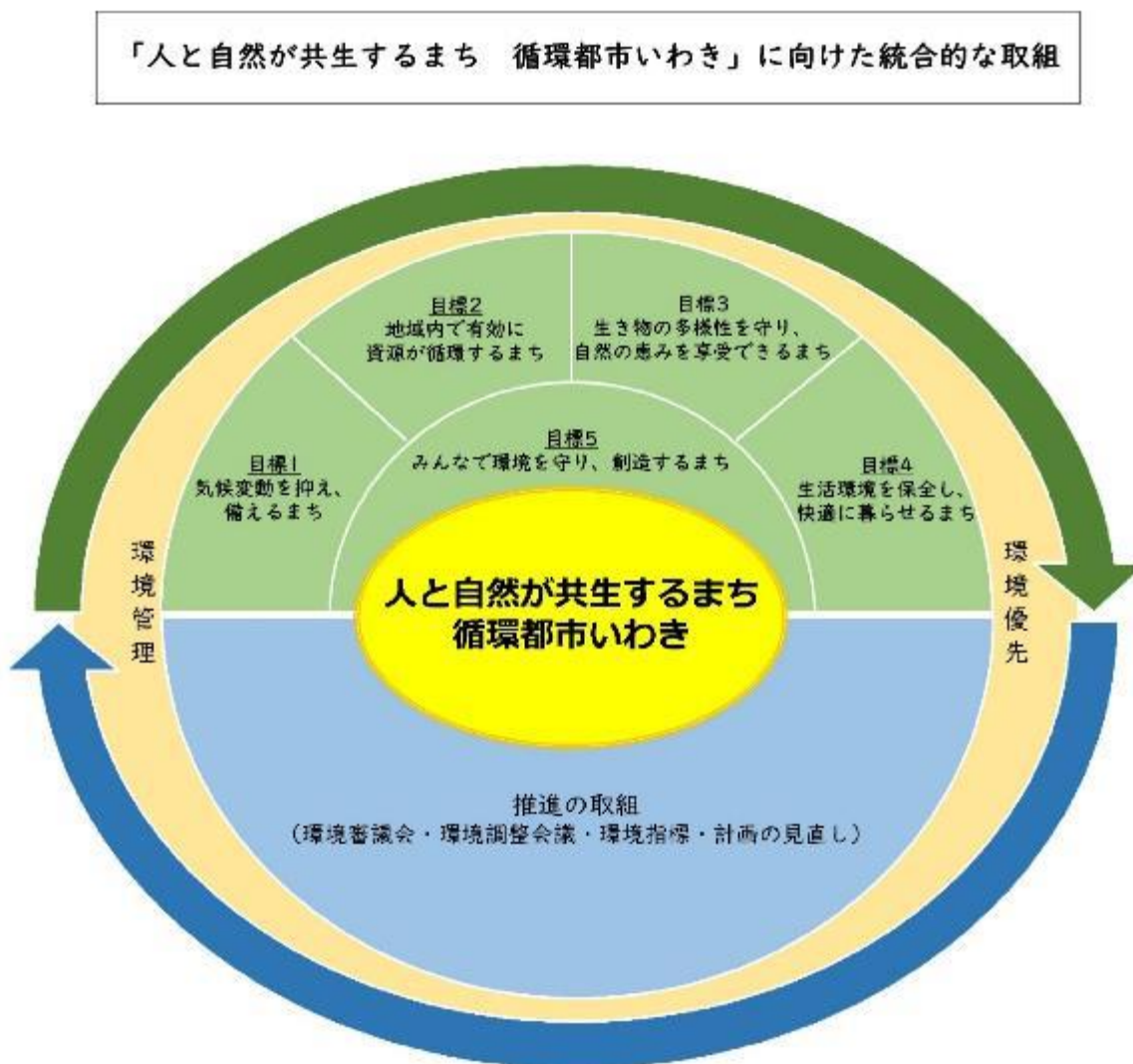
## 2 環境基本条例

本市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、「健全で恵み豊かな環境の確保と将来への継承」、「人と自然との共生」、「持続的な発展が可能な社会の構築」、「市・事業者・市民の適正な役割分担」などの基本的な考え方を示すため、「いわき市環境基本条例（平成9年いわき市条例第4号）」を制定しています。

### 3 環境基本計画

本市は、「いわき市環境基本条例」に基づき、いわきの健全で恵み豊かな環境を将来にわたって維持・保全していくため、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進め、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成11年3月に「いわき市環境基本計画」を策定しました。以降、数次の改定を経て、令和3年3月には「いわき市環境基本計画（第三次）」を策定しました。

本計画では、本市が目指していく環境都市像である「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を実現するため、「低炭素、循環、共生、安全・快適」の4つの環境分野別に基本目標を設定し、加えて、この4つの基本目標と相互に関連しあう基本目標の1つとして、市民・事業者及び市などの各主体が適正な役割分担の下、お互いに連携・協力しながら自主的かつ積極的に環境保全に取り組むため、「支える仕組み」を新たに設定し、施策の展開にあたっては、市民、事業者及び市の各主体があらゆる活動・場面において、環境の保全を優先的に考え、常に環境の状態を把握し、また、環境への影響を予測・評価しながら行動する、「環境優先」と「環境管理」の二つの考え方による環境保全を目指しています。



## 4 公害防止条例

本市は、市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的に、市、事業者及び市民の公害防止に関する責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する施策の基本事項を定めるため、「いわき市公害防止条例（昭和46年いわき市条例第41号）」を制定しています。

## 5 公害防止協定

本市は、工場が集中している地域や大規模工場が立地している地域など地域特性に応じた幅広い観点から環境に配慮するため、「いわき市公害防止条例」に基づき、令和5年4月1日現在において36事業者と公害防止協定を締結し、環境保全に努めています（公害防止協定締結基準については資料編を参照）。

表2-5-1 公害防止協定締結工場等一覧

(令和5年4月1日現在)

No.	締結年月日	工場等名称	業種	工場等所在地	
1	S45.7.11	三菱ケミカル(株)小名浜工場	化学工業	小名浜字高山34	TEL 54-3111
2	"	(株)クレハ生産・技術本部いわき事業所	化学工業	錦町落合16	TEL 63-5111
3	"	(株)日本海水小名浜工場	化学工業	小名浜字渚2-4	TEL 54-2161
4	"	小名浜製錬(株)小名浜製錬所	非鉄金属製造業	小名浜字渚1-1	TEL 54-5333
5	"	東邦亜鉛(株)小名浜製錬所	非鉄金属製造業	小名浜字芳浜10	TEL 54-4111
6	"	日本製紙(株)勿来工場	パルプ紙、紙加工品製造業	勿来町窪田十条1	TEL 65-3111
7	"	堺化学工業(株)小名浜事業所	化学工業	泉町下川字田宿110	TEL 56-5111
8	S45.9.9	エムシー・ファーターコム(株)いわき工場	化学工業	常磐関船町宮下2-2	TEL 43-4101
9	"	マテリアルエコロファイン(株)小名浜事業所	非鉄金属製品製造業	小名浜字吹松15-1	TEL 54-5183
10	"	八茎砕石(株)玉山採石所	鉱業	四倉町玉山字元村35	TEL 33-2321
11	"	常磐共同火力(株)勿来発電所	電気供給業	佐糠町大島20	TEL 77-0211
12	"	有機合成薬品工業(株)常磐工場	化学工業	常磐西郷町落合788	TEL 42-4221
13	S47.2.16	本多電機(株)	電気機械器具製造業	小名浜島字高田町21	TEL 58-3813
14	S47.2.29	(株)磯上商事いわきレミコン工場	窯業・土石製品製造業	小名浜島字高田町26	TEL 58-3434
15	S47.5.11	古河電子(株)いわき工場	非鉄金属製品製造業	好間町上好間字小館20	TEL 36-2016
16	S51.9.9	古河電池(株)いわき事業所	電気機械器具製造業	常磐下船尾町杭出作23-6	TEL 43-0080
17	S53.7.20	(株)クリナップステンレス加工センター鹿島アート工場	金属製品製造業	常磐水野谷町亀の尾85-4	TEL 44-3011
18	S53.9.18	インターナショナル・ケミカル・エンティティ・ジャパン(株)	医薬品製造業	常磐三沢町傾作1-2	TEL 44-5411
19	S53.11.24	あすか製薬(株)いわき工場	医薬品製造業	泉町下川字大剣1	TEL 56-2111
20	H1.3.1	(株)キョウデン東北工場	電気機械器具製造業	好間工業団地22-5	TEL 36-4333
21	H1.5.30	(株)ケミクレア小名浜工場	化学工業	泉町下川字大剣1-133	TEL 56-1388
22	H2.4.23	(株)浮間化学研究所	化学工業	泉町下川字大剣1-134	TEL 56-2786
23	H3.10.30	日産自動車(株)いわき工場	自動車・同付属品製造業	泉町下川字大剣386	TEL 75-1128
24	H3.12.25	鶴見鋼管(株)本社工場	金属製品製造業	南台三丁目1-9	TEL 62-0550
25	H4.9.7	(株)クレハ環境ウェステックいわき	産業廃棄物処理業	錦町落合136-1	TEL 63-1231
26	H5.1.20	(株)三景	繊維工業	好間工業団地1-41	TEL 36-8811
27	H9.8.28	いわき大王製紙(株)本社工場	パルプ紙、紙加工品製造業	南台四丁目3-6	TEL 62-1111
28	H16.3.10	サミット小名浜エスパワー(株)小名浜発電所	電気及び蒸気供給業	小名浜字渚2-4	TEL 73-0750
29	H20.7.17	第一三共ケミカルファーマ(株)小名浜工場	化学工業	泉町下川字大剣389-4	TEL 56-1981
30	H22.12.24	小名浜石油(株)	石油・鉱物卸売業	泉町下川字大剣1-1	TEL 56-5047
31	R1.12.9	メルテックいわき(株)	窯業・土石製品製造業	四倉町字芳ノ沢1-75	TEL 84-9507
32	R3.6.15	(株)トラスト環境	産業廃棄物処理業	泉町下川字境ノ町116-1	TEL 56-2777
33	R3.11.10	エア・ウォーター小名浜バイオマス電力(株)	電気供給業	小名浜字渚2-4	TEL 54-2451
34	R4.3.25	勿来IGCCパワー(同)勿来IGCC発電所	電気供給業	岩間町川田102-3	TEL 51-2211
35	R4.6.2	エイブルエナジー(同)福島いわきバイオマス発電所	電気供給業	好間工業団地24-6	TEL 88-6773
36	R4.8.31	(株)ウィズウェイストジャパン小野事業所	一般廃棄物処理業	小野町大字南田原井字大和久169-2	TEL 0247-72-6901

## 第2章 環境行政の概況

また、農薬等の使用量が極めて多いゴルフ場とは、令和5年4月1日現在において7事業者と農薬の適正使用などに係る環境保全協定を締結し、環境保全に努めています。

表2-5-2 環境保全協定締結ゴルフ場一覧

(令和5年4月1日現在)

No.	締結年月日	ゴルフ場名	ゴルフ場所在地	
1	H3.4.1	五浦庭園カントリークラブ	勿来町窪田大槻193-1	TEL 65-7933
2	"	サラブレッドカントリークラブ	渡辺町上釜戸字上ノ代245	TEL 56-0123
3	"	小名浜オーシャンホテル&ゴルフクラブ	泉町下川字大畑17	TEL 56-3311
4	H3.7.17	パイロンネルソンカントリークラブ	渡辺町上釜戸字子繫130-2	TEL 56-8222
5	H5.4.28	ヘレナ国際カントリー倶楽部	添野町頭巾平66-3	TEL 62-0555
6	H3.7.17	久之浜カントリー倶楽部	久之浜町末続(建設中断)	
7	H6.4.8	ヴィラージュ・アザリアゴルフコース	久之浜町末続(建設中断)	

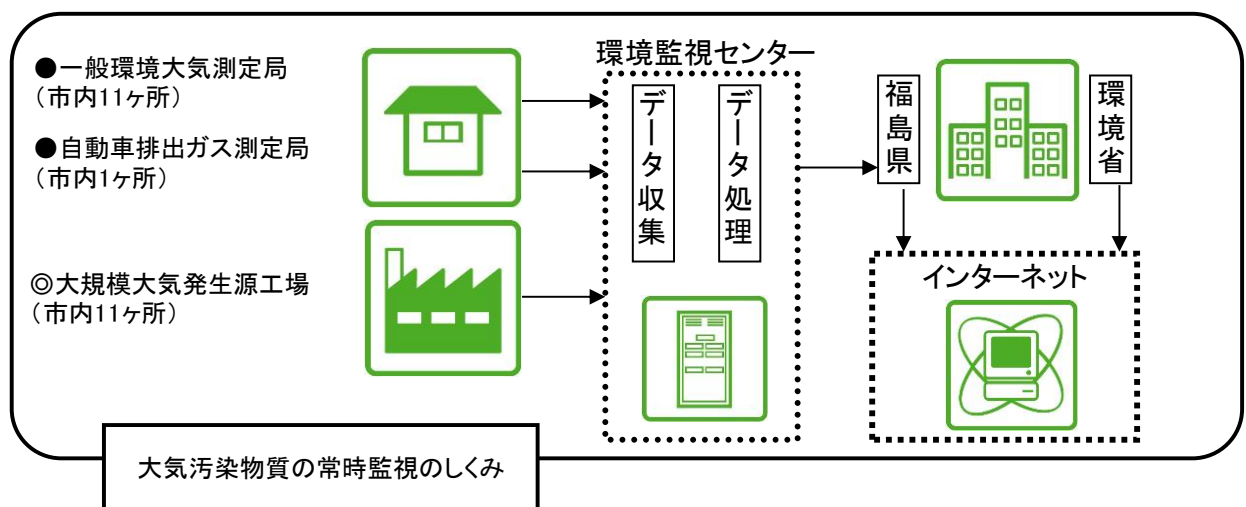
## 第3章 大気汚染

### 1 大気汚染の概況

本市は、大気汚染の状況を監視するため、大気汚染に係る環境基準が設定されている物質のうち、二酸化硫黄などの大気汚染物質について、市内12か所で常時測定を行っています。

令和4年度の大気状況は、光化学オキシダント以外の大気汚染物質で環境基準を達成しており、測定値を前年度と比較すると、すべての物質について横ばいとなっています。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質について調査した結果、環境基準が設定されているすべての物質で基準を達成しています。



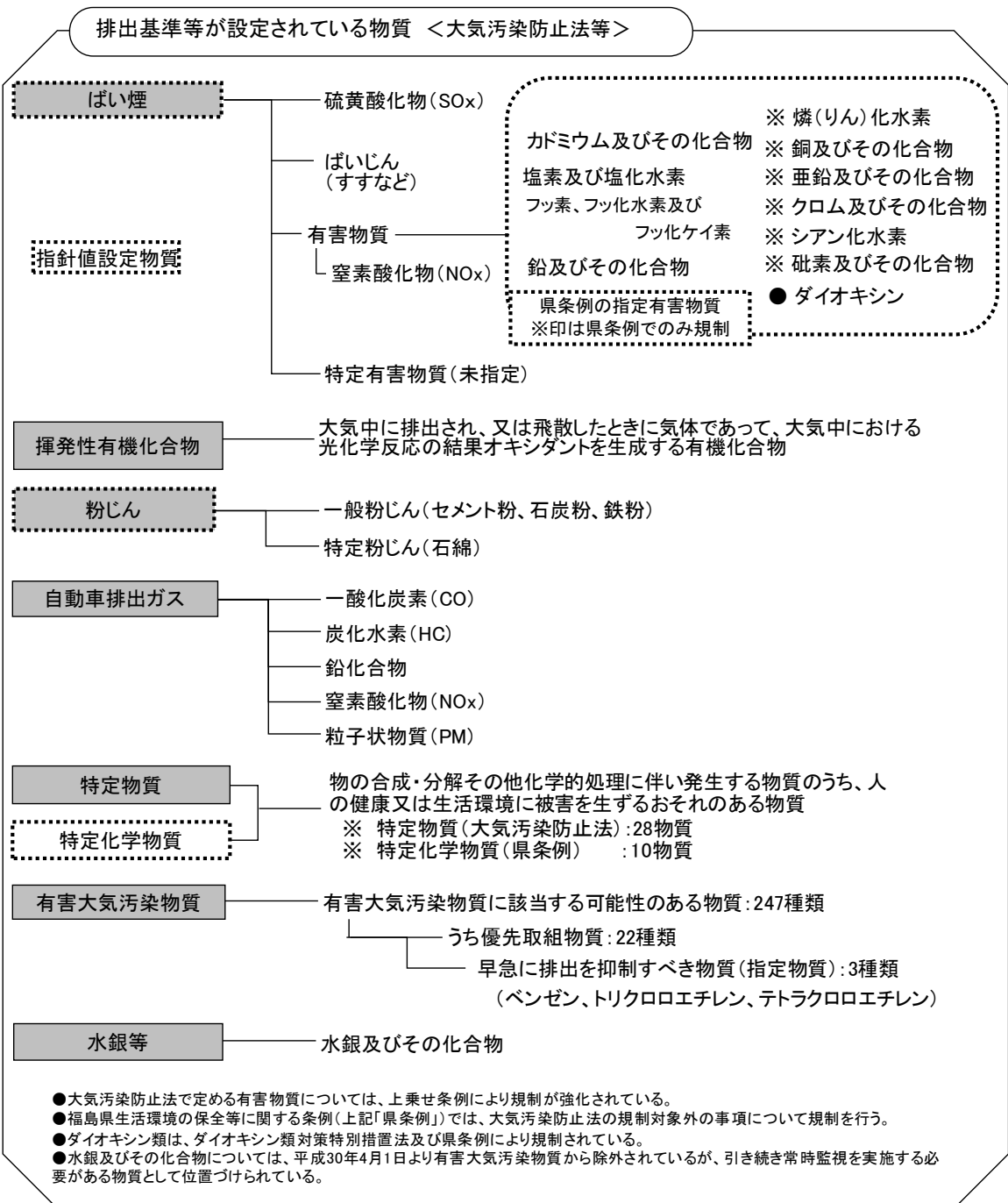
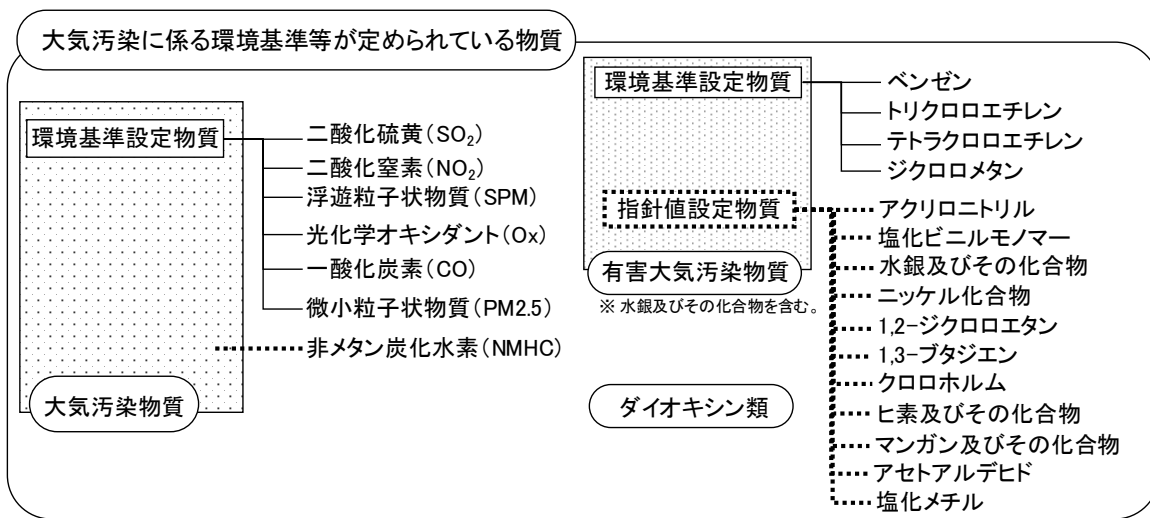
### 2 大気汚染防止対策

#### (1) 大気汚染とは

大気汚染とは、人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいい、発生源は、事業場の固定発生源と自動車等の移動発生源に大別されます。

#### (2) 大気汚染に関する法令

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法により「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制等を実施しています。

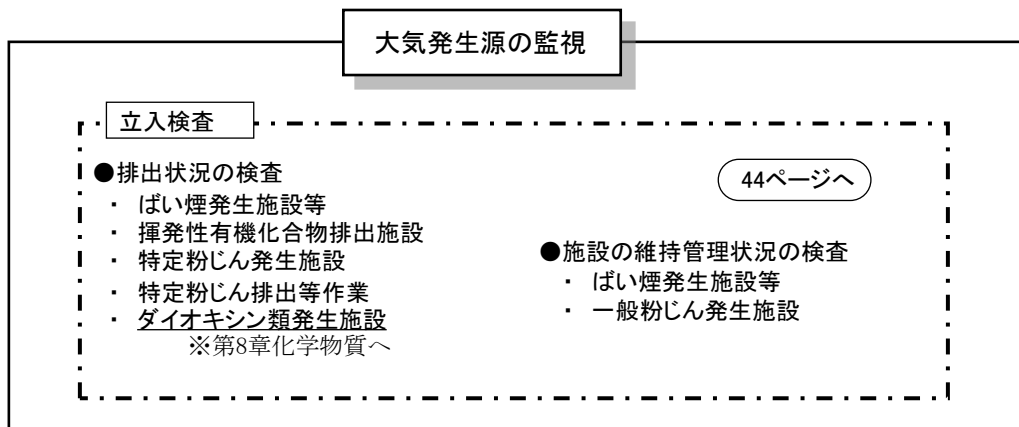
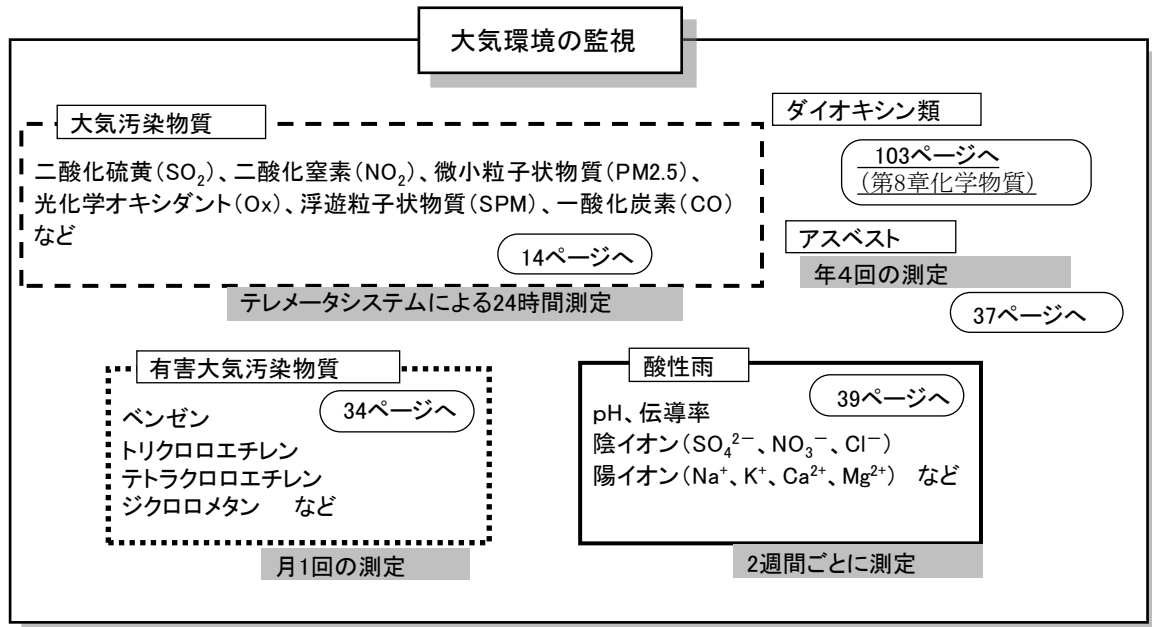




(3) いわき市の取組

本市は、大気汚染の状況を把握するため、環境基準が設定されている物質を常時監視しているほか、大気環境中のアスベスト濃度や酸性雨の測定を実施しています。

また、大気汚染物質を排出する事業場についても立入検査などを実施し、発生源の監視を行っています。



### 3 大気汚染物質の常時監視

大気汚染物質については、市内に設置している一般環境大気測定局<sup>※1</sup>（以下、この章において「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局<sup>※2</sup>（以下、この章において「自排局」という。）において、テレメータシステムによる常時測定（24時間毎日連続測定）を行っています。

なお、市内では、現在、一般局11局及び自排局1局により常時測定をしています。

※1 住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置される。

※2 交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置される。

表3-3-1 大気汚染物質の説明

物質名	各物質の説明
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄(S)が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。 高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粉じんのうち、10μm以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
光化学 オキシダント (Ox)	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。
一酸化炭素 (CO)	炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
非メタン炭化水素 (NMHC)	炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与する非メタン炭化水素が用いられる。

表3-3-2 大気汚染物質の環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	1日平均値のうち、年間で低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8告示)	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H21.9.9告示)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値のうち、年間で低い方から98%に相当するものが35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値(1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値)が20ppm以下であること。

(備考)

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り出される粒子をいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

表3-3-3 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	環境上の条件
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)

(備考) ppmCとは、炭化水素の濃度をメタンに換算したときの濃度単位

表3-3-4 大気汚染常時監視測定局

	種別	測定局名	測定項目						
			二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	非メタン炭化水素
1	一般局	四倉	○	○	○	-	○	-	-
2		揚土	○	○	○	○	○	-	-
3		中央台	○	○	○	-	○	-	-
4		常磐	○	○	○	-	○	-	-
5		大原	○	○	○	○	○	-	○
6		金山	○	○	○	-	○	-	-
7		上中田	○	○	○	-	○	-	-
8		滝尻	○	-	○	-	-	-	-
9		中原	○	-	-	-	-	-	-
10		下川	○	-	-	-	-	-	-
11		花ノ井	○	-	-	-	-	-	-
12	自排局	平	-	○	○	-	-	○	○
合計測定数			11	8	9	1	7	1	2

※微小粒子状物質の測定開始時期は次のとおり。

- ・揚土局：平成25年9月
- ・大原局：平成24年10月

〔測定方法〕

- ① 二酸化硫黄 : 紫外線蛍光法
- ② 浮遊粒子状物質 :  $\beta$ 線吸収法
- ③ 窒素酸化物 : 化学発光法
- ④ 微小粒子状物質 :  $\beta$ 線吸収法
- ⑤ 光化学オキシダント : 紫外線吸収法
- ⑥ 一酸化炭素 : 非分散型赤外線吸光光度法
- ⑦ 非メタン炭化水素 : ガスクロマトグラフィー水素炎イオン化検出法

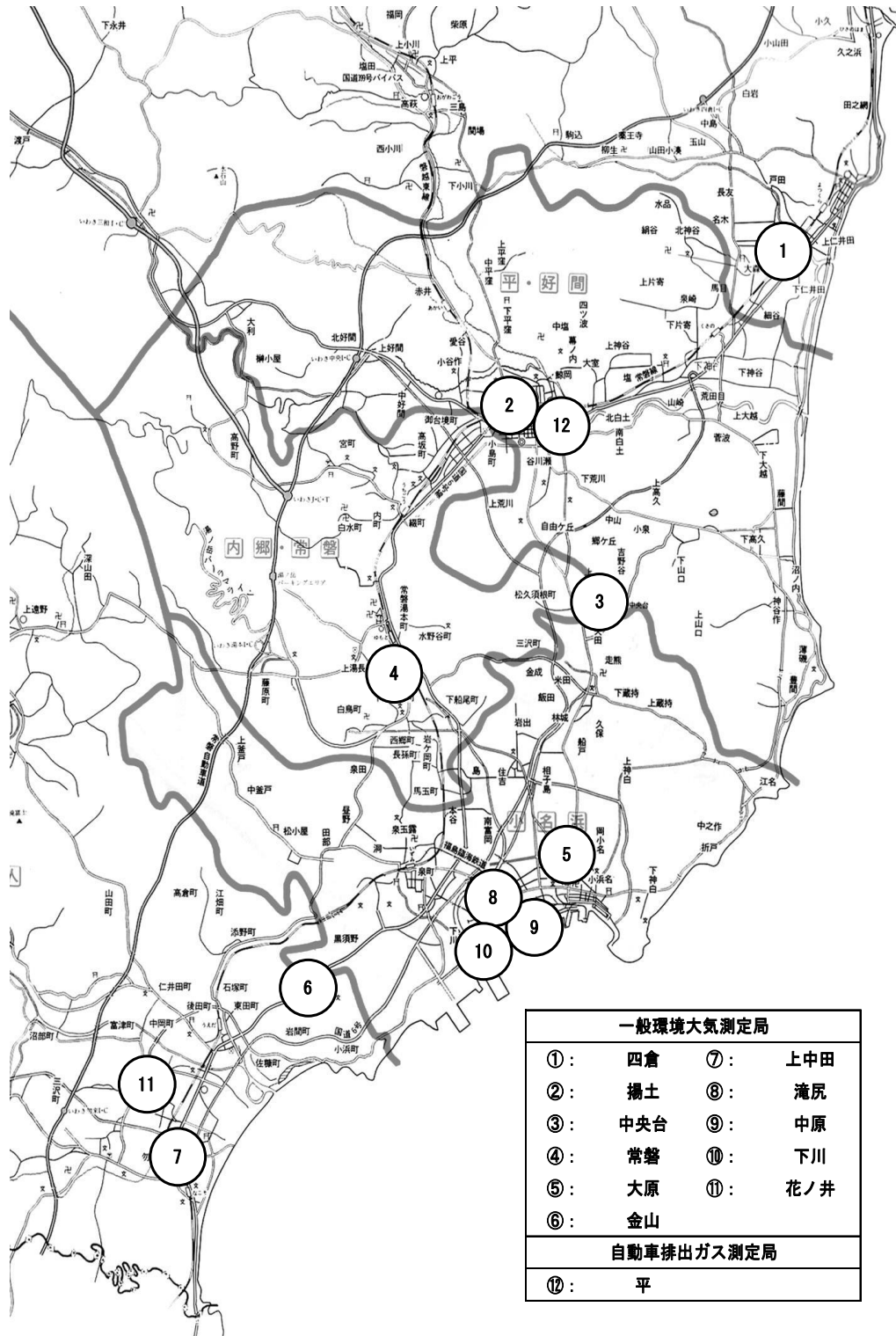


図3-3 大気汚染常時監視測定局の位置

表3-3-5 環境基準の達成状況

(令和4年度)

No.	種別	測定局名	所在地	測定項目								
				二酸化硫黄		二酸化窒素	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	
				長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価			長期的評価	短期的評価
1	一般局	四倉	四倉町狐塚字松橋20	○	○	○	○	○	-	<b>29</b>	-	-
2		揚土	平字揚土5	○	○	○	○	○	○	<b>20</b>	-	-
3		中央台	中央台鹿島1丁目55	○	○	○	○	○	-	<b>27</b>	-	-
4		常磐	常磐湯本町栄田11	○	○	○	○	○	-	<b>31</b>	-	-
5		大原	小名浜大原字六反田22	○	○	○	○	○	○	<b>27</b>	-	-
6		金山	金山町朝日台1	○	○	○	○	○	-	<b>23</b>	-	-
7		上中田	錦町重殿15	○	○	○	○	○	-	<b>24</b>	-	-
8		滝尻	泉町滝尻字高見坪1	○	○	-	○	○	-	-	-	-
9		中原	小名浜字中原5-1	○	○	-	-	-	-	-	-	-
10		下川	泉町下川字宿ノ川19	○	○	-	-	-	-	-	-	-
11		花ノ井	錦町鬼越下64	○	○	-	-	-	-	-	-	-
12	自排局	平	平字正内町22	-	-	○	○	○	-	-	○	○
測定局数				11	11	8	9	9	2	7	1	1
超過局数				0	0	0	0	0	0	7	0	0

(備考)

- 「○」は、環境基準の達成を示す
- 数字(太字)は、1年間のうち環境基準を超過した日数を示す(光化学オキシダント)

(1) 二酸化硫黄

11 測定局（すべて一般局）で測定した結果は、表3-3(1)-1のとおりで、環境基準の長期的評価及び短期的評価ともに全測定局で達成しました。

測定局の年平均値は、表3-3(1)-3のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」<sup>(注1)</sup>となっています。

なお、全測定局における平均値（0.001ppm）は、令和3年度における県内平均値（一般局：0.001ppm）及び全国平均値（一般局：0.001ppm）と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.005ppm未満の場合をいう。

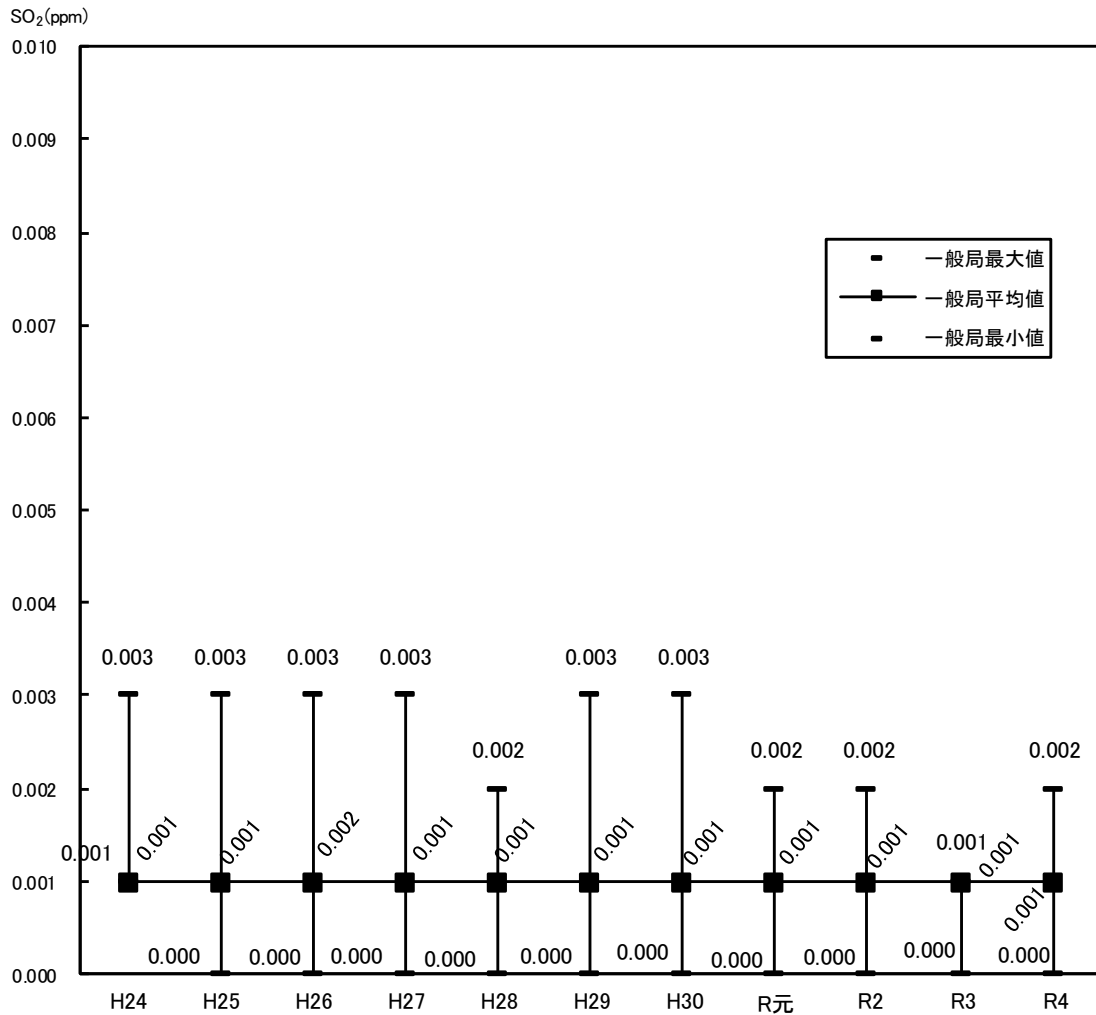


図3-3(1) 二酸化硫黄の年平均値の推移

年度

表3-3(1)-1 二酸化硫黄の測定結果

(令和4年度)

種 別	測 定 局 名	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	短 期 的 評 価 ＜評価方法＞ 1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、か つ、1時間値が0.1ppm以 下であること。				1時間値 の最高値	長 期 的 評 価 ＜評価方法＞ 1日平均値の2%除外値が0.04ppm 以下であること。ただし、1日平均値 が0.04ppmを超えた日が2日以上連 続しないこと。			
						1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを超 えた日数とその 割合			日平均値 の2%除 外値	日平均値 が0.04ppm を超えた日 が2日以上 連続したこと の有無	環境基準の が0.04ppm による日平 均値が 0.04ppmを超 えた日数	
						時間	%	日	%					ppm
一 般 局	四 倉	調整	364	8657	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0	
	揚 土	住居	363	8648	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	○	0	
	中央台	住居	363	8659	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	○	0	
	常 磐	住居	364	8661	0.001	0	0.0	0	0.0	0.017	0.003	○	0	
	大 原	住居	363	8654	0.001	0	0.0	0	0.0	0.029	0.006	○	0	
	金 山	調整	363	8659	0.000	0	0.0	0	0.0	0.011	0.001	○	0	
	上中田	準工	364	8667	0.001	0	0.0	0	0.0	0.019	0.002	○	0	
	滝 尻	住居	364	8669	0.001	0	0.0	0	0.0	0.028	0.003	○	0	
	中 原	工業	363	8665	0.002	0	0.0	0	0.0	0.059	0.006	○	0	
	下 川	準工	364	8674	0.000	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	○	0	
花ノ井	住居	362	8602	0.000	0	0.0	0	0.0	0.012	0.001	○	0		



表3-3(1)-2 二酸化硫黄の1時間値が0.1ppmを超過した測定局等

年度	二酸化硫黄 全測定局数	超過局数	超過時間数	超過測定局の内訳 (括弧内は超過時間数)
H24	11	0	0	-
H25	11	0	0	-
H26	11	0	0	-
H27	11	0	0	-
H28	11	0	0	-
H29	11	1	1	中原(1)
H30	11	1	2	中原(2)
R元	11	1	1	中原(1)
R2	11	0	0	-
R3	11	0	0	-
R4	11	0	0	-

表3-3(1)-3 二酸化硫黄年平均値の経年変化(単位:ppm)

種別	測定局名	用途地域	年 度											
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
一般局	四倉	調整	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.000	0.001
	揚土	住居	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	中央台	住居	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	常磐	住居	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	大原	住居	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	金山	調整	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	上中田	準工	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	滝尻	住居	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	中原	工業	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002
	下川	準工	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000
花ノ井	住居	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
全測定局平均値			0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

(2) 二酸化窒素

8測定局（一般局7、自排局1）で測定した結果は、表3-3(2)-1のとおりで、全測定局で環境基準を達成しました。

測定局の年平均値は、表3-3(2)-2のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」<sup>(注1)</sup>となっています。

なお、全測定局における平均値（0.004ppm）は、令和3年度の県内平均値（0.004ppm）と同程度であり、令和3年度の全国平均値（0.009ppm）を下回っています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.005ppm未満の場合をいう。

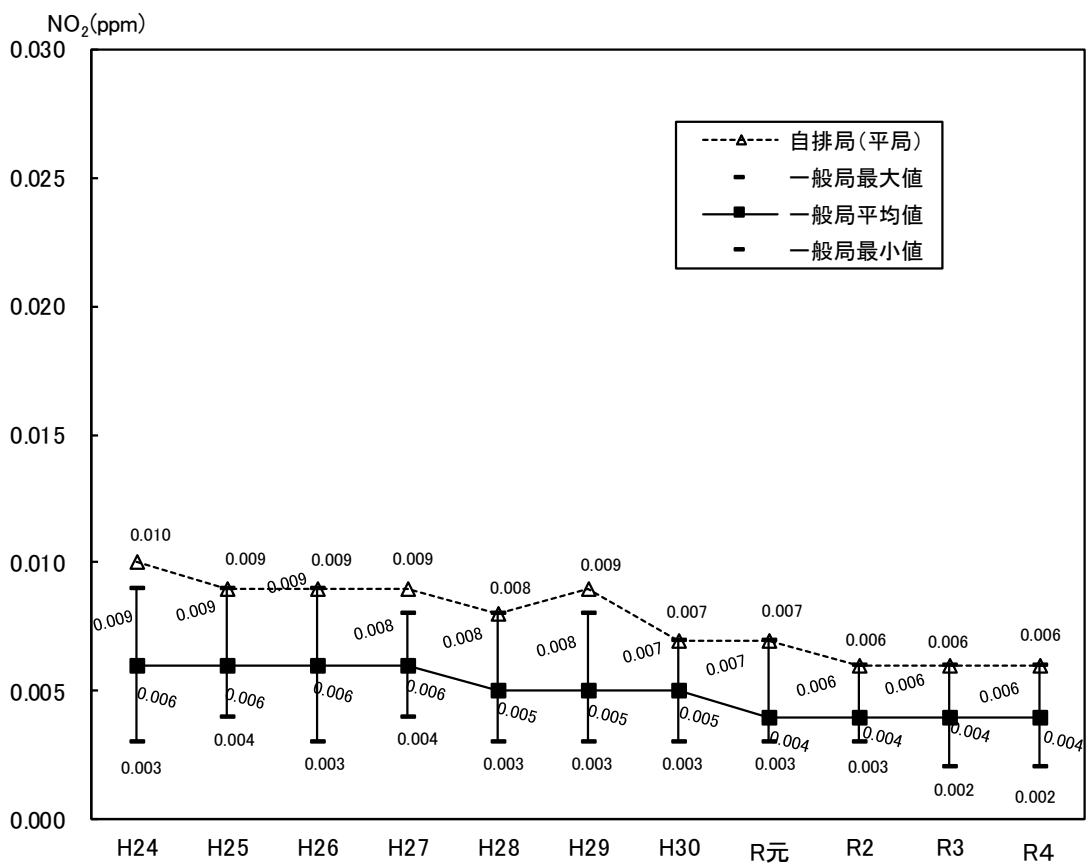


図3-3(2) 二酸化窒素の年平均値の推移

年度

表3-3(2)-1 一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素(NO)			二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )										窒素酸化物(NO+NO <sub>2</sub> )									
					年平均値	1時間値の最高値	年平均値の98%値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		年平均値の98%値	1時間値の最高値	年平均値	1時間値の最高値	年平均値							
								時間	%	時間	%	日	%	日	%						日	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	
一般局	四倉調整		364	8666	0.001	0.009	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.002	0.017	0	0.0	0	0.0	0	0.003	0.019	0.007	75.9
	揚土住居		365	8671	0.001	0.034	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.003	0.025	0	0.0	0	0.0	0	0.004	0.044	0.009	80.0
	中央台住居		365	8669	0.001	0.029	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.004	0.028	0	0.0	0	0.0	0	0.005	0.052	0.012	75.1
	常磐住居		365	8665	0.001	0.036	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.004	0.025	0	0.0	0	0.0	0	0.005	0.057	0.011	78.6
	大原住居		362	8656	0.001	0.060	0.006	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.007	0.084	0.019	81.2
	金山調整		364	8668	0.001	0.111	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.003	0.023	0	0.0	0	0.0	0	0.004	0.134	0.008	68.1
	上中田準工		363	8667	0.002	0.026	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0.031	0	0.0	0	0.0	0	0.008	0.057	0.014	73.4
	平商業		365	8671	0.003	0.052	0.006	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.009	0.082	0.017	67.4

表3-3(2)-2 二酸化窒素年平均値の経年変化

(単位:ppm)

種別	測定局名	用途 地域	年 度										
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一般局	四倉	調整	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	揚土	住居	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
	中央台	住居	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004
	常磐	住居	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004
	大原	住居	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
	金山	調整	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003
	上中田	準工	0.008	0.008	0.007	0.007	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
一般局平均値			0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
自排局	平	商業	0.009	0.009	0.009	0.010	0.008	0.009	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
全測定局平均値			0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004

(3) 浮遊粒子状物質

9測定局（一般局8、自排局1）で測定した結果は、表3-3(3)-1のとおりで、環境基準の長期的評価及び短期的評価ともに全測定局で達成しました。

測定局の年平均値は、表3-3(3)-2のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」<sup>(注1)</sup>となっています。

なお、全測定局における平均値（0.011mg/m<sup>3</sup>）は、令和3年度の県内平均値（0.009mg/m<sup>3</sup>）及び令和3年度の全国平均値（0.012mg/m<sup>3</sup>）と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.010mg/m<sup>3</sup>未満の場合をいう。

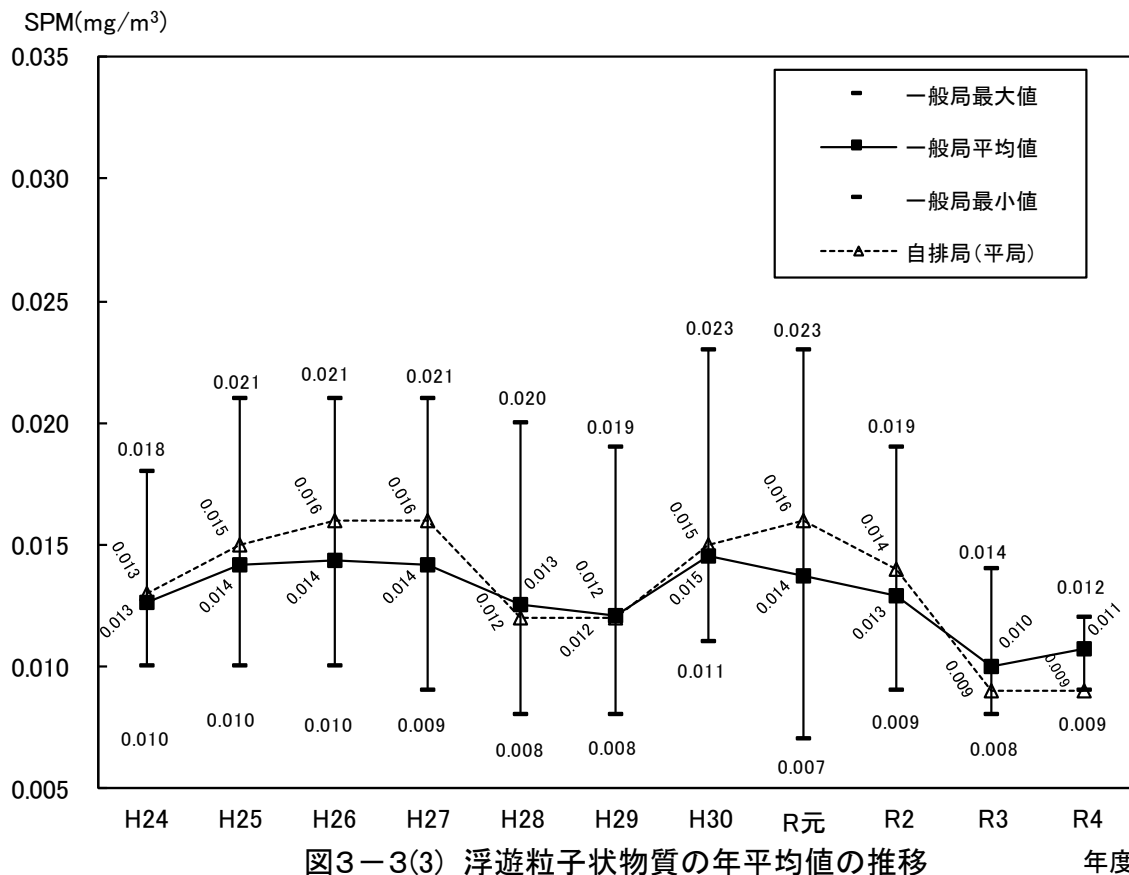


表3-3(3)-1 浮遊粒子状物質の測定結果

(令和4年度)

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価 <評価方法> 1時間値の1日平均値が 0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、 1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下で あること。				1時間 値の最 高値	長期的評価 <評価方法> 1日平均値の2%除外値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であるこ と。ただし、1日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2 日以上連続しないこと。		
						1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数と その割合			日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
						時間	%	日	%				
一般局	四倉	調整	363	8686	0.011	0	0.0	0	0.0	0.084	0.027	○	0
	揚土	住居	363	8707	0.012	0	0.0	0	0.0	0.074	0.027	○	0
	中央台	住居	363	8701	0.010	0	0.0	0	0.0	0.060	0.025	○	0
	常磐	住居	363	8713	0.011	0	0.0	0	0.0	0.069	0.029	○	0
	大原	住居	362	8701	0.012	0	0.0	0	0.0	0.079	0.028	○	0
	金山	調整	361	8683	0.009	0	0.0	0	0.0	0.084	0.027	○	0
	上中田	準工	363	8699	0.010	0	0.0	0	0.0	0.058	0.026	○	0
	滝尻	住居	361	8671	0.011	0	0.0	0	0.0	0.075	0.033	○	0
自排局	平	商業	361	8681	0.009	0	0.0	0	0.0	0.063	0.024	○	0

表3-3(3)-2 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

(単位:mg/m<sup>3</sup>)

種別	測定局名	用途地域	年 度										
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一般局	四倉	調整	0.011	0.011	0.013	0.012	0.010	0.009	0.013	0.011	0.010	0.009	0.011
	揚土	住居	0.011	0.011	0.011	0.011	0.012	0.013	0.014	0.013	0.012	0.011	0.012
	中央台	住居	0.012	0.013	0.013	0.014	0.011	0.011	0.014	0.015	0.014	0.008	0.010
	常磐	住居	0.012	0.015	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.009	0.011
	大原	住居	0.018	0.021	0.021	0.021	0.020	0.019	0.023	0.023	0.016	0.011	0.012
	金山	調整	0.012	0.014	0.014	0.014	0.012	0.011	0.015	0.014	0.012	0.008	0.009
	上中田	準工	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.011	0.007	0.009	0.010	0.010
	滝尻	住居	0.015	0.018	0.017	0.017	0.013	0.013	0.014	0.016	0.019	0.014	0.011
一般局平均値			0.013	0.014	0.014	0.014	0.013	0.012	0.015	0.014	0.013	0.010	0.011
自排局	平	商業	0.013	0.015	0.016	0.016	0.012	0.012	0.015	0.016	0.014	0.009	0.009
全測定局平均値			0.013	0.014	0.015	0.014	0.012	0.012	0.015	0.014	0.013	0.010	0.011

(4) 微小粒子状物質

2測定局（すべて一般局）で測定した結果は、表3-3(4)-1のとおりで、全測定局で環境基準を達成しました。

測定局の年平均値は、表3-3(4)-2のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」<sup>(注1)</sup>となっています。

また、全測定局における年平均値（7.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）は、令和3年度の県内平均値（6.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）及び全国平均値（8.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が $\pm 1.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満の場合をいう。

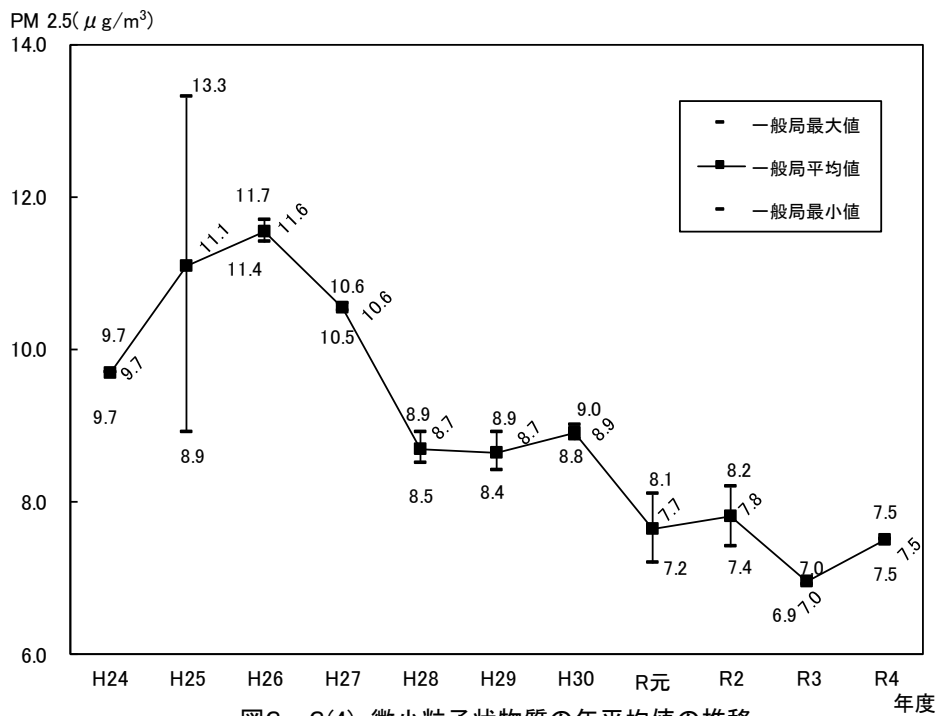


図3-3(4) 微小粒子状物質の年平均値の推移

表3-3(4)-1 微小粒子状物質の測定結果

(令和4年度)

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
						日	%
一般局	揚土	住居	362	7.5	19.4	0	0.0
	大原	住居	362	7.5	19.0	0	0.0

表3-3(4)-2 微小粒子状物質年平均値の経年変化

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

種別	測定局名	用途地域	年度										
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一般局	揚土	住居	-	8.9	11.7	10.5	8.9	8.4	8.8	8.1	8.2	7.0	7.5
	大原	住居	9.7	13.3	11.4	10.6	8.5	8.9	9.0	7.2	7.4	6.9	7.5
全測定局平均値			9.7	11.1	11.6	10.6	8.7	8.7	8.9	7.7	7.8	7.0	7.5

(5) 光化学オキシダント

7測定局（すべて一般局）で測定した結果は、表3-3(5)-1のとおりで、全測定局で環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること。）を達成しておらず、達成率は全国の状況（令和3年度：0.2%）と同様に低いものとなっています。なお、基準を上回った時間数は、四倉局の148時間が最多となっています。

市内の光化学オキシダント濃度が高くなる原因は、主に他地域における汚染気塊が、気流等によって流入したことによるものと考えられます。

測定局の昼間（午前5時～午後8時）の1時間値の年平均値は、表3-3(5)-2のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」<sup>(注1)</sup>となっています。

なお、全測定局における昼間の日最高1時間値の年平均値（0.043ppm）は、令和3年度の県内平均値（0.043ppm）及び令和3年度の全国平均値（0.047ppm）と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.005ppm未満の場合をいう。

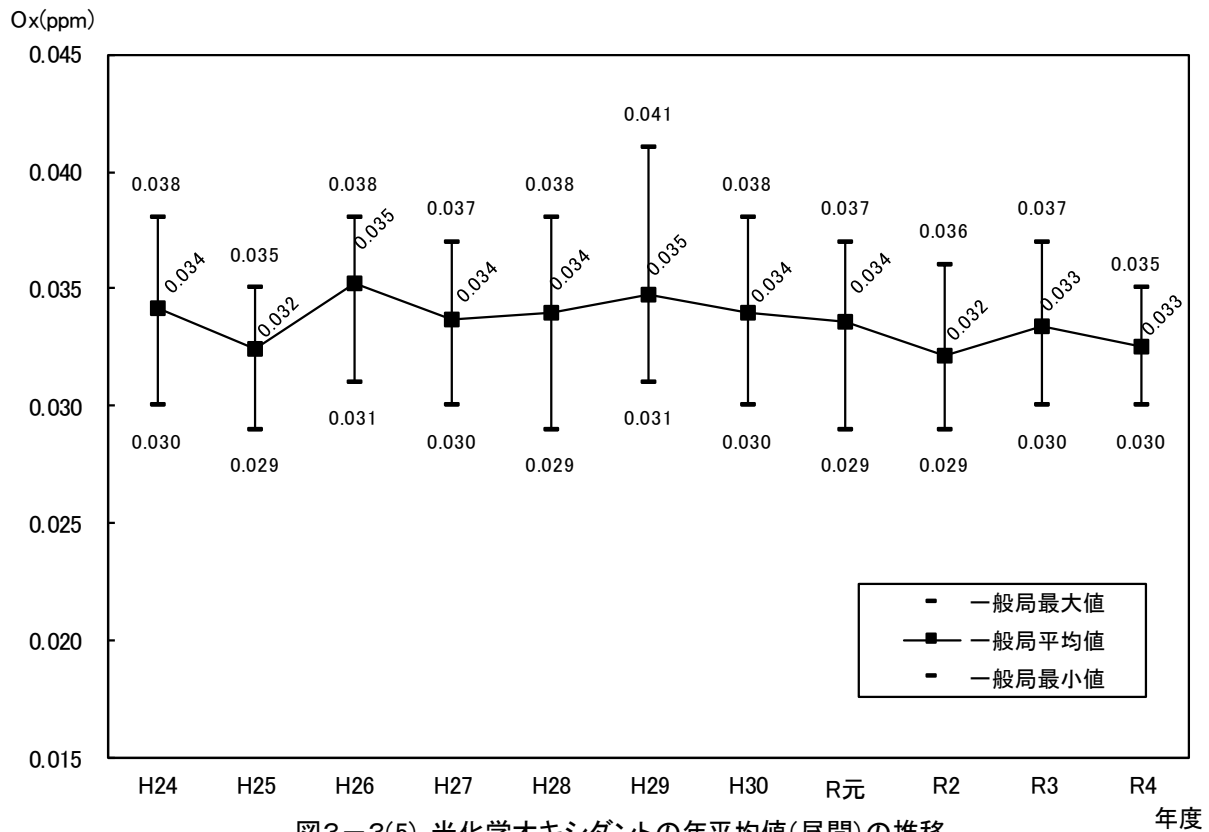




表3-3(5)-1 光化学オキシダントの測定結果

(令和4年度)

種別	測定局名	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	<環境基準> 1時間値が $\leq 0.06$ ppm以下であること。 <評価方法> 昼間(5時から20時まで)の1時間値が $\leq 0.06$ ppm以下であること。						
					昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
一般局	四倉	調整	365	5389	0.035	29	148	0	0	0.087	0.044
	揚土	住居	365	5432	0.032	20	88	0	0	0.081	0.042
	中央台	住居	364	5413	0.034	27	120	0	0	0.091	0.044
	常磐	住居	365	5433	0.032	31	136	0	0	0.094	0.044
	大原	住居	365	5420	0.031	27	105	0	0	0.106	0.042
	金山	調整	364	5401	0.034	23	122	0	0	0.094	0.043
	上中田	準工	365	5425	0.030	24	103	0	0	0.093	0.042

表3-3(5)-2 光化学オキシダント年平均値(昼間の1時間値)の経年変化

(単位: ppm)

種別	測定局名	用途地域	年 度										
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一般局	四倉	調整	0.038	0.035	0.038	0.037	0.038	0.041	0.038	0.037	0.036	0.037	0.035
	揚土	住居	0.034	0.033	0.036	0.034	0.034	0.034	0.034	0.033	0.032	0.033	0.032
	中央台	住居	0.036	0.034	0.037	0.035	0.035	0.035	0.034	0.035	0.033	0.035	0.034
	常磐	住居	0.035	0.032	0.035	0.034	0.034	0.035	0.035	0.034	0.031	0.033	0.032
	大原	住居	0.031	0.030	0.034	0.031	0.032	0.032	0.031	0.032	0.030	0.032	0.031
	金山	調整	0.035	0.034	0.036	0.035	0.036	0.035	0.036	0.035	0.034	0.034	0.034
	上中田	準工	0.030	0.029	0.031	0.030	0.029	0.031	0.030	0.029	0.029	0.030	0.030
全測定局平均値			0.034	0.032	0.035	0.034	0.034	0.035	0.034	0.034	0.032	0.033	0.033

(6) 一酸化炭素

自排局である平局で測定した結果は、表3-3(6)-1のとおりで、環境基準の長期的評価及び短期的評価ともに達成しました。

また、年平均値は0.2ppmで、前年度と比較して「横ばい」(注1)となっており、令和3年度における県内平均値(0.2ppm)及び全国平均値(0.3ppm)と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.5ppm未満の場合をいう。

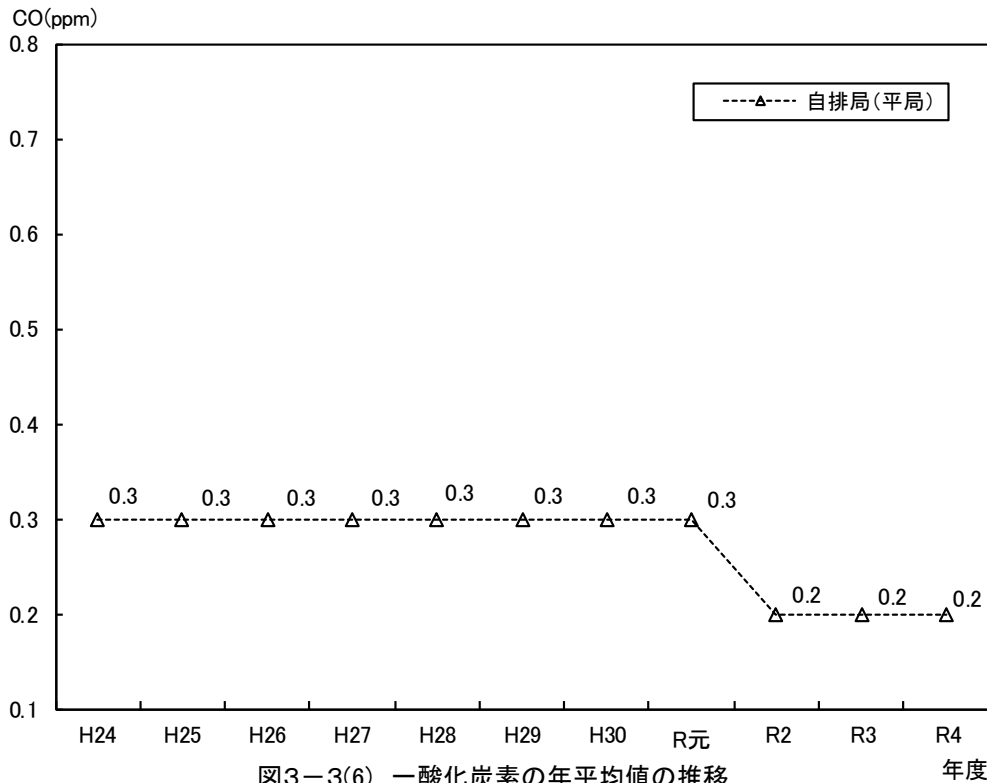


表3-3(6)-1 一酸化炭素の測定結果

(令和4年度)

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数 日	測定時間 時間	年平均値 ppm	短期的評価 <評価方法> 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。				1時間値の最高値 ppm	長期的評価 <評価方法> 1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。		
						1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合			日平均値の2%除外値 ppm	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 有・無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた延日数 日
						回	%	日	%				
自排局	平	商業	365	8729	0.2	0	0	0	0	0.8	0.3	無	0

表3-3(6)-2 一酸化炭素年平均値の経年変化

(単位: ppm)

種別	測定局名	用途地域	年 度											
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
自排局	平	商業	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

(7) 炭化水素（メタン・非メタン炭化水素）

2測定局（一般局1、自排局1）で測定した結果は、表3-3(7)-1のとおりで、非メタン炭化水素の午前6時から午前9時までの3時間平均値が指針値を超えた日数は、自排局で9日（2.5%）でした。

なお、非メタン炭化水素濃度の3時間平均値の年平均値（0.10ppmC）は、令和3年度の県内平均値（0.07ppmC）及び全国平均値（0.11ppmC）と同程度となっています。

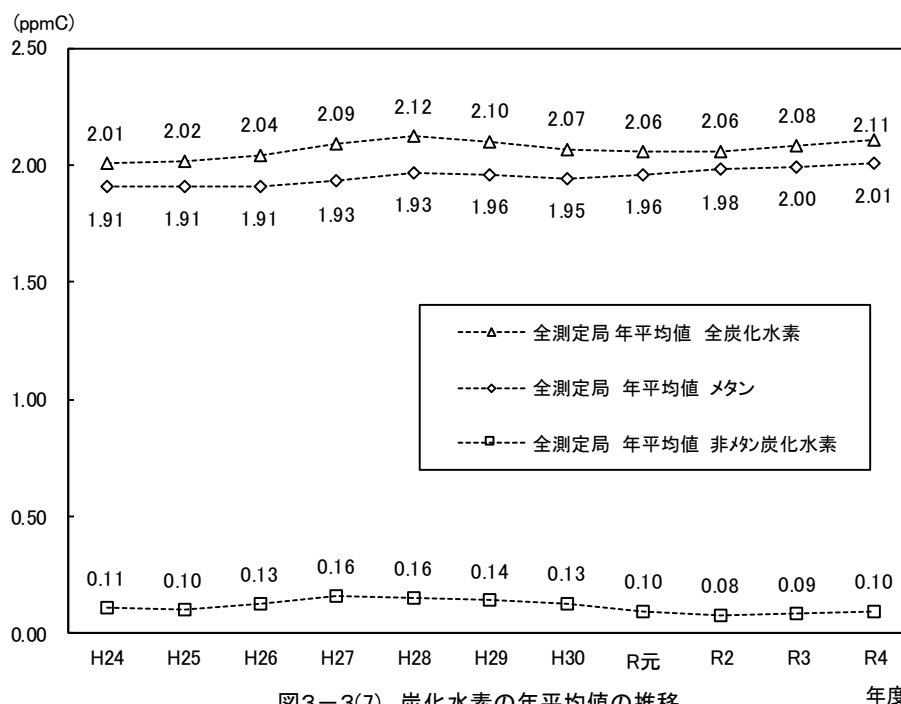


図3-3(7) 炭化水素の年平均値の推移

表3-3(7)-1 炭化水素の6～9時における測定結果

(令和4年度)

種別	測定局名	用途地域	6～9時測定日数	測定時間	メタン(CH <sub>4</sub> )	非メタン炭化水素(NMHC)		全炭化水素(T-HC)			
					年平均値	<指針値> 午前6時～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にあること。		年平均値	最高値	最低値	
						年平均値	3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合				
							ppmC				ppmC
一般局	大原	住宅	363	8642	2.02	0.07	0	0.0%	2.09	2.74	1.89
自排局	平	商業	365	8658	2.00	0.12	9	2.5%	2.12	4.02	1.91

(備考) ppmCとは、メタン濃度を基準にした濃度を示す。

表3-3(7)-2 炭化水素の経年変化(6～9時における年平均値)

(単位: ppmC)

種別	測定局名	用途地域	項目	年 度										
				H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
一般局	大原	住宅	メタン	1.92	1.93	1.93	1.94	1.94	1.96	1.96	1.97	2.00	2.01	2.02
			非メタン炭化水素	0.11	0.09	0.11	0.10	0.10	0.09	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07
			全炭化水素	2.02	2.02	2.04	2.04	2.04	2.05	2.03	2.04	2.07	2.08	2.09
自排局	平	商業	メタン	1.89	1.89	1.89	1.92	2.00	1.96	1.93	1.95	1.96	1.98	2.00
			非メタン炭化水素	0.11	0.11	0.14	0.22	0.20	0.19	0.18	0.12	0.09	0.10	0.12
			全炭化水素	1.99	2.01	2.04	2.14	2.20	2.15	2.10	2.07	2.05	2.08	2.12

## 4 いわき市の大気汚染緊急時における対応について

本市は、市内の大気汚染緊急時<sup>(注1)</sup>における健康被害を防止するため、「いわき市大気汚染常時監視要綱」及び「いわき市大気汚染緊急時対策要領」を策定し、二酸化硫黄や光化学オキシダントについて、大気汚染緊急時に係る予報<sup>(注2)</sup>を発令するとともに、予報及び注意報等<sup>(注3)</sup>発令時における措置（事業場へのばい煙量排出削減の要請、関係機関への注意喚起等）を定めています。

令和4年度においては、二酸化硫黄および光化学オキシダントについての発令はありませんでした。

(注1) 「大気汚染緊急時」とは、市内で常時監視している大気汚染物質の濃度が高くなり、健康被害が発生するおそれがあると判断されるレベルに到達し、かつ、この状況が継続すると判断される場合をいう。

(注2) 予報については、「福島県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、福島県も発令を行う。

(注3) 注意報以上（注意報、警報及び重大警報）については、「福島県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、福島県のみが発令を行う。

表3-4-1 市内の光化学スモッグ注意報発令状況及び被害届出状況

注意報発令年度	発令回数	被害届出者数(人)
昭和50年度	3	31
昭和51年度	1	2
昭和53年度	1	38
平成18年度	1	0
平成21年度	3	11
平成22年度	1	0
平成27年度	1	0

表3-4-2 いわき市大気汚染常時監視要綱に基づく二酸化硫黄の予報発令基準

発令区分	発令の基準	対象工場に要請する措置	解除の基準
第1段階予報	二酸化硫黄濃度の1時間値が0.06ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	二酸化硫黄排出量の削減準備	発令の基準に該当しない状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。
第2段階予報	二酸化硫黄濃度の1時間値が0.08ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	二酸化硫黄排出量の削減	
第3段階予報	二酸化硫黄濃度の1時間値が0.1ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	通常二酸化硫黄排出量の概ね20%の削減	

(備考) 「通常二酸化硫黄排出量」は、対象工場から排出される二酸化硫黄の量であって、予報の発令時以前の5時間における1時間当たりの平均値をいう。

表3-4-3 いわき市大気汚染常時監視要綱に基づく光化学オキシダントの予報発令基準

発令の基準	対象工場に要請する措置	解除の基準
光化学オキシダント濃度の1時間値が0.1ppm以上の状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。	燃料等の不要不急の燃焼の自粛	発令の基準に該当しない状態になり、かつ、気象状況等によりその状態が継続すると認められるとき。

## 5 いわき市のPM2.5に係る対応について

福島県は、「PM2.5に係る対応について」を定め、県内の10測定局（本市は2測定局）のうち1局でも基準を超えた場合、県内全域を対象として、「PM2.5 注意喚起情報」の提供を行っています。

なお、県から注意喚起情報の提供があったとき、本市でも、「いわき市のPM2.5に係る対応について」に基づき、注意喚起情報の提供を行っています。

令和4年度においては、県からの注意喚起情報の提供はありませんでした。

表3-5-1 PM2.5注意喚起情報の提供について

注意喚起情報提供年度	回数	基準を超過した測定局
平成25年度	1	会津若松局

表3-5-2 福島県のPM2.5注意喚起情報提供の基準

	注意喚起の基準	注意喚起の目途	対象地域	解除の基準
午前中	県内の測定局のいずれかで、午前5時から午前7時までの1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過したとき。	午前7時30分	福島県全域	午後7時までのPM2.5濃度の1時間値が2時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、又は、午後7時までに解除の基準を満たさない場合は、午前0時をもって自動解除となる。
午後	県内の測定局のいずれかで、午前5時から正午までの1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過したとき。	午後0時30分		

（備考）注意喚起情報の提供及び注意喚起の解除は、近隣局の濃度推移傾向も考慮して実施されます。

## 6 有害大気汚染物質モニタリング調査

本市は、大気汚染防止法第18条の44第1項及び第22条第1項に基づき、有害大気汚染物質について、優先取組物質を中心とした環境モニタリング調査を平成9年度から実施しています。

### 有害大気汚染物質とは

『継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある(長期毒性を有する)物質で大気の汚染の原因となるもの』であり、この有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうち、22物質が優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)として選定されている。

そのうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については、環境基準が設定されており、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにするため、その維持又は早期達成に努めるものとされている。

● 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質:247物質

全ての物質に大気汚染防止法の規定が適用されるものではないが、健康被害の未然防止の見地から、行政は物質の有害性、大気環境濃度等に関する基礎的情報の収集整理に努めるとともに、事業者等は自主的に排出等の抑制に努めることが期待されるもの

● 優先取組物質:22物質

大気汚染防止法の規定が適用され、行政は、優先取組物質に特に重点を置いて、物質の有害性、大気環境濃度、発生源等について体系的に詳細な調査を行うほか、事業者に対して排出又は飛散の抑制技術の情報等の提供等に努め、事業者の自主的な排出等の抑制努力を促進するもの

● 指針値設定物質:10物質

有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や、事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待できるもの

※ なお、水銀及びその化合物については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられている。

### 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(247物質)※1

#### 優先取組物質(22物質)

##### 環境基準(4物質)

・ベンゼン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・ジクロロメタン

##### 指針値(10物質)

・アクリロニトリル ・塩化ビニルモノマー ・ニッケル化合物  
 ・クロロホルム ・1,2-ジクロロエタン ・1,3-ブタジエン ・ヒ素及びその化合物  
 ・マンガン及びその化合物 ・アセトアルデヒド ・塩化メチル

・クロム及び三価クロム化合物 ・六価クロム化合物 ・酸化エチレン  
 ・トルエン ・ベリリウム及びその化合物 ・ベンゾ[a]ピレン ・ホルムアルデヒド  
 ・ダイオキシン類※2

・その他 226物質※3

※1 水銀及びその化合物については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられている。

※2 ダイオキシン類対策特別措置法により対応している。

※3 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質である「クロム及びその化合物」は、優先取組物質においては「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」の2つの物質として分類されているため、優先取組物質以外の物質数は226物質となる。

表3-6-1 有害大気汚染物質の環境基準

物質	環境基準	用途など
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	さまざまな化学物質の原料に用いられる 自動車や工場等からの排出ガスから発生
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	代替フロン原料や金属表面に付着した油の 除去などに用いられる
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	代替フロン原料や金属表面に付着した油の 除去などに用いられる
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	溶剤や金属表面に付着した油の除去などに用 いられる

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表3-6-2 有害大気汚染物質(水銀及びその化合物を含む)による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

物質	指針値	用途など
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	合成樹脂の原料など
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	ポリ塩化ビニルなどの合成樹脂の原料
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	代替フロンやフッ素の原料など
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	塩化ビニルモノマーの原料など
水銀及びその化合物	1年平均値が $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること	電池、蛍光灯、アマルガムなど
ニッケル化合物	1年平均値が $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること	合金、触媒、電池など
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	合成ゴム、合成樹脂の原料など
ヒ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ng As}/\text{m}^3$ 以下であること	液晶ガラス原料、半導体材料など
マンガン及びその化合物	1年平均値が $0.14\mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下であること	合金、鉄鋼製品脱酸剤など
アセトアルデヒド	1年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	化学物質(塗料溶剤、防腐剤等)の合成原料
塩化メチル	1年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	シリコーン樹脂、界面活性剤等の原料

(備考)

1 指針値は、現段階では「有害性評価に係るデータの科学的信頼性」が不十分であっても、大気モニタリングや事業者の排出抑制の指標として設定されたもので、環境基準とは区別されている。

2 水銀及びその化合物については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられている。

第3章 大気汚染

令和4年度は市内4か所の大気測定局敷地内において、優先取組物質計22物質（水銀及びその化合物を含む。）について測定しました（優先取組物質のうち、ダイオキシン類の調査結果については第8章を参照）。

測定の結果、環境基準の定められているベンゼン等4物質については、測定したすべての地点で環境基準を下回りました。

また、指針値が設定されているアクリロニトリル等11物質のうち、ヒ素及びその化合物を除く10物質については、測定したすべての地点で指針値を下回りました。ヒ素及びその化合物については、2地点で指針値を上回りましたが、これは市内の事業場の影響によるものと考えられます。

その他7物質の測定結果は、全国調査結果（令和3年度）の範囲内となっています。

表3-6-3 有害大気汚染物質(水銀及びその化合物を含む)調査結果

(令和4年度)

[単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  (\*は $\text{ng}/\text{m}^3$ )]

No.	測定項目	測定地点	全国標準監視地点	地域特設監視地点			環境基準値等	地域分類別の全国平均値 (濃度範囲)	
			揚土局	大原局	中原局	上中田局		一般環境	発生源周辺
1	ベンゼン		0.41	—	—	—	3	一般環境	0.71 ( 0.21 ~ 2.0 )
2	トリクロロエチレン		0.045	—	—	—	130	一般環境	0.33 ( 0.0034 ~ 4.0 )
3	テトラクロロエチレン		0.005	—	—	—	200	一般環境	0.087 ( 0.0048 ~ 0.60 )
4	ジクロロメタン		0.96	—	—	—	150	一般環境	1.3 ( 0.34 ~ 6.7 )
5	アクリロニトリル		0.0098	—	—	—	2	一般環境	0.046 ( 0.0012 ~ 0.62 )
6	塩化ビニルモノマー		0.029	—	—	—	10	一般環境	0.037 ( 0.0018 ~ 2.7 )
7	クロロホルム		0.18	—	—	—	18	一般環境	0.24 ( 0.024 ~ 10 )
8	1,2-ジクロロエタン		0.063	—	—	—	1.6	一般環境	0.12 ( 0.030 ~ 0.62 )
9	水銀及びその化合物*		1.7	—	7.1	1.7	40	一般環境	1.7 ( 0.50 ~ 2.8 )
		発生源周辺						2.1 ( 0.91 ~ 11 )	
10	ニッケル化合物*		0.80	—	—	—	25	一般環境	2.1 ( 0.085 ~ 18 )
11	1,3-ブタジエン		0.0052	—	—	—	2.5	一般環境	0.058 ( 0.0023 ~ 0.64 )
12	ヒ素及びその化合物*		1.6	13	7.9	—	6	一般環境	0.82 ( 0.050 ~ 3.9 )
		発生源周辺						3.2 ( 0.16 ~ 20 )	
13	マンガン及びその化合物*		6.2	—	—	—	140	一般環境	15 ( 0.53 ~ 110 )
14	アセトアルデヒド		1.1	—	—	—	120	一般環境	2.1 ( 0.47 ~ 13 )
15	塩化メチル		1.2	—	—	—	94	一般環境	1.4 ( 0.016 ~ 8.7 )
16	クロム及びその化合物* (クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物)		0.82	—	—	—		一般環境	3.7 ( 0.051 ~ 27 )
17		一般環境						0.061 ( 0.011 ~ 0.22 )	
18	酸化エチレン		0.035	—	—	—		一般環境	5.4 ( 0.39 ~ 79 )
19	トルエン		2.4	—	—	—		一般環境	0.015 ( 0.0016 ~ 0.10 )
20	ベリリウム及びその化合物*		0.0053	—	—	—		一般環境	0.15 ( 0.0048 ~ 2.3 )
21	ベンゾ(a)ピレン*		0.039	—	—	—		一般環境	2.4 ( 0.64 ~ 10 )
22	ホルムアルデヒド		1.3	—	—	—		一般環境	

(備考)

1 No.1~4は、環境基準が設定されている測定項目(年平均値で評価)。

2 No.5~15は、指針値が設定されている測定項目(年平均値で評価)。

3 全国平均値及び濃度範囲は「令和3年度大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告)(環境省水・大気環境局)」から引用。



## 7 アスベスト調査

大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、年4回アスベスト等の測定を実施しています。

令和4年度は、市内2か所で大気中の総繊維数<sup>(注1)</sup>濃度を測定した結果、濃度範囲はND～0.29(本/リットル)の範囲となり、大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界におけるアスベストの規制基準(10本/リットル)に比べて低い値になっています。

なお、アスベスト等の測定については、環境省によるアスベストモニタリングマニュアル(第4.2版:令和5年3月現在)に基づき、令和元年度より総繊維数濃度としています。

(注1) 総繊維数とは、長さ5 $\mu$ m以上、幅(直径)3 $\mu$ m未満で、かつ長さとの幅の比(アスペクト比)が3:1以上のアスベストを含む繊維状物質を計数したものをいう。

### アスベストとは

石綿(インワタまたはセキメン)ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。主成分は、珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別される。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や、飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。

その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されていたが、現在では製造等が禁止されている。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

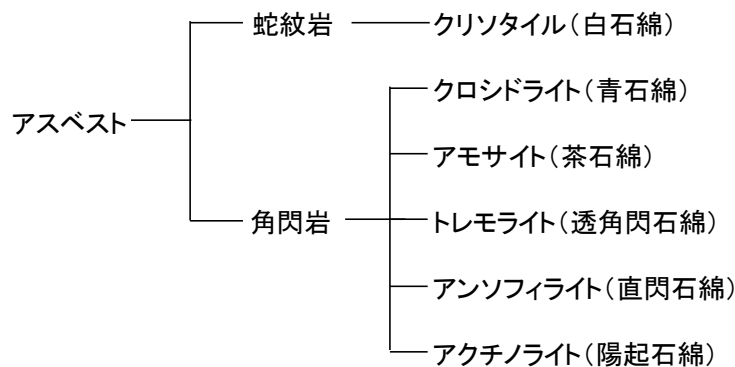


表3-7 アスベスト等の測定結果

(単位:本/ℓ)

測定地点	測定年度	測定結果			
		春 期	夏 期	秋 期	冬 期
環境監視センター 敷地内 (大原局)	平成25年度	0.11	0.12	0.13	0.19
	平成26年度	0.12	0.13	0.10	0.10
	平成27年度	0.14	0.16	0.09	0.06
	平成28年度	0.06	0.28	0.16	0.26
	平成29年度	0.08	0.05	0.08	0.05
	平成30年度	0.11	0.07	0.05	0.11
	令和元年度	(0.23)	(0.64)	(0.58)	(0.21)
	令和2年度	(0.29)	(0.31)	(0.26)	(0.22)
	令和3年度	(0.32)	(0.07)	(0.06)	ND
	令和4年度	(0.15)	(0.20)	(0.056)	(0.081)
揚土局	平成29年度	0.13	0.08	0.06	0.06
金山局	令和元年度	(0.13)	(0.67)	(0.36)	(0.26)
上中田局	令和2年度	(0.25)	(0.21)	(0.25)	(0.25)
四倉局	平成28年度	0.08	0.20	0.09	0.08
	令和4年度	(0.081)	(0.29)	ND	(0.056)
中央台局	平成25年度	0.13	0.13	0.12	0.21
	平成30年度	0.17	0.11	0.06	0.09
中原局	平成25年度	—	0.15	—	—
渡辺公民館		—	—	0.15	—
常磐局	平成26年度	0.14	0.18	0.12	0.09
	令和3年度	(0.07)	(0.08)	(0.07)	(0.05)
花ノ井局	平成27年度	0.15	0.16	0.10	0.08

(備考) 数値はアスベスト濃度、( )は、総繊維数濃度を示す。

ND(不検出)は、検出下限未満であることを示す。

## 8 酸性雨調査

大気汚染常時監視の一環として、酸性物質等の沈着量について年間を通して把握することにより、酸性雨対策のための基礎資料を得ることを目的に、昭和59年度から継続的に調査を行っています。

また、東北都市環境問題対策協議会の共同調査の一環として、酸性雪（雨）調査を併せて行っています。

### 酸性雨とは

化石燃料などの燃焼で生じた硫黄酸化物や窒素酸化物などを起源とする酸性物質が、雨、霧、雪などに溶け込み地表に降ってくるものを湿性降下物、ガスやエアロゾルなど乾いた粒子等の形で降ってくるものを乾性降下物といい、両者を併せた酸性降下物全体を酸性雨と呼ぶ。酸性雨の目安はpH5.6とされているが、これは大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和した際にpH5.6を示すためである。（ただし、自然界では噴火などの火山活動で酸性のガスが放出され、pH5.0くらいまで下ることがある。）

欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や森林の衰退が報告され、国境を越えた国際的な問題となっている。一方、日本では、欧米並みの酸性雨が観測されているが、生態系への影響については明確な兆候はみられていない。しかし、酸性雨が今後も降り続けば、将来、影響が顕在化するおそれがある。

また、酸性雨の特色として、硫黄酸化物や窒素酸化物などの原因物質が、発生源となる地域から数千キロも離れた地域に影響を及ぼす性質がある。酸性雨は、従来、先進国の問題と考えられてきたが、近年、開発途上国における工業化の進展により、大気汚染物質の排出量は増加しており、広域的な酸性雨の被害も大きな問題となってきている。

### (1) 通年調査

環境監視センター屋上にろ過式採取装置及び自動開閉式採水装置を設置し、2種類の採取方法により、2週間毎に降水を採取しました。

調査の結果、令和4年度における市内の酸性雨状況の年平均は、ろ過式がpH5.11、自動開閉式がpH5.04で、全国環境研協議会第6次酸性雨全国調査（令和2年度）と比較すると、全国の地点別平均値（4.55～6.04）の範囲内であり、本市の酸性雨状況は全国とほぼ同程度と考えられます。

また、平成9年度からの本市の全降雨pHの年平均は4.51～5.59（ろ過式・自動開閉式含む。）の範囲内で推移しています。

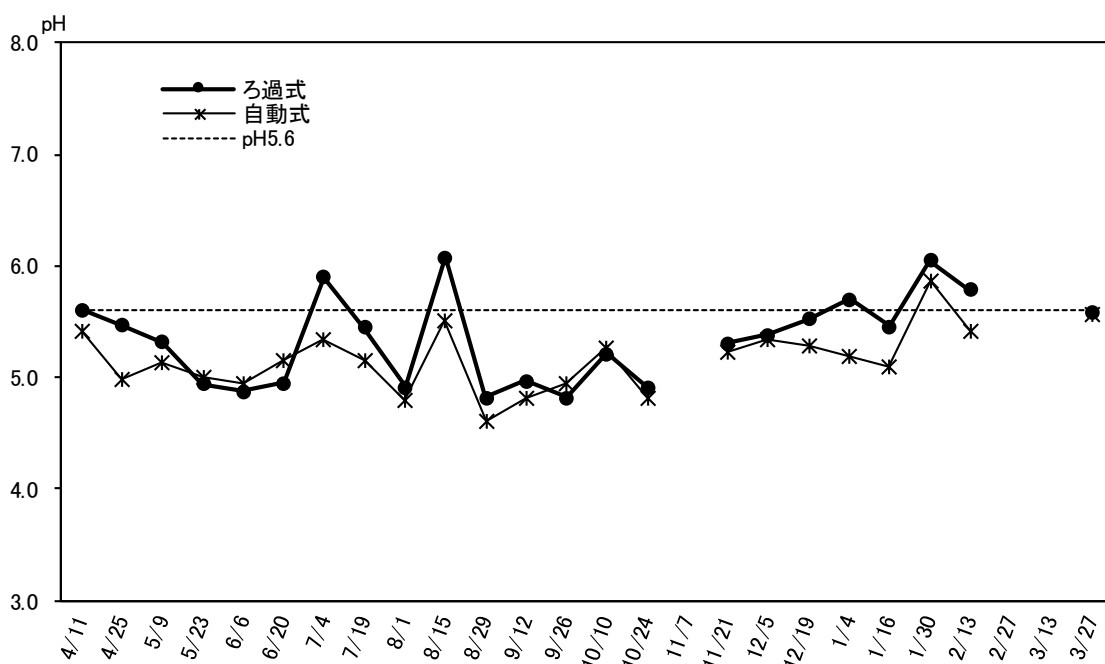


図3-8(1) 酸性雨通年調査結果

月日

表3-8(1)-1 酸性雨(通年)調査の全降水pH結果

(令和4年度)

No.	捕集期間			ろ過式		自動開閉式	
				降水量	pH	降水量	pH
	月日	～	月日	mm		mm	
1	3月28日	～	4月11日	29.62	5.61	9.55	5.42
2	4月11日	～	4月25日	63.69	5.47	59.24	4.98
3	4月25日	～	5月9日	88.85	5.32	76.11	5.13
4	5月9日	～	5月23日	53.82	4.94	47.13	5.00
5	5月23日	～	6月6日	60.51	4.88	59.87	4.94
6	6月6日	～	6月20日	79.62	4.95	58.28	5.15
7	6月20日	～	7月4日	22.61	5.90	23.89	5.35
8	7月4日	～	7月19日	41.40	5.45	42.04	5.15
9	7月19日	～	8月1日	58.92	4.91	78.98	4.80
10	8月1日	～	8月15日	25.48	6.07	22.61	5.50
11	8月15日	～	8月29日	57.64	4.82	53.50	4.61
12	8月29日	～	9月12日	36.94	4.97	26.11	4.82
13	9月12日	～	9月26日	144.90	4.82	161.15	4.95
14	9月26日	～	10月10日	68.47	5.22	55.41	5.26
15	10月10日	～	10月24日	24.20	4.92	21.66	4.81
16	10月24日	～	11月7日	0.00	-	0.00	-
17	11月7日	～	11月21日	25.48	5.30	23.25	5.23
18	11月21日	～	12月5日	80.25	5.38	73.57	5.35
19	12月5日	～	12月19日	31.21	5.52	27.71	5.28
20	12月19日	～	1月4日	17.83	5.71	14.01	5.20
21	1月4日	～	1月16日	15.61	5.45	14.01	5.09
22	1月16日	～	1月30日	10.19	6.05	9.24	5.86
23	1月30日	～	2月13日	37.58	5.78	34.71	5.41
24	2月13日	～	2月27日	0.00	-	0.00	-
25	2月27日	～	3月13日	0.00	-	0.00	-
26	3月13日	～	3月27日	97.13	5.59	105.10	5.56
降水量換算合計				1172.0	5.11(平均)	1097.1	5.04(平均)

(備考) 降雨水捕集面積は、ろ過式、自動開閉式ともに314.0cm<sup>2</sup>

(2) 酸性雪(雨)調査

環境監視センターの屋上に降雪採取装置を設置し、1月中旬から2月中旬までの1週間毎の降雪(雨)を採取しました。

調査結果は、表3-8(2)のとおりです。

表3-8(2) 酸性雪(雨)調査結果

(令和4年度)

区分(調査年月日)	貯水量 (ml)	pH	導電率 ( $\mu$ S/cm)
第1期(R5.1.16~1.22)	0	-	-
第2期(R5.1.23~1.29)	330	6.66	45.0
第3期(R5.1.30~2.5)	0	-	-
第4期(R5.2.6~2.12)	2,050	5.96	10.7

(備考) 捕集面積は、651cm<sup>2</sup>

## 9 事故等緊急時の調査

工場における火災などにより、人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特定物質が大気中に多量に排出された際には、直ちに現地調査を実施し、原因究明及び再発防止に係る指導等を行っています。

令和4年度に発生した「いわき市公害防止条例」に定める大気汚染事故の発生件数は計4件で、その内訳は、表3-9のとおりです。

なお、令和4年度は、「大気汚染防止法（以下、この章において「法」という。）」又は「福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、この章において「県条例」という。）」に基づく措置を命じた事故はありませんでした。

表3-9 大気汚染事故の内訳（令和4年度）

事故内訳	件数
排出ガス等の大気放出	2
火災・爆発	2
合計	4

## 10 法令に基づく届出状況

法及び県条例により、ばい煙や粉じんの発生施設を設置、変更又は廃止等する場合、届出が義務づけられています。

令和4年度末における事業場からの届出状況は、次のとおりです。

(1) ばい煙発生施設（表3-10(1)）

法に基づくばい煙発生施設数は、715施設（178事業場）となっています。

(2) 揮発性有機化合物排出施設（表3-10(2)）

法に基づく揮発性有機化合物排出施設数は、10施設（4事業場）となっています。

(3) 一般粉じん発生施設（表3-10(3)）

法に基づく一般粉じん発生施設数は、339施設（61事業場）となっています。

(4) 特定粉じん発生施設（表3-10(4)）

法に基づく特定粉じん発生施設は、設置されていません。

(5) 特定粉じん排出等作業（表3-10(5)）

法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数は、20件となっています。

(6) 水銀排出施設（表3-10(6)）

法に基づく水銀排出施設数は、31施設（15事業場）となっています。

(7) ばい煙指定施設（表3-10(7)）

県条例に基づくばい煙指定施設数は、96施設（20事業場）となっています。

◆法に基づく届出状況（令和5年3月末現在）

表3-10(1) ばい煙発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	ボイラー	519
3	金属精錬用 焙焼炉等	3
5	金属精製等用 溶解炉	9
6	金属熱処理等用 加熱炉	6
9	窯業製品用 熔融炉等	23
10	無機化学工業品用 反応炉等	4
11	乾燥炉	24
13	廃棄物焼却炉	20
14	亜鉛精錬用 焙焼炉等	17
19	塩素反応施設等	26
21	燐酸質肥料用 反応施設等	1
24	鉛第二次精錬用 溶解炉	1
25	鉛蓄電池用 溶解炉	13
29	ガスタービン	3
30	ディーゼル機関	46
施設合計		715
届出事業場数		178

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第一による。

表3-10(2) 揮発性有機化合物排出施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	溶剤使用化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設	1
4	粘着テープ等接着用乾燥施設	4
施設合計		10
届出事業場数		4

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第一の二による。

表3-10(3) 一般粉じん発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	コークス炉	0
2	堆積場	87
3	コンベア	189
4	破砕機・摩砕機	39
5	ふるい	24
施設合計		339
届出事業場数		61

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第二による。

表3-10(4) 特定粉じん発生施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	解綿用機械	0
2	混合機	0
3	紡績用機械	0
4	切断機	0
5	研磨機	0
6	切削用機械	0
7	破砕機・摩砕機	0
8	プレス	0
9	穿孔機	0
施設合計		0
届出事業場数		0

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行令別表第二の二による。

表3-10(5) 特定粉じん排出等作業実施状況

番号	届出の種類 作業の種類	作業実施件数	
		通常作業 法第18条の 15第1項	緊急時 法第18条の 15第2項
1	解体作業	14	0
2	改造・補修作業	6	0
作業数計		20	0
届出数計		20	0

(備考)作業の種類番号は、大気汚染防止法施行令第三条の四による。

表3-10(6) 水銀排出施設設置状況

番号	施設名	施設数
1	小型石炭混焼ボイラー	1
2	石炭燃焼ボイラー	0
3	一次施設(銅又は工業金)	8
4	一次施設(鉛又は亜鉛)	1
5	二次施設(銅、鉛又は亜鉛)	3
6	二次施設(工業金)	0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	0
8	廃棄物焼却炉	18
9	水銀回収施設	0
施設合計		31
届出事業場数		15

(備考)施設番号は、大気汚染防止法施行規則別表第三の三による。

## ◆県条例に基づく届出状況（令和5年3月末現在）

表3-10(7) ばい煙指定施設設置状況

番号	施設名	施設数
1 ばい煙指定施設に係る	1 金属精製等用 溶解炉	0
	2 無機化学工業用焼成炉	28
	3 製鉄・製鋼等用 電気炉	0
	4 廃棄物焼却炉	1
	5 活性炭原料用炭化施設	0
2 指定有害物質に係るばい煙指定施設	1 ボイラー(石炭燃料)	5
	2 ボイラー(廃棄物固形化燃料等)	3
	3 建設用粘土製造用焼成炉	0
	4 磷酸質肥料等製造用反応施設等	1
	5 化学製品用食塩電解施設	8
	6 廃棄物焼却炉	15
	7 銅・鉛・亜鉛製錬用焙焼炉	17
	8 銅・鉛・亜鉛二次製錬等用 溶解炉	5
	9 鉛蓄電池用 溶解炉	13
	10 コークス炉	0
施設合計		96
届出事業場数		20

(備考)施設番号は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第一による。

1.1 大気発生源立入検査

本市は、大気環境基準等を維持・達成するため、法及び県条例に基づき、固定発生源に対し立入検査を行い監視指導を行っています。

表3-11-1 工場・事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物 (SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度)	
	有害物質	カドミウム、カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		塩素、塩化水素	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		フッ素、フッ化水素、フッ化ケイ素	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用熔融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		鉛、鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準
		窒素酸化物 (NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	施設・規模ごとの排出基準
揮発性有機化合物 (VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉碎・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 ・集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん (石綿)	1. 切断機等における石綿の粉碎、混合その他の機械的処理 2. 吹き付け石綿使用建築物等の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
水銀等		水銀を排出する次の施設 石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造設備	施設・規模ごとの排出基準	
特定物質(28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 ・事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	
有害大気汚染物質	247物質(群) このうち「優先取組物質」として22物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 ・事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準

(備考)

- 有害物質については、福島県知事により、物質ごとに上乗せ基準が設定されている。
- 福島県生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の事項について規制を行っている。



## (1) ばい煙発生施設等検査

法及び県条例に定めるばい煙発生施設等を有する事業場の排出基準の適合状況について確認するため、令和4年度は3事業場に対し、窒素酸化物など延べ9項目の検査を行いました。検査の結果、すべての施設の排出ガスが、法及び県条例の排出基準を下回っていました。

## (2) 特定粉じん排出等作業検査

法に定める特定粉じん排出等作業届出 20 件のうち、7件に対し、作業基準に係る遵守状況の確認検査を行いました。

## (3) 大気発生源届出状況確認検査

法に定めるばい煙発生施設及び県条例に定めるばい煙指定施設を有する事業場に対し、当該施設に係る維持管理状況の確認検査を行いました。

検査の結果、検査した 44 事業場のうち5事業場において、法及び県条例に係る違反を確認したため、早急に改善するよう指導を行いました。

表3-11-2 大気発生源立入検査指導内容

指 導 事 項		延べ施設数
指導内容	排出基準超過	0
	測定不実施、測定回数不足、未記録、未保存及び虚偽の記録	1
	氏名の変更等の届出書及び承継届出書の未届出	8
	設置届出書・変更届出書及び使用届出書の未届出	0
	設置届出書等の届出内容の不備	0
合 計		9
是正指導した事業場数		5事業場

## 第 4 章 悪 臭

### 1 悪臭の概況

悪臭とは、人が感じる「いやなにおい」「不快なにおい」の総称です。その強さや頻度、時間によっては「いいにおい」も悪臭として感じられることがあり、また、においには嗜好性や慣れも影響するなど、感覚には個人差があります。

本市は、事業活動に伴い悪臭を発生している事業場に対し特定悪臭物質による濃度規制を行っており、悪臭苦情が申立てられた事業場を中心に立入検査を実施しています。

令和4年度は、規制基準を超過した事業場はありませんでした。

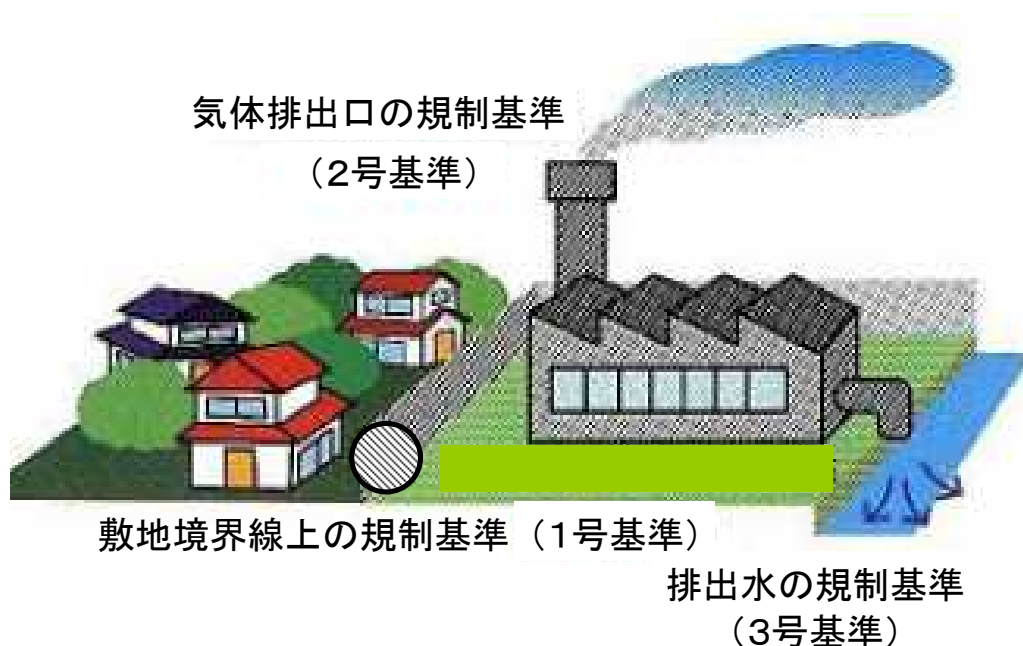
### 2 悪臭防止対策

現在、悪臭について環境基準は設定されていませんが、悪臭防止法により、事業活動に伴い悪臭を発生する事業場に対し規制基準が設定されています。

規制方式は、悪臭の原因となる典型的な化学物質を『特定悪臭物質』としてその濃度等を規制する方法と、種々の悪臭物質は複合状態が想定されることから物質を特定しないで人間の嗅覚を用いた測定法による基準（『臭気指数』）で規制する方法の二通りがあります。

これらは、悪臭として環境に支障を与えない程度となるよう、事業場の敷地境界線上及び気体排出口における大気並びに排水について規制基準が設定されています。

本市は、『特定悪臭物質』による規制方法を採用しており、22種類の物質について規制基準値を設定し、また、都市計画法の都市計画区域及び都市計画区域外の一部地域を規制地域に指定し、規制を行っています（表4-2-1～3を参照）。



### 3 悪臭調査

令和4年度は、悪臭苦情が寄せられた2事業場に対し、敷地境界等における特定悪臭物質濃度を測定した結果、すべての事業場について規制基準の超過は認められませんでした。

また、同2事業場に対して嗅覚測定法による臭気指数調査を併せて実施し、「福島県悪臭防止対策指針」<sup>(注)</sup>に準じて評価した結果、すべての事業場について同指針に定める基準の超過は認められませんでした。

(注) 本市は「福島県悪臭防止対策指針」の適用地域から除かれています。

表4-2-1 悪臭防止法に定める規制物質

No.	特定悪臭物質名	に お い の 性 質	主 な 発 生 源
1	アンモニア (NH <sub>3</sub> )	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
2	メチルメルカプタン (CH <sub>3</sub> SH)	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
3	硫化水素 (H <sub>2</sub> S)	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
4	硫化メチル ((CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> S)	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
5	トリメチルアミン ((CH <sub>3</sub> ) <sub>3</sub> N)	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
6	二硫化メチル (CH <sub>3</sub> SSCH <sub>3</sub> )	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
7	アセトアルデヒド (CH <sub>3</sub> CHO)	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
8	スチレン (C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH=CH <sub>2</sub> )	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
9	プロピオン酸 (CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> COOH)	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
10	ノルマル酪酸 (CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> COOH)	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
11	ノルマル吉草酸 (CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> COOH)	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
12	イソ吉草酸 ((CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> COOH)	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
13	トルエン (C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub> )	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
14	キシレン (C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> )	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
15	酢酸エチル (CH <sub>3</sub> CO <sub>2</sub> C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> )	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
16	メチルイソブチルケトン (CH <sub>3</sub> COCH <sub>2</sub> CH(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> )	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
17	イソブタノール ((CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> OH)	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
18	プロピオンアルデヒド (CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> CHO)	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼き付け塗装工程を有する事業場等
19	ノルマルブチルアルデヒド (CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>2</sub> CHO)	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼き付け塗装工程を有する事業場等
20	イソブチルアルデヒド ((CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCHO)	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼き付け塗装工程を有する事業場等
21	ノルマルパレルアルデヒド (CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> CHO)	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼き付け塗装工程を有する事業場等
22	イソパレルアルデヒド ((CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CHCH <sub>2</sub> CHO)	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼き付け塗装工程を有する事業場等

表4-2-2 悪臭防止法第4条に基づく規制基準値(平成11年3月15日いわき市告示第90号)

区 域 物 質 名	敷 地 境 界 (ppm)			排 出 口 (Nm <sup>3</sup> /h)	排 出 水 (mg/L)
	A 区 域	B 区 域	C 区 域		
アンモニア	1	2	5	(注)1	規 制 な し
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07		
トルエン	10	30	60		
キシレン	1	2	5		
酢酸エチル	3	7	20		
メチルイソブチルケトン	1	3	6		
イソブタノール	0.9	4	20		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5		
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05		
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01		
硫化水素	0.02	0.06	0.2		
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01		
硫化メチル	0.01	0.05	0.2		
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1		
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5		
スチレン	0.4	0.8	2		
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2		
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	規 制 な し	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004		
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01		

(注)1  $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$   
 $q$ : 悪臭物質の流量(Nm<sup>3</sup>/h)  
 $He$ : 補正された排出口高さ(m)  
 (5m未満は規制せず)  
 $Cm$ : 敷地境界における規制基準値(ppm)  
 $He: Ho + 0.65(Hm + Ht)$   
 $Hm = \frac{0.795 \sqrt{(Q \cdot V)}}{1 + 2.58 / V}$   
 $Ho$ : 排出口の実高さ(m)  
 $Q$ : 15°Cにおける排出ガス流量(m<sup>3</sup>/sec)  
 $V$ : 排出ガスの排出速度(m/sec)  
 $T$ : 排出ガスの温度(K)  
 $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$   
 $J = \frac{1}{\sqrt{(Q \cdot V)}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$

(注)2  $CLm = k \times Cm$   
 $CLm$ : 悪臭物質の排出水中の濃度(mg/L)  
 $k$ : 悪臭物質の種類及び排出水量ごとに定められた値(mg/L)  
 $Cm$ : 敷地境界における規制基準値(ppm)

表4-2-3 悪臭防止法による規制地域の区域区分

(平成11年3月15日いわき市告示第90号、最終改正：平成24年3月15日)

地域の区分	あ て は め 地 域
A 区 域	第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域
B 区 域	商業地域・準工業地域・市街化調整区域 都市計画区域外の区域のうち悪臭の発生を防止する必要がある地域*
C 区 域	工業地域・工業専用地域

\* 都市計画区域外の区域のうち悪臭の発生を防止する必要がある地域(字を省略)は次のとおりである。

山田町	林越、道端、寺作、山ノ神、原前、川中子、社岡、西山、反町、君田、窪根、塙沢
遠野町入遠野	久保目、天王、越台、白鳥、中野、官沢、平口、関屋、落合、諏訪、田子内 四条内、羽黒、作、中内、中妻、有実
遠野町上遠野	川張、原前、大黒山、中ノ町、土橋、根小屋、本町、猫塚、堀切、西町、白幡 赤坂
遠野深山田	洞沢、福井、釜ノ前、稲荷林、川堀、大林
遠野町滝	銅谷、上砂、北里保、島廻、曾ノ木、馬場前、東中山、西中山、小久保、西ノ内 中井
遠野町大平	五反田、曲藤、細畑、上中根、清道、堀ノ内、植木田
遠野町上根本	折松、岩崎、小谷、荒神平、坂下、中内、堂ノ越、早川、白坂、川畑、矢本、根本
田人町旅人	滑石、吉沼、村木立、宝坂、松葉、道伝、熊ノ倉、上平石、下平石
田人町黒田	大久保
田人町貝泊	井出、コブキ、耕土、桐木、唐梅、久子ノ内、大柴
川前町上桶売	小久田、畝分田、五斗巻、中里、宮下、根本、岩ノ作
川前町小白井	全域
三和町差塩	館下、堀添、君石、仲ノ町、江添、川下、東作、道添、大久保
小川町柴原	桐ヶ岡、荒田、永久保、茶畠、葉ノ木田、水貫、大社、中ノ沢、五平久保、谷下 一ツ橋、植ノ山、宮ノ脇
小川町西小川	上野地、中野地、上ノ原、平久田、小橋、淵沢
小川町上小川	片石田、和具、中川原、石保町、入生田、川原
小川町塩田	北前、北沢、中島
好間町榎小屋	原、中平、京塚、小畑、川迎、生木葉、野尻
好間町大利	篠登城、戸田作、小川崎、西田、道内、仲田、向山
大久町大久	地切、能田、稲荷前、新屋敷、萩平、寺前、中ノ内、川上、川原

---

## 第5章 騒音・振動

---

### 1 騒音・振動の概況

市内の騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、一般地域及び自動車騒音の影響を受ける道路に面する地域について、それぞれ測定を行っています。

令和4年度の調査の結果、高速自動車道沿線及び一般地域ではすべての地点で環境基準を達成し、道路に面する地域では、評価した区間のうちの97.3%の住居等において環境基準を達成しました。

また、発生源対策として、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、この章において「県条例」という。）」に基づいて事業場に対し立入検査を実施し、規制基準の遵守状況を監視しています。

本市は、騒音規制法、振動規制法及び県条例に定める特定施設等を設置している事業場の騒音・振動に係る規制基準の遵守状況について確認しています。



### 2 騒音・振動防止対策

#### (1) 騒音・振動とは

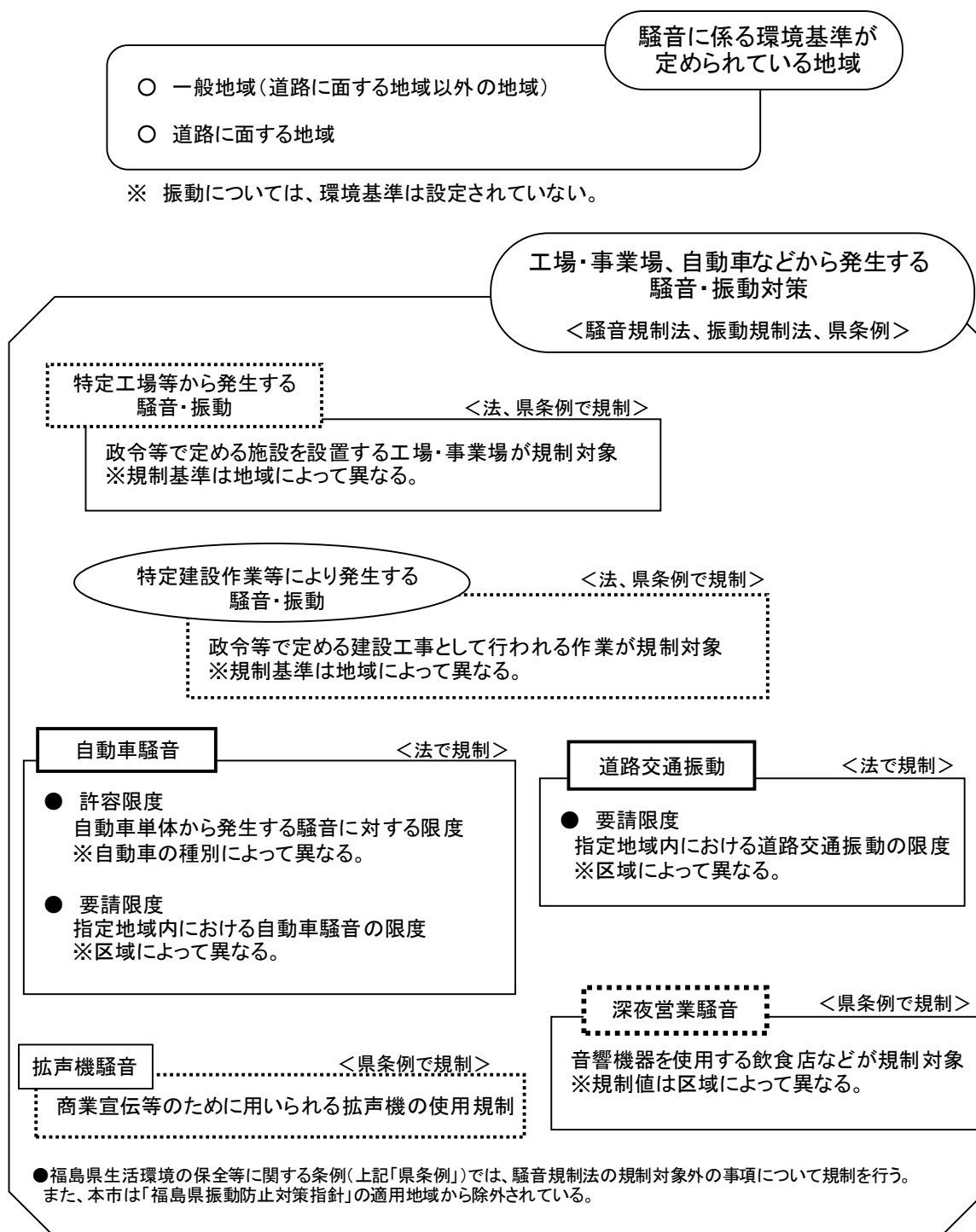
騒音とは「望ましくない音」の総称であり、その音が騒音かどうかは人の主観的判断によるものなので、ある人にとって好ましい音であっても、他の人にとっては騒音と認識されることもあります。

このように、人の感覚を刺激して、不快感やうるささとして受け止められる公害を感覚公害といい、騒音・振動は、悪臭と並んでこれに属します。主な発生源は、工場・事業場、建設作業及び交通機関などです。

(2) 騒音・振動に関する法令

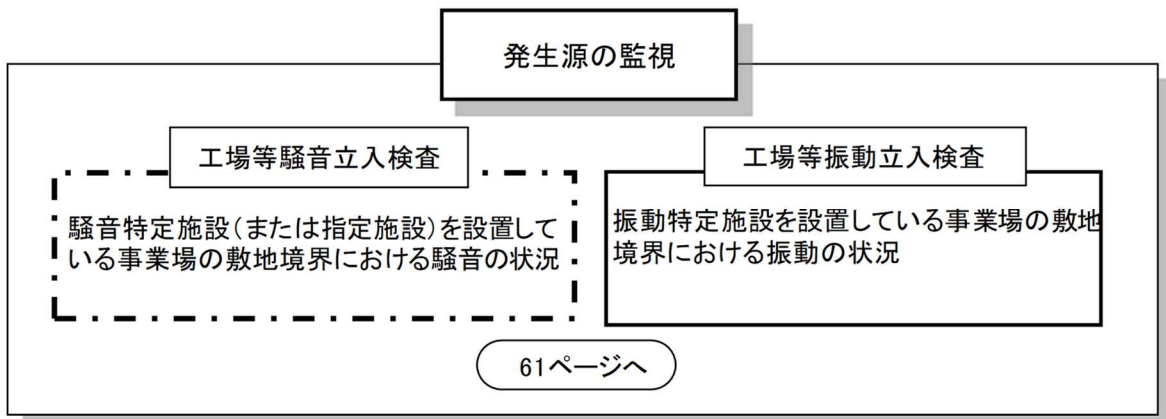
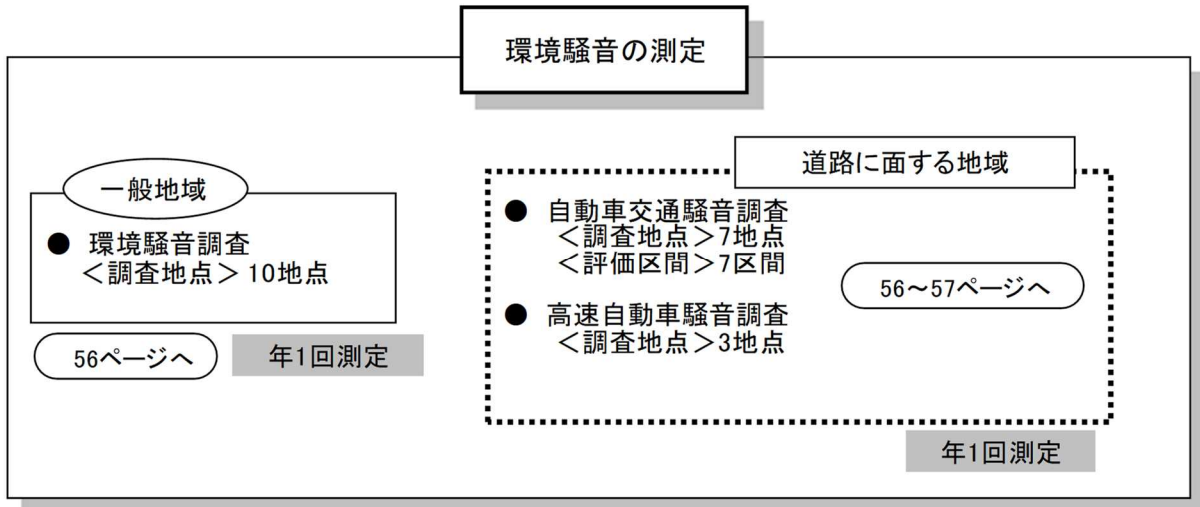
騒音については、環境基本法により「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として環境基準が設定されており、この環境基準を達成することを目標に、騒音発生施設を設置している事業場や自動車騒音に対し、騒音規制法に基づく規制等を実施しています。

振動については、環境基準は定められていませんが、事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する振動や、道路交通振動について必要な規制等を実施するため、振動規制法が定められています。



(3) いわき市の取組

本市は、環境中の騒音の状況を把握するため、一般地域及び道路に面する地域について監視しているほか、法令等に定める施設を設置している事業場に対し、騒音・振動に係る立入検査を実施し、発生源の監視を行っています。





### 3 環境騒音調査

一般地域及び道路に面する地域における騒音について、環境基準等の達成状況を把握するため、市内の一般地域10地点、道路に面する地域7地点及び高速自動車道沿道3地点の計20地点で騒音調査を行いました。

表5-3-1 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)  
(地域指定:平成24年3月15日いわき市告示第225号)

1 一般地域(道路に面する地域以外の地域)

(単位:デシベル)

類型	基準値		地域
	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)	
AA	50	40	県内未指定
A	55	45	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B			第1種住居地域、第2種住居地域準住居地域及び市街化調整区域
C	60	50	近隣商業地域、商業地域準工業地域及び工業地域

2 道路に面する地域

(単位:デシベル)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70	65
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

(注) 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知(平成10年9月30日付け環大企第257号)により、次のとおり定められている。

- (1) 幹線交通を担う道路: 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を示す。
- (2) 幹線交通を担う道路に近接する空間: 以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定される。
 

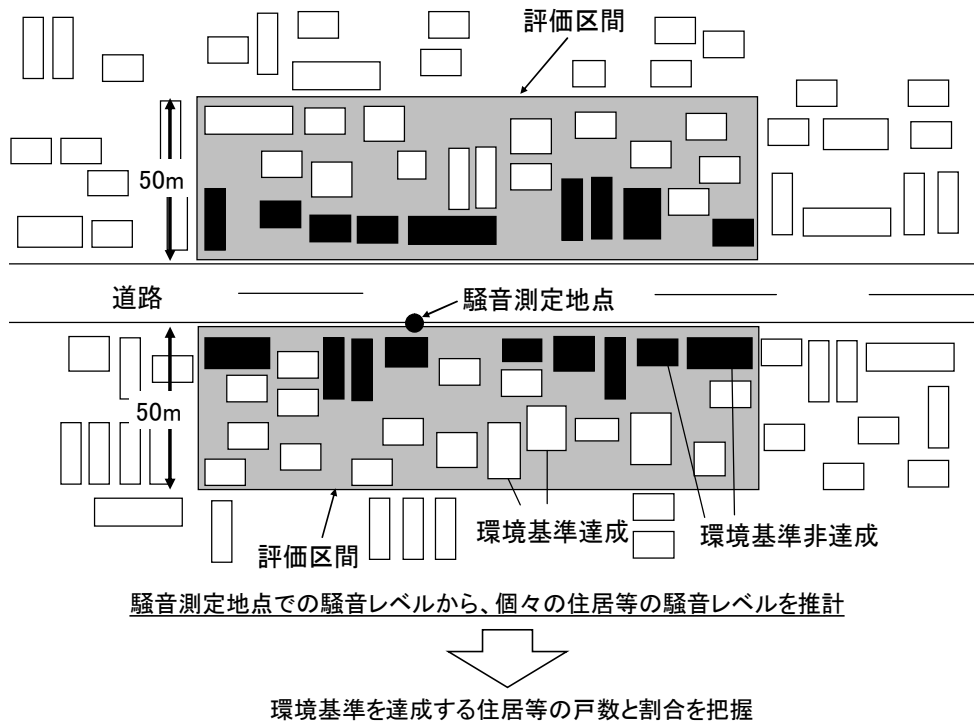
ア 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路	15メートル
イ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路	20メートル

**環境基準の評価方法**

- 1 環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。
  - (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。  
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
  - (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
  - (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
  - (4) 騒音の測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
  - (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本産業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。  
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。
  
- 2 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。
  - (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
  - (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。(→面的評価へ)

**★面的評価**

「面的評価」とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。



$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成戸数 (32戸)}}{\text{評価区間内全戸数 (50戸)}} = 64\%$$

**自動車騒音に係る要請限度**

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく自動車騒音対策に係る行政措置。  
 住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。  
 また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べることができる。

表5-3-2 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における  
 自動車騒音の限度(要請限度)  
 (平成12年3月2日環境省令)  
 (地域指定:平成12年7月11日いわき市告示第109号、最終改正:平成27年7月1日)  
 (単位:デシベル)

区域	指定区域	1車線	2車線以上
a	第1種低層住居専用地域	65/55 (75/70)	70/65 (75/70)
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
b	第1種住居地域		75/70 (75/70)
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	市街化調整区域		
c	近隣商業地域	75/70 (75/70)	
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

(注) 欄内の数値は要請限度値で、昼間/夜間である。  
 ( )内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度値である。  
 c区域は、車線を有する道路に限る。

**道路交通振動に係る要請限度**

振動規制法第16条第1項の規定に基づく道路交通振動に係る行政措置。  
 住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、道路交通振動が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。  
 また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等を要請することができる。

表5-3-3 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における  
 道路交通振動の限度(要請限度)  
 (振動規制法施行規則別表第二)  
 (地域指定:平成27年7月1日いわき市告示第112号)  
 (単位:デシベル)

区域の区分	昼間	夜間	用途地域
第1種区域	65	60	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	70	65	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(注) 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路では、5デシベルを減じた値となる。  
 時間の区分 昼間:午前7時から午後7時まで 夜間:午後7時から翌日午前7時まで

(1) 一般地域

環境基準が設定されている一般地域のうち 10 地点で騒音の測定を実施したところ、すべての地点において騒音レベルは環境基準を下回りました（令和3年度全国達成率：89.5%）。

(2) 道路に面する地域

環境基準が設定されている道路に面する地域で、面的評価の対象とした全 87 区間<sup>(注)</sup>のうち、定点観測区間である 3 路線 3 区間を含めた計 7 路線 7 区間について調査を実施しました。

騒音の測定を実施し、面的評価システムにより、測定値から各区間の道路沿道住居の環境基準達成状況を評価した結果、評価対象住居 2,044 戸のうち 1,988 戸で昼夜間ともに環境基準値を下回り、基準達成率は 97.3%でした（令和3年度全国達成率：94.6%）。

(注) 自動車騒音の常時監視に係る処理基準（「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成23年9月14日環水大自発110914001号）」）により、評価の対象は原則 2 車線以上の幹線道路に面する地域すべてとなっています。本市では、評価対象となる幹線道路のうち、高速自動車国道、一般国道、主要地方道（県道）及び一般県道の37路線87区間を選定し、これらの路線・区間について面的評価システムの更新を行っています。

(3) 高速自動車道沿道

市内の高速自動車道は、民家などが集合している地域を避けて建設されており、その沿道は、騒音の環境基準や自動車騒音の許容限度の適用を受けない区間が多くなっています。

しかしながら、当該地域において高速自動車道の騒音に関する苦情が発生していることから、沿線住民の生活環境を騒音から保全するため、昭和 55 年に県及び関係 30 市町村による「福島県高速交通公害対策連絡会議」を組織し、毎年の騒音調査結果を基に、道路管理者に対して騒音防止対策に関する要望書等を提出しています。

令和4年度は定点3地点で騒音を測定した結果、全ての地点で環境基準を下回りました。

表5-3(1) 一般地域における騒音調査結果

(令和4年度)

No.	測定地点	都市計画法による用途地域	類型	調査月日	測定値 (デシベル)		環境基準 (デシベル)		主な音源
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	中央台鹿島一丁目地内 <small>(大気汚染常時監視局(中央台局))</small>	第1種低層住居専用地域	A	R4.6.16 ~6.17	47	44	55	45	自然音、自動車音
2	四倉町字西四丁目地内 (四倉支所)	第1種住居地域	B	R4.6.21 ~6.22	46	41			自然音、自動車音
3	中央台飯野四丁目地内 (中央台公民館)	第2種住居地域	B	R4.6.16 ~6.17	43	39			自然音、自動車音
4	小名浜大原字六反田地内 (環境監視センター)	第1種住居地域	B	R4.6.27 ~6.28	55	41			自然音、自動車音
5	小名浜花畑町地内 <small>(小名浜地区保健福祉センター)</small>	商業地域	C	R4.6.27 ~6.28	55	42	60	50	自然音、自動車音
6	小名浜玉川町地内 (玉川北公園)	第1種中高層住居専用地域	A	R4.11.16 ~11.17	44	38	55	45	自然音、自動車音
7	金山町朝日台地内 <small>(大気汚染常時監視局(金山局))</small>	市街化調整区域	B	R4.6.13 ~6.14	48	43			自然音、自動車音
8	山田町林崎前地内 (山田公民館)	市街化調整区域	B	R4.6.13 ~6.14	47	43			自然音、自動車音
9	内郷宮町代地内 (内郷市民運動場)	市街化調整区域	B	R4.6.30 ~7.1	45	37			自然音、自動車音
10	常磐湯本町向田地内 (いわき市石炭・化石館)	工業地域	C	R4.6.30 ~7.1	48	40	60	50	自然音、自動車音

(備考) 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日午前6時までの時間帯です。

表5-3(2) 道路に面する地域における騒音調査(面的評価)結果

(令和4年度)

No.	測定地点 (路線名)	用途地域	類型	車線数	調査月日	評価対象区間	環境基準の達成率 (面的評価結果)
1	自由ヶ丘 (一般国道6号常磐バイパス)	近隣商業地域	C	4	R4.10.27 ~ R4.10.28	常磐上矢田町沼平 ~ 平下荒川南作	100% (113戸/113戸)
2	平中神谷字瀬戸(定点) (一般国道399号(旧一般国道6号))	準工業地域	C	4	R4.9.13 ~ R4.9.14	平鎌田字寿金沢 ~ 平下神谷字天神	84.5% (299戸/354戸)
3	好間町中好間字江添(定点) (一般国道49号平バイパス)	工業地域	C	4	R4.9.13 ~ R4.9.14	内郷御厩町番匠地 ~ 好間町北好間字清水	100% (378戸/378戸)
4	鹿島町船戸字五反田(定点) (小名浜平線)	近隣商業地域	C	4	R4.10.27 ~ R4.10.28	小名浜岡小名字御代坂 ~ 鹿島町下矢田字曲田	99.6% (228戸/229戸)
5	常磐関船町諏訪下 (常磐勿来線)	第1種住居地域	B	2	R4.9.29 ~ R4.9.30	常磐湯本町天王崎 ~ 渡辺町田部字柳田	100% (611戸/611戸)
6	錦町綾ノ内 (勿来浅川線)	工業地域	C	2	R4.10.18 ~ R4.10.19	錦町大島 ~ 錦町鬼越下	100% (301戸/301戸)
7	泉町下川字大剣 (泉岩間植田線)	工業地域	C	2	R4.10.18 ~ R4.10.19	泉町滝尻字泉町 ~ 小浜町渚	100% (58戸/58戸)
計							97.3% (1,988戸/2,044戸)

(備考)

- 環境基準達成率は、道路から50m以内の範囲内にある全住居等のうち、基準を昼夜間共に達成した住居等の割合を示す。
- 環境基準達成率の下段は、面的評価結果(基準等を下回った住居等戸数/路線沿線の総住居等戸数)を表す。
- 環境基準は用途地域によって値が設定されていることから、区間内に複数の地域が存在する場合は各々の値で評価した。
- 環境基準の類型が当てはめられていない地域については、Bの類型が当てはめられているとみなす。(「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」平成23年9月14日環水大自発110914001号)
- 一般国道6号において、バイパス開通に伴う権限移譲により、一部区間の路線名が変更されたが、平成27年度センサスにおいて評価を実施する期間は、当該区間を一般国道6号として扱う。なお、当該区間は、現路線名に「旧一般国道6号」と併記する。

表5-3(3) 高速自動車道騒音調査結果

(令和4年度)

道路名	測定地点名	調査月日	類型	用途地域	測定車線	車線数	測定値(dB)			環境基準
							(上段:昼間 下段:夜間)			
							25 m	50 m	100 m	
常磐	1 大久町小久字加々部 (定点)	R4.6.23 ~ 6.24	B	都市計画 区域外	上り	4	59	51	47	昼間65 夜間60
							56	49	47	
磐越	2 勿来町酒井五次郎作 (定点)	R4.5.30 ~ 5.31	B	市街化 調整区域	下り	4	58	56	59	
							54	53	47	
磐越	3 三和町合戸字細戸 (定点)	R4.5.24 ~ 5.25	B	都市計画 区域外	下り	4	53	50	52	
							48	45	43	

(備考)

- 環境基準の類型が当てはめられていない地域については、Bの類型が当てはめられているとみなす。(「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」平成23年9月14日環水大自発110914001号)

## 4 法令に基づく届出状況

騒音規制法、振動規制法及び県条例により、騒音・振動特定施設等の設置、変更または廃止等をする場合、また、騒音・振動を発生する建設作業等を行う場合は届出が義務づけられています。令和4年度末における事業場からの届出状況は、次のとおりです。

(1) 騒音規制法の特定施設（表5-4(1)）

騒音特定施設設置事業場数は、249事業場（1,855施設）となっています。

(2) 振動規制法の特定施設（表5-4(2)）

振動特定施設設置事業場数は、139事業場（612施設）となっています。

(3) 騒音規制法の特定建設作業（表5-4(3)）

騒音規制法に基づく特定建設作業の届出は、38件ありました。

(4) 振動規制法の特定建設作業（表5-4(4)）

振動規制法に基づく特定建設作業の届出は、20件ありました。

(5) 県条例の騒音指定施設（表5-4(5)）

騒音指定施設設置事業場数は、475事業場（5,287施設）となっています。

(6) 県条例の騒音指定建設作業（表5-4(6)）

県条例に基づく指定建設作業の届出は、ありませんでした。

◆騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況(令和5年3月末現在)

表5-4(1) 騒音特定施設の設置状況

番号	施設名	施設数
1	金属加工機械	259
2	空気圧縮機及び送風機	1102
3	土石・鉱物用破碎機等	49
4	織機	0
5	建設用資材製造機械	9
6	穀物用製粉機	0
7	木材加工機械	236
8	抄紙機	3
9	印刷機械	121
10	合成樹脂用射出成形機	75
11	鋳造型機	1
施設合計		1,855
届出事業場数		249

(備考)施設番号は、騒音規制法施行令別表第一による。

表5-4(2) 振動特定施設の設置状況

番号	施設名	施設数
1	金属加工機械	180
2	圧縮機	291
3	土石・鉱物用破碎機等	19
4	織機	0
5	コンクリートブロックマシン等	3
6	木材加工機械	18
7	印刷機械	45
8	ゴム練り等のロール機	0
9	合成樹脂用射出成形機	55
10	鋳造型機	1
施設合計		612
届出事業場数		139

(備考)施設番号は、振動規制法施行令別表第一による。

表5-4(3) 特定建設作業の届出状況(騒音規制法)

(令和4年度の届出件数)

番号	特定建設作業の種類	通常作業	緊急時
		法第14条第1項	法第14条第2項
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	3	0
2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	さく岩機を使用する作業	34	0
4	空気圧縮機を使用する作業	0	0
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0
6	バックホウを使用する作業	1	0
7	トラクターショベルを使用する作業	0	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0	0
届出件数合計		38	0

(備考) 特定建設作業の種類番号は、騒音規制法施行令別表第二による。

表5-4(4) 特定建設作業の届出状況(振動規制法)

(令和4年度の届出件数)

番号	特定建設作業の種類	通常作業	緊急時
		法第14条第1項	法第14条第2項
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	0	0
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	0	0
4	ブレーカーを使用する作業	20	0
届出件数合計		20	0

(備考) 特定建設作業の種類番号は、振動規制法施行令別表第二による。

## ◆ 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況(令和5年3月末現在)

表5-4(5) 騒音指定施設の設置状況

番号	施設名	施設数
1	金属加工機械	501
2	空気圧縮機及び送風機	2,718
3	土石・鉱物用破碎機等	203
4	土石用ふるい分機等	70
5	織機	0
6	建設用資材製造機械	17
7	穀物用製粉機	0
8	木材加工機械	331
9	抄紙機	0
10	印刷機械	30
11	合成樹脂用射出成形機	306
12	鋳造型機	0
13	ガソリンエンジン	7
14	ディーゼルエンジン	280
15	冷凍機	824
施設合計		5,287
届出事業場数		475

(備考) 施設番号は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7による。

表5-4(6) 騒音指定建設作業の届出状況(福島県生活環境の保全等に関する条例)

(令和4年度の届出件数)

番号	指定建設作業の種類	通常作業	緊急時
		条例第72条第1項	条例第72条第2項
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	0	0
2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	さく岩機を使用する作業	0	0
4	空気圧縮機を使用する作業	0	0
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0
6	バックホウを使用する作業	0	0
7	トラクターショベルを使用する作業	0	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0	0
届出件数合計		0	0

(備考) 指定建設作業の種類番号は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第8による。



## 5 工場等騒音・振動立入検査

本市は、騒音規制法、振動規制法及び県条例に定める特定施設等を設置している事業場の騒音・振動に係る規制基準の遵守状況について確認しています。

令和4年度は、騒音について計3事業場に対し立入検査を行いました。

表5-5-1 騒音規制法に規定する特定施設(施行令別表第1)及び福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定施設(施行規則別表第7) 一覧

番号【法】	番号【条例】	特定施設(または騒音指定施設)名称	該当規模要件等
1	1	金属加工機械	
イ	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。
ロ	(2)	製管機械	
ハ	(3)	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
ニ	(4)	液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ	(5)	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。
ヘ	(6)	せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
ト	(7)	鍛造機	
チ	(8)	ワイヤーフォーミングマシン	
リ	(9)	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ	(10)	タンブラー	
ル	(11)	切断機	といしを用いるものに限る。
2	2	空気圧縮機及び送風機	
		空気圧縮機	【法】一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。 【条例】原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
		送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
3		【法】土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
	3	【条例】土石用又は鉱物用の破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
	4	【条例】土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農業製造用のふるい分機及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4	5	織機	原動機を用いるものに限る。
5	6	建設用資材製造機械	
イ	(1)	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。
ロ	(2)	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。
6	7	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
7	8	木材加工機械	
イ	(1)	ドラムバーカー	
ロ	(2)	チップパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
ハ	(3)	砕木機	
ニ	(4)	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
ホ	(5)	丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
ヘ	(6)	かなな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
8	9	抄紙機	
9	10	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10	11	合成樹脂射出成形機	
11	12	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。
	13	ガソリンエンジン	定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
	14	ディーゼルエンジン	定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
	15	冷凍機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。

(備考) 【法】は騒音規制法の場合の適用施設・要件、【条例】は県条例の場合の適用施設・要件であることを示す。

表5-5-2 騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場に係る騒音規制基準及び規制地域

(騒音規制法に基づく地域及び基準指定:平成27年7月1日いわき市告示第111号)

区域区分	昼間 (7時～19時)	朝(6時～7時) 夕(19時～22時)	夜間 (22時～6時)	用途地域
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル	第1種低層住居専用地域、*第2種低層住居専用地域及び*田園住居地域
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第3種区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整区域並びに*用途地域以外の地域
第4種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル	工業地域
*第5種区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル	*工業専用地域

- (備考) 1 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上  
 2 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m以内の区域では、表中の値から5デシベルを減じたものが基準値となる。(第1種区域を除く。)  
 3 \*は県条例の規制のみ適用

表5-5-3 振動規制法に規定する特定施設一覧(施行令別表第1)

番号	特定施設名称	該当規模要件等
1	金属加工機械	
イ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ	機械プレス	
ハ	せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。
ニ	鍛造機	矯正プレスを除く。
ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。
2	圧縮機	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	
	コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。 原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。
6	木材加工機械	
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

表5-5-4 振動規制法に基づく工場・事業場に係る振動規制基準及び規制地域

(振動規制法に基づく地域及び基準指定:平成27年7月1日いわき市告示第112号)

区域区分	昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～7時)	用途地域
第1種区域	60デシベル	55デシベル	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	65デシベル	60デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

- (注) 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m以内の区域では、表中の値から5デシベルを減じたものが基準値となる。

表5-5-5 騒音規制法に規定する特定建設作業(施行令別表第2)及び福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業(施行規則別表第8) 一覧

番号	特定建設作業(騒音指定建設作業)
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。 )又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。 )を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。 )を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。 )を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。 )を使用する作業

(備考) 建設作業の種類は法・県条例とも同一。なお、規制地域については各々異なる。(表5-5-6参照)

表5-5-6 騒音規制法に規定する特定建設作業及び福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業に係る規制地域及び規制基準

(騒音規制法に基づく特定建設作業に係る地域指定:平成27年7月1日いわき市告示第111号)

区分	規制区域	騒音基準	作業禁止時間	※作業時間に関する基準	連続作業限度	作業休止日
騒音規制法	第1号区域 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整区域の全域 並びに 工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80m以内の区域	85デシベル以下	19時から翌日7時まで	1日10時間を超えないこと	連続6日を越えないこと	日曜日 その他の休日
	第2号区域 工業地域のうち、第1号区域を除いた区域		22時から翌日6時まで	1日14時間を超えないこと		
県条例	上記区域を除いた区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80m以内の区域		19時から翌日7時まで	1日10時間を超えないこと		

(注1) 騒音基準は、特定建設作業場所の敷地境界線における大きさである。

(注2) 騒音基準を超える騒音を発生している特定建設作業に対し勧告又は命令を行うにあたり、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができる。

(注3) 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業及び災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などには適用しない。

表5-5-7 振動規制法に規定する特定建設作業一覧(施行令別表第2)

番号	特定建設作業
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。 )又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式ものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

表5-5-8 振動規制法に規定する特定建設作業に係る規制地域及び規制基準

(振動規制法に基づく特定建設作業に係る地域指定:平成27年7月1日いわき市告示第112号)

区分	規制区域	振動基準	作業禁止時間	※作業時間に関する基準	連続作業限度	作業休止日
振動規制法	第1号区域 第1種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、 商業地域、準工業地域 並びに 工業地域のうち学校、保育所、病院、 診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域	75デシベル以下	19時から翌日7時まで	1日10時間を超えないこと	連続6日を越えないこと	日曜日 その他の休日
	第2号区域 工業地域のうち、第1号区域を除いた区域		22時から翌日6時まで	1日14時間を超えないこと		

(注1) 振動基準は、特定建設作業場所の敷地境界線における大きさである。

(注2) 振動基準を超える振動を発生している特定建設作業に対し勧告又は命令を行うにあたり、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができる。

(注3) 災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などには適用しない。

表5-5-9 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜騒音の規制基準

(福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜騒音に係る地域指定:平成17年4月26日福島県告示403号)

区 域 の 区 分		音量規制		音響機器の使用禁止の時間帯
		規制時間帯	規制値	
A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び市街化調整区域	午後10時から翌日の午前6時まで	45 デシベル	午後11時から翌日の午前6時まで
B区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域		55 デシベル	

(注1) 保育所、病院、診療所、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲50mでは、5デシベルを減じた値となる。

(注2) 音響機器とは、音響再生装置、楽器、有線放送装置及び拡声装置とする。

(注3) 音響機器の使用の制限については、音が外部に漏れない場合は適用しない。

表5-5-10 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声機の使用基準

項目	区分	移動放送 (車両搭載)	移動放送以外 (街頭等)	航空機からの放送
騒音のレベル等		音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	地上1.2mの高さで、音量の測定値の最大から3個のピーク値のの算術平均値が70デシベル以下
使用時間		午前7時から午後7時	午前7時から午後7時	午前9時から午後5時(日曜、祝日は午前10時から)
使用場所等		幅員5m以上の道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員5m以上の道路</li> <li>拡声機中心線の延長と地表との交点は、拡声機直下から10m以内</li> <li>拡声機の設置高さは地上10m未満</li> </ul>	
放送時間等		1地点における1回の連続放送時間は、10分を越えないこと。	1回の連続放送時間は、1時間を越えないものとし、使用時間1時間につき15分以上の休止時間を置くこと。	同一地域の上空における旋回は、2回以内とすること。
放送禁止場所		学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	

## 第 6 章 水 質 汚 濁

### 1 水質汚濁の概況

本市は、市内の河川、海域及び地下水について水質汚濁状況を監視するため、「水質測定計画」に基づく測定を実施しています。

水質汚濁の代表的指標として、河川では BOD（生物化学的酸素要求量）が、海域では COD（化学的酸素要求量）がそれぞれ環境基準として設定されています。令和4年度は、市内の河川、海域のいずれの水域でも、環境基準を達成しました。

また、健康項目として環境基準が設定されている有害物質については、市内の河川、海域のいずれの測定地点でも基準値を下回り、環境基準を達成しました。

地下水については、概況調査、継続監視調査の結果、すべての測定地点で環境基準を達成しました。継続監視調査については、次年度以降も実施をしていく予定です。

河川及び海域の水質調査地点の位置は、図6-1のとおりです。



図6-1 環境基準水域類型指定状況及び環境基準点の位置図

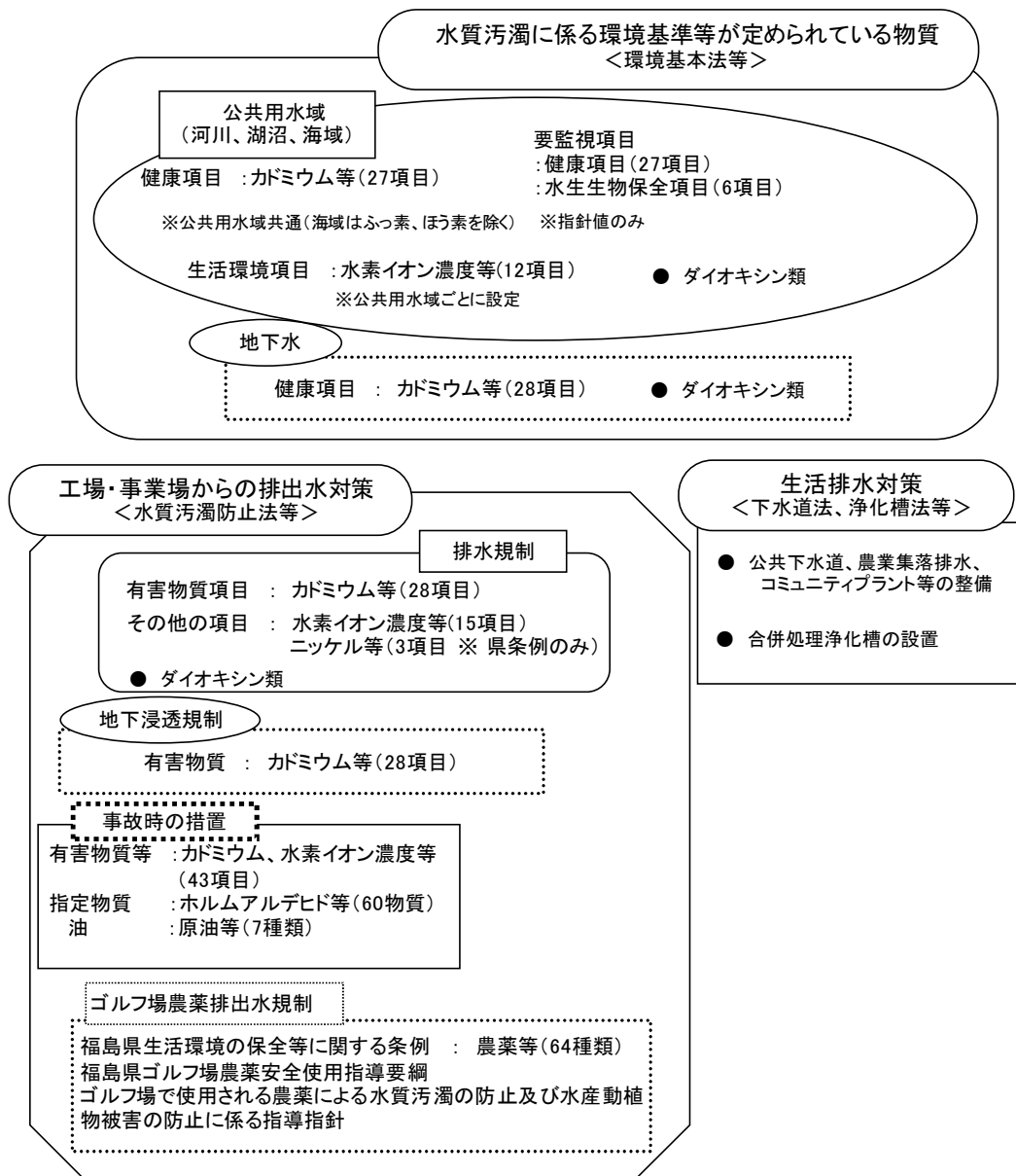
## 2 水質汚濁防止対策

### (1) 水質汚濁とは

水質汚濁とは、人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出されて水質が汚れることをいい、原因としては、生活排水、工場排水のほか、農業・牧畜排水、大気汚染の降雨などが挙げられます。影響としては、有害物質による魚介類・ヒトへの被害、有機性汚濁による水質の悪化などのほか、富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅などが挙げられます。

### (2) 水質汚濁に関する法令

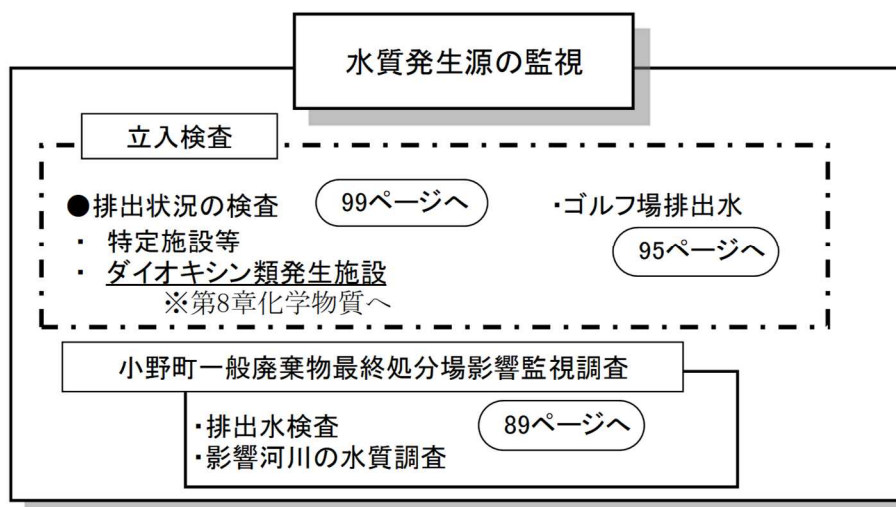
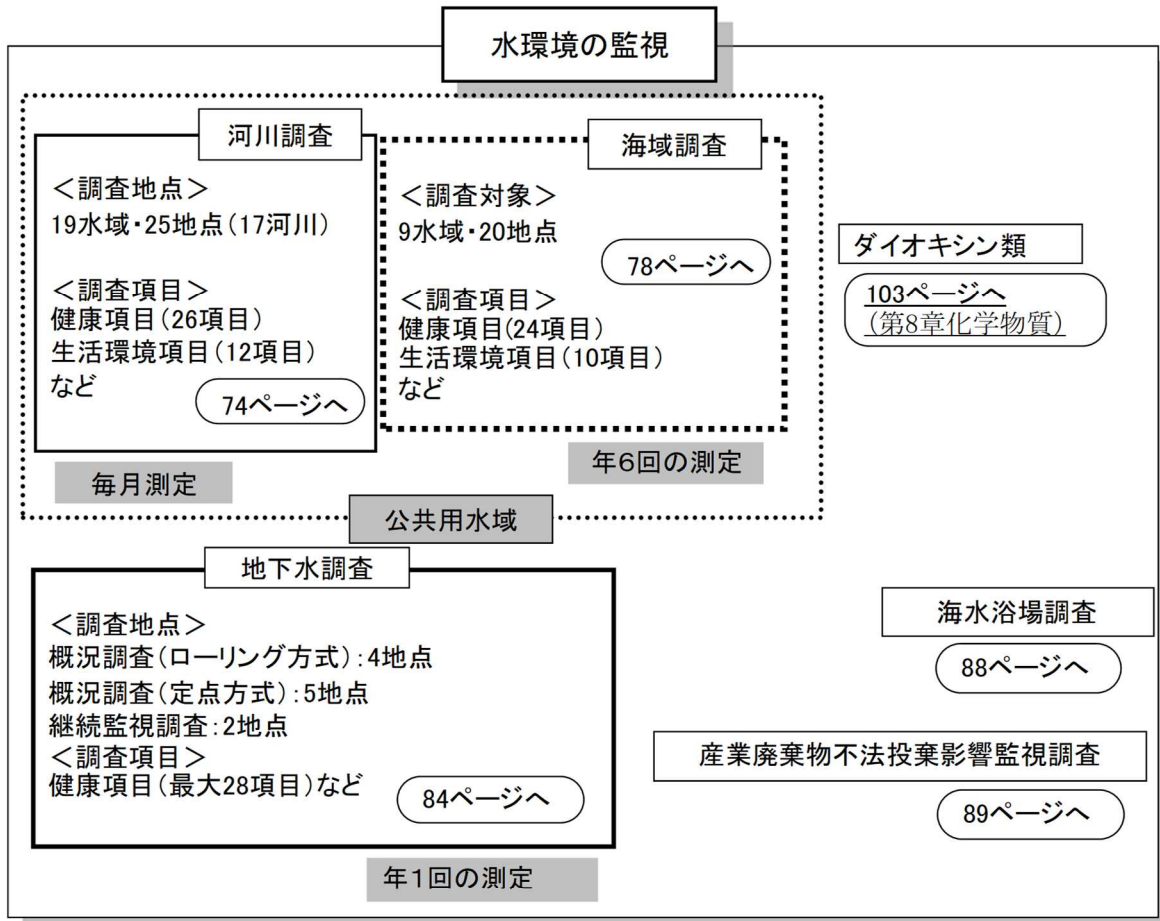
水質の汚濁に係る環境基準は、環境基本法により「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として設定されており、この環境基準を達成することを目標に、「水質汚濁防止法（以下、この章において「法」という。）」等の法令等に基づき、事業場に対する規制等を実施しています。



(3) いわき市の取組

本市は、水質汚濁の状況を把握するため、環境基準が設定されている物質を常時監視しているほか、小野町一般廃棄物最終処分場の排水及び影響河川の水質等についても監視を行っています。

また、水質汚濁の原因物質を排出する事業場についても立入検査などを実施し、発生源の監視を行っています。





## 3 公共用水域水質調査

河川及び海域の水質汚濁の状況について、法の規定により福島県が作成した「令和4年度公共用水域水質測定計画」に基づき調査を実施しました。

表6-3-1 人の健康の保護に関する環境基準

No.	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/L以下
4	六価クロム	0.02mg/L以下
5	砒素	0.01mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	P C B	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
19	チウラム	0.006mg/L以下
20	シマジン	0.003mg/L以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
22	ベンゼン	0.01mg/L以下
23	セレン	0.01mg/L以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
25	ふっ素	0.8mg/L以下
26	ほう素	1mg/L以下
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102(以下、「規格」という。)43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表6-3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川(湖沼を除く。)

ア

類型	適応性	基準値					市内河川の類型指定の状況 ※カッコ内は環境基準点
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	・大久川及び小久川(蔭磯橋) ・夏井川[好間川合流点より上流](久太夫橋) ・夏井川[好間川合流点より下流](六十枚橋) ・仁井田川(松葉橋) ・好間川[町田橋より上流](岩穴つり橋) ・鮫川[山田川合流点より上流](井戸沢橋)
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下	・好間川[町田橋より下流](夏井川合流前(愛宕橋)) ・鮫川[山田川合流点より下流](鮫川橋)
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	・藤原川(愛谷川橋、みなと大橋) ・蛭田川(小埜橋、蛭田橋)
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	

(備考)

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を目的としている地点を除く。))については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- |          |   |
|----------|---|
| 1 自然環境保全 | 自然探勝等の環境保全                              |
| 2 水道1級   | ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの                      |
| 水道2級     | 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの                    |
| 水道3級     | 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの                     |
| 3 水産1級   | ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 |
| 水産2級     | サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用      |
| 水産3級     | コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用                   |
| 4 工業用水1級 | 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの                      |
| 工業用水2級   | 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの                    |
| 工業用水3級   | 特殊の浄水操作を行うもの                            |
| 5 環境保全   | 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。))において不快感を生じない限度      |

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			市内河川の類型指定の状況 ※カッコ内は環境基準点
		全 亜 鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	・大久川及び小久川(蔭磯橋) ・夏井川(久太夫橋、六十枚橋) ・仁井田川(松葉橋) ・好間川(岩穴つり橋、夏井川合流前(愛宕橋)) ・鮫川[高柴ダム(全域)を除く。](井戸沢橋、鮫川橋) ・蛭田川[小埜橋より上流](小埜橋)
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	・藤原川(愛谷川橋、みなと大橋) ・蛭田川[小埜橋より下流](蛭田橋)
生物特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

(備考) 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2 海域

ア

類型	適応性	基準値					市内海域の 類型指定の状況
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	検出されな いこと。	(別表)に記載
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

(備考)

- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
- 水産1級 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級 ポラ、ノリ等の水産生物用
- 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(別表)

水域	該当類型	環境基準地点	
小名浜港	B	4号埠頭先	
常磐沿岸海域	A	蛭田川沖南南東約2,500m付近	
	A	鮫川沖南約2,000m付近	
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	A	番所灯台から真方位245度線上2,000m付近	
	A	八崎灯台から真方位115度線上1,500m付近	
いわき市地先海域 (漁港内を除く)	A	中之作港沖約1,000m付近	
	A	豊間漁港沖約1,500m付近	
	A	夏井川沖約1,500m付近	
いわき 地先 海域	久之浜港	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	
	四倉港	埠頭先東約30m付近	
	豊間漁港	B	中防波堤先端から西約30m付近(豊間地区)
		B	漁港内中央付近(沼ノ内船溜)
	江名港	B	東内防波堤先端から北西約50m付近
中之作港	B	西防波堤先端から南約200m付近	

イ

類型	利用目的の適応性	基準値		市内海域の類型指定の状況
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L 以下	
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L 以下	小名浜港 (4号埠頭先)
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L 以下	

(備考)

- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
- 水産1種 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 生物生息環境保全 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			市内海域の類型指定の状況
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	未指定
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	

エ

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	市内海域の類型指定の状況
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	未指定
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
(備考) 1 基準値は、日間平均値とする。			

環境基準の達成状況の評価

●健康項目

健康項目のうち、全シアンは急性毒性を、他の26項目は慢性毒性を考慮してそれぞれ定められている。このため、全シアンについては、各測定点における年間の測定値の最高値が環境基準を満足する場合に、当該地点において環境基準が達成されたと評価し、他の26項目については各測定点における年間の測定値の平均値が環境基準を満足する場合に、当該地点において環境基準が達成されたものと評価する。なお、ふっ素及びほう素に係る環境基準は海域には適用されないこととされているため、海域に配置された測定点における測定値は評価の対象外としている。

●生活環境項目

生活環境項目の環境基準は、水域の類型ごとに基準値が設定されており、類型は福島県知事により指定される。BOD及びCODについては、類型指定水域の水質を代表する地点として設定された環境基準点のすべてにおいて、年間の日平均値の75%水質値が環境基準を満足する場合に、当該類型指定水域で環境基準が達成されたものと評価する。海域における全窒素及び全リンについては、類型指定水域内の各環境基準点の表層の年間平均値の全地点平均値が環境基準を満足する場合に、当該類型指定水域で環境基準が達成されたものと評価する。

用語の説明

○ 生物化学的酸素要求量(BOD)

BODはBiochemical Oxygen Demandの略称。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

○ 化学的酸素要求量(COD)

CODはChemical Oxygen Demandの略称。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

○ 75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする。（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

○ 全窒素(T-N)

全窒素は窒素化合物全体のことで、無機性窒素と有機性窒素に分類される。無機性窒素はアンモニウム性窒素(NH<sub>4</sub>-N)、亜硝酸性窒素(NO<sub>2</sub>-N)、硝酸性窒素(NO<sub>3</sub>-N)に分類され、有機性窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク性のものとに分類される。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素だが、富栄養化になりプランクトンの異常増殖の要因となり赤潮等が発生する。

○ 全リン(T-P)

全リンはリン化合物全体のことで、無機性リンと有機性リンに分けられる。水中のリン化合物には、地質由来のものと動植物等の生物由来のものがあるが、その形態は微生物の活動や化学的作用を受けて変化しやすい。リン化合物は窒素化合物と同様に、動植物の成長に欠かせない元素であるが、水中の濃度が高くなってくると水域の富栄養化を招くことになる。

表6-3-3 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

No.	項目	指針値	No.	項目	指針値
1	クロロホルム	0.06mg/L以下	15	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L以下
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	16	クロルニトロフェン(CNP)	—
3	1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	17	トルエン	0.6mg/L以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	18	キシレン	0.4mg/L以下
5	イソキサチオン	0.008mg/L以下	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
6	ダイアジノン	0.005mg/L以下	20	ニッケル	—
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下	21	モリブデン	0.07mg/L以下
8	イソプロチオラン	0.04mg/L以下	22	アンチモン	0.02mg/L以下
9	オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L以下	23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
10	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下	24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
11	プロピザミド	0.008mg/L以下	25	全マンガン	0.2mg/L以下
12	EPN	0.006mg/L以下	26	ウラン	0.002mg/L以下
13	ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L以下	27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)※
14	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下			

※ PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

表6-3-4 水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値	項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下	4-tert-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下			生物特A	0.0007mg/L以下
		生物B	3mg/L以下			生物B	0.004mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下			生物特B	0.003mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下		海域	生物A	0.0009mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下			生物特A	0.0004mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下	アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下			生物特A	0.02mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下			生物B	0.02mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下			生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下		海域	生物A	0.1mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下			生物特A	0.1mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下	2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下			生物特A	0.003mg/L以下
		生物B	1mg/L以下			生物B	0.03mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下			生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下		海域	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下			生物特A	0.01mg/L以下

**要監視項目とは**

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として設定された27項目と、水生生物保全の観点から設定された6項目がある。

## (1) 河川

生活環境の保全に係る環境基準の類型が指定されている8河川（10水域・15地点）及びその他の9河川（9水域・10地点）の計17河川（19水域・25地点）について、水質調査を実施しました。

結果の概要は、次のとおりです。

- 健康項目 7河川8地点で測定した結果、全地点で環境基準を下回りました。
- 生活環境項目 河川の水質汚濁指標であるBOD（75%水質値）は、環境基準点（8河川10水域12地点）で測定した結果、すべての水域で環境基準を達成しました。
- 要監視項目 5河川5地点で調査した結果、全ての地点で指針値を下回りました。

表6-3(1)-1 河川の調査地点及び測定項目

(令和4年度)

水域名又は河川名	地点名	類型	環境基準点	測定回数	測定項目					
					一般調査	生活環境	健康	特殊	その他	要監視項目
大久川、小久川	蔭磯橋	Aイ(生物Aイ)	○	12	○	○	○	-	○	-
	連郷橋	Aイ(生物Aイ)	-	6	○	○	-	-	-	-
境川	6号国道下	-	-	4	○	○	-	-	-	-
夏井川(上流)	久太夫橋	Aロ(生物Aイ)	○	12	○	○	-	-	-	-
"(下流)	六十枚橋	Aイ(生物Aイ)	○	12	○	○	○	○	○	○
好間川(上流)	岩穴つり橋	Aイ(生物Aイ)	○	12	○	○	-	-	-	-
"(下流)	夏井川合流前	Bイ(生物Aイ)	○	12	○	○	○	○	○	-
新川	古川橋	-	-	4	○	○	-	-	-	-
"	一之矢橋	-	-	4	○	○	-	-	-	-
仁井田川	霞田橋	Aイ(生物Aイ)	-	6	○	○	-	-	-	-
"	松葉橋	Aイ(生物Aイ)	○	12	○	○	○	○	-	○
滑津川	高久橋	-	-	4	○	○	-	-	-	-
神白川	下神白橋	-	-	4	○	○	-	-	-	-
藤原川	愛谷川橋	Cハ(生物Bイ)	○	12	○	○	○	○	○	-
"	島橋	Cハ(生物Bイ)	-	6	○	○	-	-	-	-
"	みなと大橋	Cハ(生物Bイ)	○	12	○	○	○	○	○	○
湯本川	藤原川合流前	-	-	4	○	○	-	-	-	-
矢田川	矢田川橋	-	-	4	○	○	-	-	-	-
宝珠院川	藤原川合流前	-	-	4	○	○	-	-	-	-
鮫川(上流)	井戸沢橋	Aイ(生物Aイ)	○	12	○	○	-	-	-	-
"(下流)	鮫川橋	Bイ(生物Aイ)	○	12	○	○	○	-	○	○
四時川	鮫川合流前	-	-	4	○	○	-	-	-	-
洪川	植田橋	-	-	4	○	○	-	-	-	-
蛭田川	小埜橋	Cハ(生物Aイ)	○	12	○	○	-	○	-	-
"	蛭田橋	Cハ(生物Bイ)	○	12	○	○	○	○	○	○
計			12	—	25	25	8	7	7	5

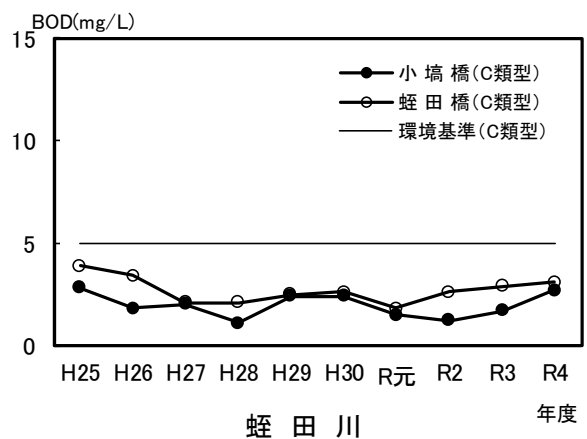
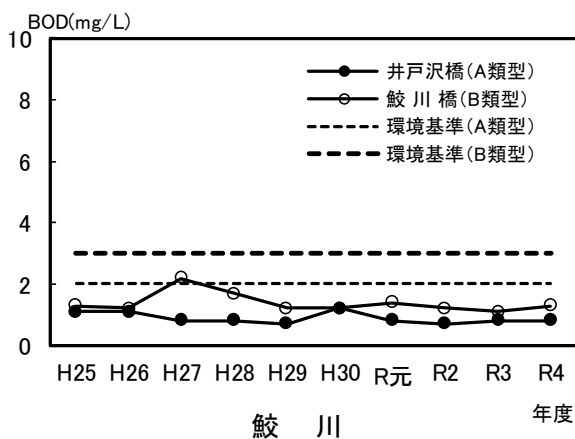
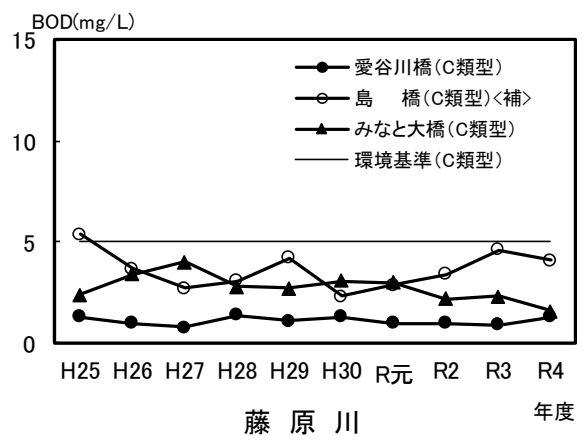
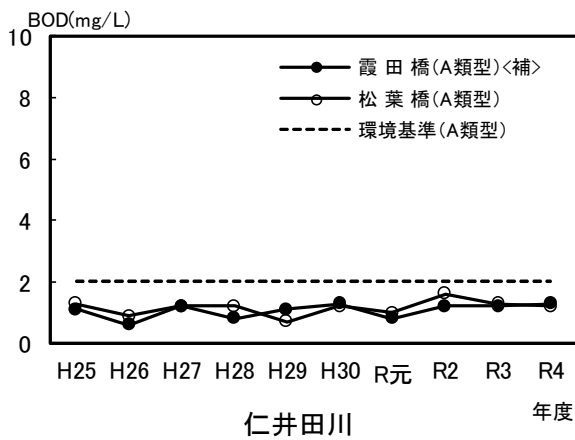
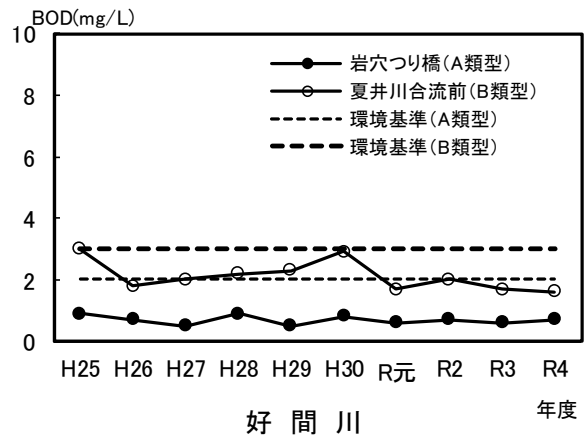
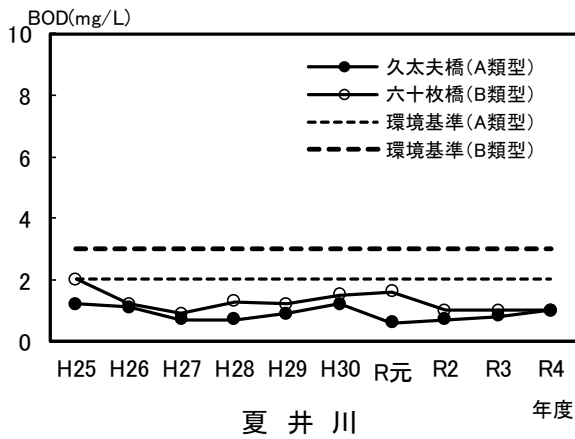
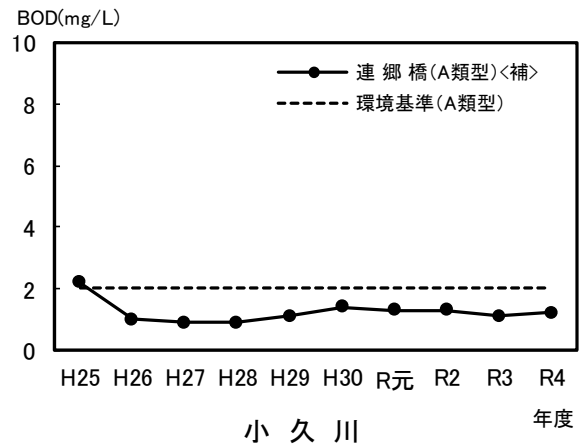
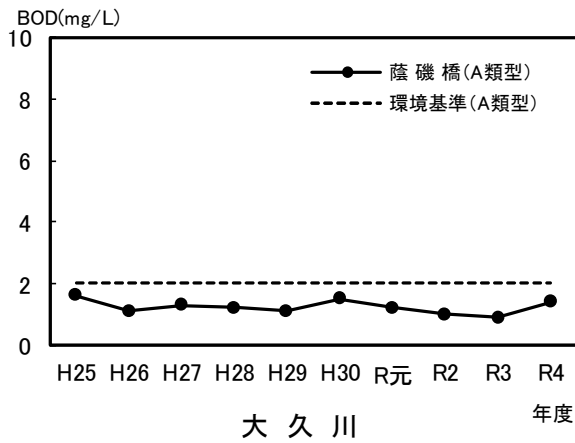


図6-3(1) 河川のBOD(75%水質値)経年変化

表6-3(1)-2 河川水質(生活環境項目)の測定結果  
(令和4年度)

水域名又は河川名	測定地点名	類型	pH		DO(mg/L)			BOD(mg/L)			SS(mg/L)			大腸菌数(CFU/100mL)						
			最小	最大	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	最小	最大	平均	最大				
大久川、小久川	蔭磯橋(※)	A	7.4	7.9	0 / 12	6.0	14	3 / 12	9.9	0.5	2.3	1 / 12	1.4	1	12	0 / 12	5	42	920	2 / 12
	連郷橋	A	7.5	7.7	0 / 6	6.9	13	1 / 6	9.8	<0.5	1.4	0 / 6	1.2	2	29	1 / 6	7	6	260	0 / 6
境川	6号国道下	-	7.5	7.7	-	2.8	10	-	6.4	1.9	8.5	-	8.1	2	6	-	3	310	5,400	-
	久太夫橋(※)	A	7.6	7.7	0 / 12	7.8	12	0 / 12	10	<0.5	1.4	0 / 12	1.0	2	78	2 / 12	15	15	100	0 / 12
夏井川(下流)	六十枚橋(※)	A	7.5	7.7	0 / 12	7.2	13	3 / 12	9.7	<0.5	3.2	1 / 12	1.0	2	19	0 / 12	9	4	69,000	1 / 12
好間川(上流)	岩穴つり橋(※)	A	7.8	8.0	0 / 12	8.1	13	0 / 12	10	<0.5	1.1	0 / 12	0.7	<1	6	0 / 12	2	6	150	0 / 12
好間川(下流)	夏井川合流前(※)	B	7.6	8.0	0 / 12	8.1	12	0 / 12	9.8	<0.5	4.3	2 / 12	1.6	1	45	3 / 12	12	110	1,100	1 / 12
新川	古川橋	-	7.5	7.8	-	6.6	11	-	8.1	1.1	2.0	-	1.9	7	16	-	11	75	650	-
	一之矢橋	-	7.6	7.8	-	6.8	11	-	9.0	<0.5	2.0	-	1.5	1	11	-	5	58	1,100	-
仁井田川	霞田橋	A	7.9	8.4	0 / 6	7.4	13	1 / 6	10	<0.5	2.0	0 / 6	1.3	1	18	0 / 6	7	29	270	0 / 6
	松葉橋(※)	A	7.6	8.1	0 / 12	4.9	10	3 / 12	8.6	<0.5	2.2	1 / 12	1.2	1	16	0 / 12	6	10	370	1 / 12
滑津川	高久橋	-	7.8	8.2	-	5.6	11	-	8.5	1.4	3.8	-	2.5	4	9	-	6	-	-	-
神白川	下神白橋	-	7.6	7.9	-	5.3	10	-	7.7	1.6	4.3	-	3.5	2	9	-	5	830	2,500	-
	愛谷川橋(※)	C	7.6	8.0	0 / 12	7.6	12	0 / 12	9.5	0.5	1.7	0 / 12	1.3	<1	11	0 / 12	5	-	-	-
藤原川	島橋	C	7.5	7.9	0 / 6	6.6	9.9	0 / 6	8.2	2.1	4.2	0 / 6	4.1	2	19	0 / 6	10	-	-	-
	みなと大橋(※)	C	7.6	7.9	0 / 12	5.5	8.6	0 / 12	6.8	0.8	2.0	0 / 12	1.6	2	16	0 / 12	7	-	-	-
湯本川	藤原川合流前	-	8.0	8.2	-	9.2	10	-	9.5	0.8	1.5	-	1.0	<1	10	-	3	100	180	-
矢田川	矢田川橋	-	7.6	7.8	-	6.6	9.3	-	7.9	1.1	2.6	-	2.2	15	26	-	21	-	-	-
宝珠院川	藤原川合流前	-	7.1	7.3	-	5.0	7.5	-	6.4	1.3	3.5	-	1.6	3	10	-	6	-	-	-
鮫川(上流)	井戸沢橋(※)	A	7.7	8.0	0 / 12	8.5	13	0 / 12	10	<0.5	1.3	0 / 12	0.8	<1	9	0 / 12	2	2	150	0 / 12
	鮫川橋(※)	B	7.4	8.0	0 / 12	7.4	10	0 / 12	8.7	0.5	2.9	0 / 12	1.3	1	10	0 / 12	3	34	530	0 / 12
四時川	鮫川合流前	-	7.7	7.8	-	9.1	12	-	11	0.5	0.6	-	0.6	<1	1	-	1	12	250	-
洪川	植田橋	-	7.5	7.7	-	6.2	10	-	8.2	1.1	1.8	-	1.8	3	9	-	7	150	440	-
	小埜橋(※)	C	7.6	7.9	0 / 12	7.6	13	0 / 12	9.8	0.6	5.4	2 / 12	2.7	2	30	0 / 12	10	-	-	-
蛭田川	蛭田橋(※)	C	7.3	8.0	0 / 12	6.5	11	0 / 12	8.5	1.6	5.6	1 / 12	3.1	2	13	0 / 12	6	-	-	-

(備考)

- 1 「m/n」は、「環境基準に適合しない検体数／総検体数」を示す。
- 2 「x/y」は、「環境基準に適合しない日数／総測定日数」を示す。
- 3 「75%値」は、y個の日間平均値を数値の低いものから順に並び替えて0.75×y番目となる数値を示す。(0.75×yが整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)
- 4 測定地点名欄の(※)は、環境基準点であることを示す。
- 5 「<」は、表記している数値未満であることを示す。



表6-3(1)-3 河川水質(BOD)の経年変化

(単位:mg/L)

水域名又は河川名	測定地点名	類型	環境基準	年 度									
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
大久川、小久川	蔭磯橋(※)	A	—	1.3	1.0	1.0	1.2	1.0	1.2	0.9	0.9	0.8	1.1
			2	1.6	1.1	1.3	1.3	1.1	1.5	1.2	1.0	0.9	1.4
	連郷橋	A	—	1.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0
			2	2.2	1.0	0.9	0.9	1.1	1.4	1.3	1.3	1.1	1.2
境川	6号国道下	—	—	10.0	5.3	6.0	6.3	6.3	6.1	5.5	6.5	3.8	6.0
				12.0	5.4	6.8	6.8	6.0	5.6	6.7	7.1	4.2	8.1
夏井川(上流)	久太夫橋(※)	A	—	1.3	0.9	0.7	0.9	0.8	1.0	0.7	0.7	0.8	0.9
			2	1.2	1.1	0.7	0.7	0.9	1.2	0.6	0.7	0.8	1.0
夏井川(下流)	六十枚橋(※)	A	—	1.7	1.0	0.9	1.1	1.1	1.2	1.0	0.9	1.0	1.1
			2	2.0	1.2	0.9	1.3	1.2	1.5	1.6	1.0	1.0	1.0
好間川(上流)	岩穴つり橋(※)	A	—	0.9	0.8	0.6	0.8	0.6	0.9	0.6	0.8	0.6	0.7
			2	0.9	0.7	0.5	0.9	0.5	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7
好間川(下流)	夏井川合流前(※)	B	—	2.4	1.5	1.6	1.9	1.7	2.3	1.5	1.6	1.7	1.8
			3	3.0	1.8	2.0	2.2	2.3	2.9	1.7	2.0	1.7	1.6
新川	古川橋	—	—	1.8	1.1	1.5	2.3	1.8	1.9	1.7	1.2	1.3	1.6
				2.0	0.9	1.1	1.7	1.6	2.0	1.7	0.9	1.1	1.9
	一之矢橋	—	—	1.9	1.1	1.5	2.0	1.3	2.1	1.6	1.4	1.3	1.3
				1.4	1.4	1.5	2.7	1.5	3.5	1.4	0.9	0.9	1.5
仁井田川	霞田橋	A	—	1.0	0.6	0.9	0.7	0.9	1.3	0.8	1.1	0.9	1.0
			2	1.1	0.6	1.2	0.8	1.1	1.3	0.8	1.2	1.2	1.3
	松葉橋(※)	A	—	1.1	0.9	1.1	1.0	0.9	1.2	0.9	1.1	1.1	1.0
			2	1.3	0.9	1.2	1.2	0.7	1.2	1.0	1.6	1.3	1.2
滑津川	高久橋	—	—	2.3	2.6	1.8	1.5	3.7	2.7	1.6	2.0	3.6	2.3
				2.7	3.1	1.9	1.7	3.8	3.5	1.8	2.0	3.0	2.5
神白川	下神白橋	—	—	6.1	4.3	2.7	4.1	3.0	3.3	5.0	3.9	2.5	3.1
				5.9	5.5	3.0	4.3	3.0	2.8	6.3	4.1	2.3	3.5
藤原川	愛谷川橋(※)	C	—	1.2	1.0	0.9	1.1	1.0	1.3	1.0	0.9	1.0	1.1
			5	1.3	1.0	0.8	1.4	1.1	1.3	1.0	1.0	0.9	1.3
	島橋	C	—	4.1	3.3	1.9	2.4	3.4	2.1	2.2	2.9	4.1	3.3
			5	5.4	3.7	2.7	3.1	4.2	2.3	2.9	3.4	4.6	4.1
	みなと大橋(※)	C	—	2.4	3.5	2.6	2.2	2.2	2.9	2.4	2.3	2.1	1.5
			5	2.4	3.4	4.0	2.8	2.7	3.1	3.0	2.2	2.3	1.6
湯本川	藤原川合流前	—	—	1.6	1.4	1.6	2.6	1.2	2.4	1.1	1.1	1.3	1.1
				1.7	1.7	1.3	3.2	1.3	2.4	1.5	1.1	1.2	1.0
矢田川	矢田川橋	—	—	2.2	4.2	1.4	3.4	2.3	2.7	1.6	1.8	4.9	1.9
				2.2	4.1	1.4	3.8	3.1	3.5	2.0	1.8	2.5	2.2
宝珠院川	藤原川合流前	—	—	2.3	3.3	1.2	1.8	2.4	3.2	1.4	1.6	1.9	2.0
				2.2	3.5	1.3	1.7	2.6	2.2	1.6	1.6	1.9	1.6
鮫川(上流)	井戸沢橋(※)	A	—	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8	1.1	0.8	0.7	0.7	0.7
			2	1.1	1.1	0.8	0.8	0.7	1.2	0.8	0.7	0.8	0.8
鮫川(下流)	鮫川橋(※)	B	—	1.3	1.0	1.5	2.0	1.2	1.2	1.1	0.9	0.9	1.1
			3	1.3	1.2	2.2	1.7	1.2	1.2	1.4	1.2	1.1	1.3
四時川	鮫川合流前	—	—	0.7	0.9	0.6	0.7	0.8	0.8	0.6	0.6	0.8	0.6
				0.8	1.1	0.5	0.5	0.5	0.9	0.6	0.6	0.9	0.6
渋川	植田橋	—	—	2.0	1.2	1.7	2.1	1.5	1.9	1.5	1.2	1.6	1.5
				2.4	1.4	1.6	2.4	1.4	2.0	1.6	1.4	1.6	1.8
蛭田川	小埜橋(※)	C	—	6.4	1.5	1.5	1.1	5.6	5.1	1.5	1.3	3.6	8.1
			5	2.8	1.8	2.0	1.1	2.4	2.4	1.5	1.2	1.7	2.7
	蛭田橋(※)	C	—	4.0	3.0	2.6	3.7	2.3	2.9	1.6	3.0	3.1	2.7
			5	3.9	3.4	2.1	2.1	2.5	2.6	1.8	2.6	2.9	3.1

(備考)1 測定地点名欄の(※)は、環境基準点を示す。

2 数値の上段は日間平均値の年間平均値を示し、下段は日間平均値の年間75%値を示す。

3 太枠に囲まれた数値は、日間平均値の年間75%値が環境基準を超過したことを示す。

4 「&lt;」は、表記している数値未達を示す。

## (2) 海 域

生活環境の保全に係る環境基準の類型が指定されている9水域（20地点）について、水質調査を実施しました。

結果の概要は、次のとおりです。

- 健康項目 4水域6地点で測定した結果、全地点で環境基準を下回りました。
- 生活環境項目 海域の水質汚濁指標であるCOD（75%水質値）は、環境基準点（9水域14地点）で測定した結果、すべての水域で環境基準を達成しました。  
また、富栄養化の指標である全窒素・全リンについては、環境基準点（1水域1地点）において環境基準を達成しました。

表6-3(2)-1 海域の調査地点及び測定項目

(令和4年度)

水域名	地点名	類型	環境基準点	測定回数	測定項目					要監視項目	
					一般調査	生活環境	健康	特殊	その他		
いわき市地先海域 (漁港内を除く)	中之作港沖約1,000m付近	A	○	6	○	○	-	-	○	-	
	豊間漁港沖約1,500m付近	A	○	6	○	○	-	-	-	-	
	夏井川沖約1,500m付近	A	○	6	○	○	○	-	○	-	
いわき市地先海域	久之浜港	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	B	○	6	○	○	-	-	-	-
	四倉港	埠頭先東約30m付近	B	○	6	○	○	-	-	○	-
	豊間漁港	中防波堤先端から西30m付近(豊間地区)	B	○	6	○	○	-	-	-	-
	〃	漁港内中央付近(沼ノ内船溜)	B	○	6	○	○	-	-	-	-
	江名港	東内防波堤先端から北西約50m付近	B	○	6	○	○	-	-	○	-
	中之作港	西防波堤先端から南約200m付近	B	○	6	○	○	-	-	-	-
小名浜港	4号埠頭先	BⅢ	○	6	○	○	○	○	○	○	
〃	西防波堤第2の北約400m付近	BⅢ	-	6	○	○	○※	-	○	-	
〃	漁港区内	BⅢ	-	6	○	○	○※	-	○	-	
常磐沿岸海域	蛭田川沖南南東約2,500m付近	A	○	6	○	○	○	-	○	-	
〃	鮫川沖南約2,000m付近	A	○	6	○	○	-	-	-	-	
〃	照島の東南東約800m付近	A	-	6	○	○	-	-	-	-	
〃	蛭田川沖東約1,000m付近	A	-	6	○	○	-	-	-	-	
〃	勿来港外の漁港区内	A	-	6	○	○	-	-	-	-	
〃	小浜港外の漁港区内	A	-	6	○	○	-	-	-	-	
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	番所灯台から真方位245度線上2,000m付近	A	○	6	○	○	○	○	○	-	
〃	八崎灯台から真方位115度線上1,500m付近	A	○	6	○	○	-	-	-	-	
計			14	-	20	20	6	2	9	1	

※硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のみ実施

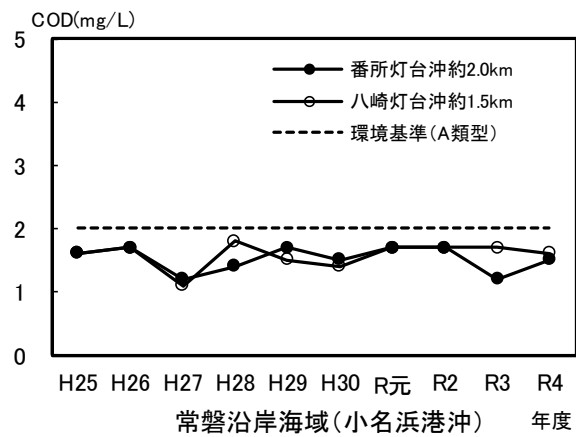
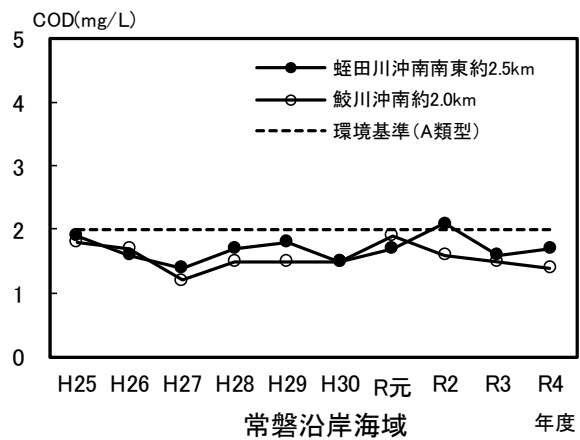
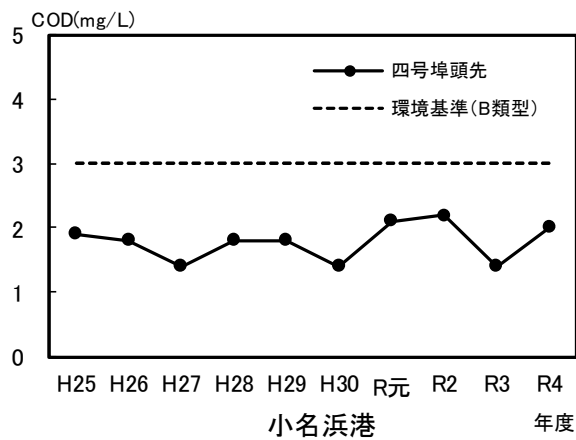
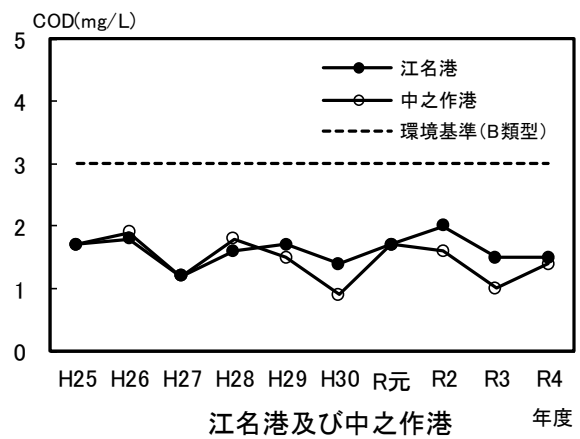
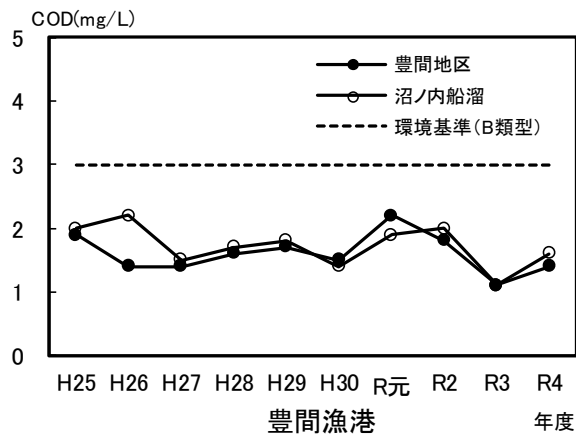
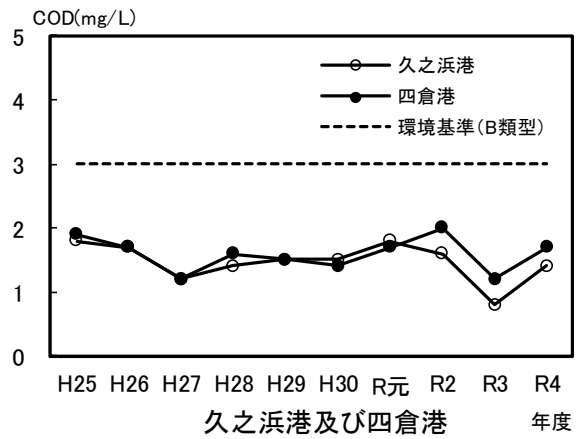
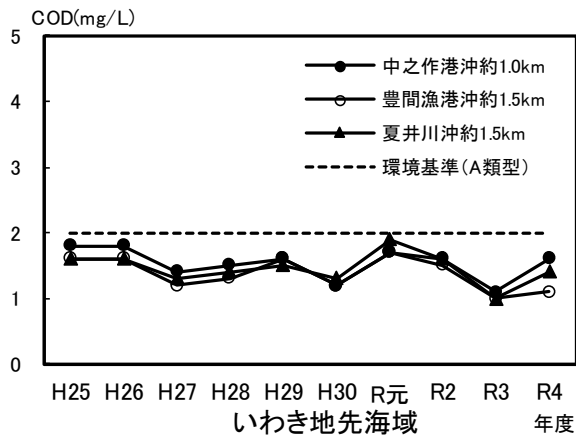


図6-3(2)-1 海域のCOD(75%水質値)経年変化

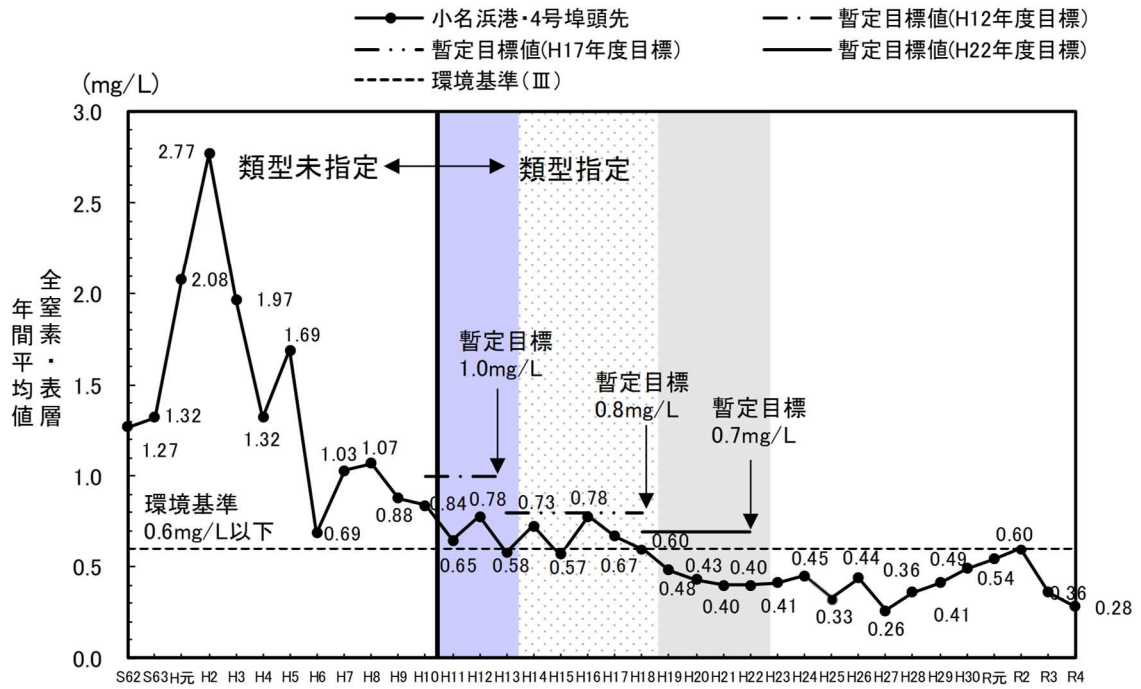


図6-3(2)-2 小名浜港における全窒素の経年変化 (年度)

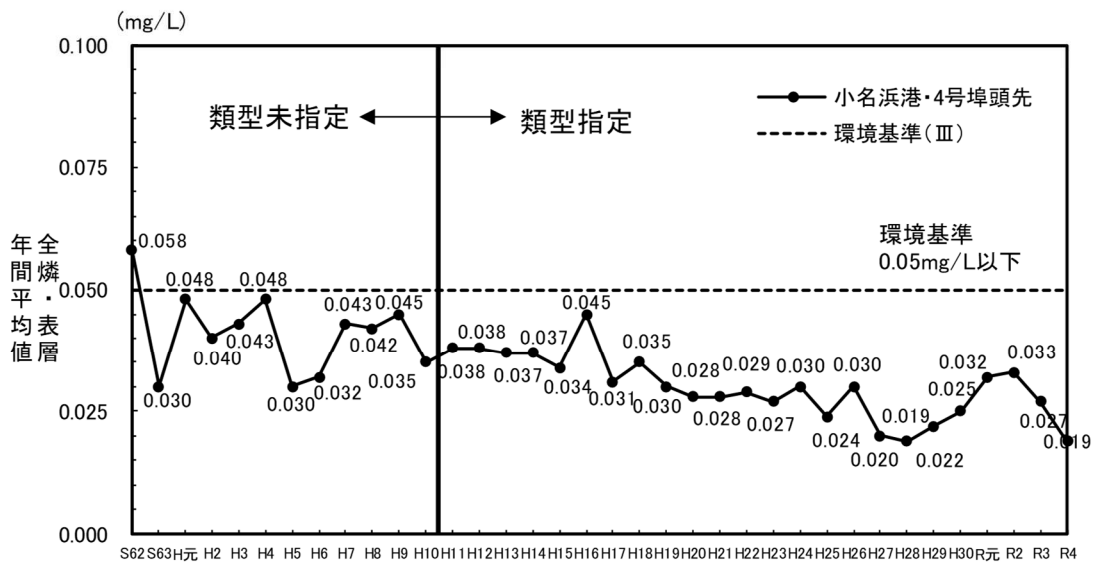


図6-3(2)-3 小名浜港における全燐の経年変化 (年度)

暫定目標とは

水質汚濁が著しく、または著しくなりつつある水域については、「暫定的な改善目標値」を設定し、段階的に水質改善をはかることとされている。

小名浜港は平成10年3月13日付け福島県告示第224号により全窒素・全燐にかかる類型指定がされ、同時に全窒素については平成12年度までの暫定目標(1.0mg/L以下)が設定された。続いて、平成13年3月27日付け福島県告示307号により平成17年度までの暫定目標(0.8mg/L以下)が設定され、さらに平成18年3月24日付け福島県告示第277号により平成22年度までの暫定目標が0.7mg/Lに設定された。

しかしながら、平成18年度以降は継続して環境基準を達成しており、将来予測においても環境基準を達成できる見込みとなったため、平成22年12月14日付け福島県告示第2241号により平成23年4月1日以降は暫定目標は廃止された。

表6-3(2)-2 海域水質(生活環境項目)の測定結果(1)

(令和4年度)

水域名	測定地点名	類型	pH		DO(mg/L)		COD(mg/L)				大腸菌数(CFU/100mL)			
			最小	最大	最小	最大	平均	x	y	75%値	最小	最大	m/n	
いわき市地先海域 (漁港内を除く)	中之作港沖約1,000m付近(※)	A	7.9	8.2	7.3	11	8.7	0.9	1.6	1.3	1.6	0	23	0 / 6
	豊間漁港沖約1,500m付近(※)	A	8.1	8.2	7.3	11	8.5	0.7	1.2	1.0	1.1	0	26	0 / 6
	夏井川沖約1,500m付近(※)	A	8.1	8.1	7.5	11	8.6	0.9	1.4	1.2	1.4	0	10	0 / 6
久之浜港	A及びB防波堤の接部から西約150m付近(※)	B	8.0	8.1	7.1	10	8.5	1.0	1.9	1.3	1.4	-	-	-
	埠頭先東約30m付近(※)	B	8.0	8.1	6.1	10	8.2	1.2	1.7	1.5	1.7	-	-	-
豊間漁港	中防波堤先端から西約30m付近(※)	B	8.1	8.2	7.0	10	8.5	0.9	1.7	1.3	1.4	-	-	-
	(豊間地区)漁港内中央付近(沼ノ内船溜)(※)	B	8.1	8.1	6.7	10	8.6	1.0	1.7	1.4	1.6	-	-	-
江名港	東内防波堤先端から北西約50m付近(※)	B	8.1	8.2	7.5	10	8.5	0.9	1.8	1.3	1.5	-	-	-
	西防波堤先端から南約200m付近(※)	B	8.1	8.2	7.3	10	8.5	0.9	1.5	1.2	1.4	-	-	-
中之作港	四号埠頭先(※)	B,III	8.1	8.2	7.4	12	8.9	1.2	2.1	1.6	2.0	-	-	-
	西防波堤第2の北約400m付近	B,III	8.0	8.2	7.5	11	8.7	1.2	2.1	1.7	2.1	-	-	-
	漁港区内	B,III	8.1	8.2	7.3	11	8.8	1.3	1.8	1.5	1.8	-	-	-
常磐沿岸海域	蛭田川沖南東約2,500m付近(※)	A	7.9	8.2	7.4	11	8.8	1.2	1.8	1.5	1.7	0	50	0 / 6
	鮫川沖南約2,000m付近(※)	A	8.0	8.2	7.3	11	8.8	1.1	1.8	1.4	1.4	0	30	0 / 6
	照島の東南東約800m付近	A	8.1	8.2	7.4	10	8.6	1.1	1.8	1.4	1.4	-	-	-
	蛭田川沖東約1,000m付近	A	7.9	8.2	7.5	11	8.8	0.9	1.9	1.4	1.8	-	-	-
小名浜港	勿来港外の漁港区内	A	8.1	8.3	7.3	12	9.0	0.9	2.0	1.3	1.6	-	-	-
	小浜港外の漁港区内	A	7.9	8.1	6.7	11	8.4	1.0	1.8	1.4	1.7	-	-	-
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	番所灯台から真方位245度線上2,000m付近(※)	A	8.1	8.2	7.4	11	8.7	0.8	1.5	1.3	1.5	0	20	0 / 6
	八崎灯台から真方位115度線上1,500m地付近(※)	A	8.1	8.2	7.4	10	8.5	1.1	1.7	1.3	1.6	0	20	0 / 6

(備考)

- 1 「m/n」は、「環境基準に適合しない検体数/総検体数」を示す。
- 2 「x/y」は、「環境基準に適合しない日数/総測定日数」を示す。
- 3 「75%値」は、y個の日間平均値を数値の低いものから順に並び替えて0.75×y番目となる数値を示す。(0.75×yが整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)
- 4 測定地点名欄の(※)は、環境基準点であることを示す。

表6-3(2)-3 海域水質(生活環境項目)の測定結果(2)

(令和4年度)

水域名	測定地点名	類型	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)			全窒素(mg/L)			全燐(mg/L)							
			最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均				
いわき市地先海域 (漁港内を除く)	中之作港沖約1,000m付近(※)	A	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.05	～	0.25	-	0.14	0.011	～	0.023	-	0.016
	豊間漁港沖約1,500m付近(※)	A	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.08	～	0.21	-	0.14	0.012	～	0.020	-	0.015
	夏井川沖約1,500m付近(※)	A	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.15	～	0.25	-	0.19	0.010	～	0.028	-	0.018
いわき市	A及びB防波堤の接部から西約150m付近(※)	B	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.18	～	0.37	-	0.25	0.013	～	0.030	-	0.021
	埠頭先東約30m付近(※)	B	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.22	～	0.33	-	0.29	0.021	～	0.043	-	0.035
豊間漁港	中防波堤先端から西約30m付近(※)	B	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.18	～	0.31	-	0.25	0.017	～	0.034	-	0.025
	漁港内中央付近(沼ノ内船溜)(※)	B	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.11	～	0.37	-	0.25	0.017	～	0.038	-	0.028
江名港	東内防波堤先端から北西約50m付近(※)	B	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.15	～	0.31	-	0.22	0.014	～	0.035	-	0.024
	西防波堤先端から南約200m付近(※)	B	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.18	～	0.22	-	0.19	0.015	～	0.026	-	0.019
小名浜港	四号埠頭先(※)	B,II	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.13	～	0.57	0 / 6	0.28	0.016	～	0.028	0 / 6	0.019
	西防波堤第2の北約400m付近	B,III	-	-	-	-	0.08	～	1.3	4 / 6	0.64	0.022	～	0.039	0 / 6	0.030
	漁港区内	B,III	-	-	-	-	0.06	～	0.49	0 / 6	0.24	0.020	～	0.029	0 / 6	0.024
常磐沿岸海域	蛭田川沖南東約2,500m付近(※)	A	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.05	～	0.29	-	0.18	0.018	～	0.029	-	0.023
	鮫川沖南約2,000m付近(※)	A	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.05	～	0.31	-	0.19	0.018	～	0.033	-	0.026
	照島の東南東約800m付近	A	-	-	-	-	0.05	～	1.0	-	0.35	0.016	～	0.046	-	0.022
	蛭田川沖東約1,000m付近	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	勿来港外の漁港区内	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	小浜港外の漁港区内	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	番所灯台から真方位245度線上2,000m付近(※)	A	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.13	～	0.23	-	0.18	0.012	～	0.022	-	0.018
	八崎灯台から真方位115度線上1,500m付近(※)	A	ND.	～	ND. 0 / 6	ND.	0.09	～	0.31	-	0.18	0.013	～	0.019	-	0.015

(備考)

- 1 表の値は、表層における値。
- 2 「ND.」は、報告下限値未満を示す。
- 3 「m/n」は「環境基準(暫定目標)」に適合しない検体数/総検体数」を示す。
- 4 測定地点名欄の(※)は、環境基準点を示す。

表6-3(2)-4 海域水質(COD)の経年変化

(単位:mg/L)

水域名	測定地点名	類型	環境基準	年度									
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
いわき市地先海域 (漁港内を除く)	中之作港沖約1,000m付近 (※)	A	—	1.5	1.3	1.1	1.2	1.3	1.1	1.4	1.2	0.9	1.3
			2	1.8	1.8	1.4	1.5	1.6	1.2	1.7	1.6	1.1	1.6
	豊間漁港沖約1,500m 付近(※)	A	—	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.1	1.3	1.2	1.0	1.0
			2	1.6	1.6	1.2	1.3	1.6	1.2	1.7	1.5	1.0	1.1
	夏井川沖約1,500m 付近(※)	A	—	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.0	1.5	1.4	1.0	1.2
			2	1.6	1.6	1.3	1.4	1.5	1.3	1.9	1.6	1.0	1.4
いわき市地先海域	久之浜港	B	—	1.5	1.4	1.1	1.2	1.3	1.2	1.4	1.5	0.8	1.3
			3	1.8	1.7	1.2	1.4	1.5	1.5	1.8	1.6	0.8	1.4
	四倉港	B	—	1.7	1.3	1.2	1.4	1.4	1.2	1.6	1.7	1.0	1.5
			3	1.9	1.7	1.2	1.6	1.5	1.4	1.7	2.0	1.2	1.7
	豊間漁港	B	—	1.6	1.3	1.2	1.4	1.4	1.3	1.8	1.6	1.0	1.3
			3	1.9	1.4	1.4	1.6	1.7	1.5	2.2	1.8	1.1	1.4
	漁港内中央付近 (沼ノ内船溜)(※)	B	—	1.6	1.4	1.2	1.4	1.4	1.1	1.2	1.5	1.0	1.4
			3	2.0	2.2	1.5	1.7	1.8	1.4	1.9	2.0	1.1	1.6
	江名港	B	—	1.5	1.4	1.0	1.3	1.3	1.1	1.4	1.7	1.1	1.3
			3	1.7	1.8	1.2	1.6	1.7	1.4	1.7	2.0	1.5	1.5
	中之作港	B	—	1.5	1.4	1.0	1.1	1.3	0.8	1.4	1.2	0.8	1.2
			3	1.7	1.9	1.2	1.8	1.5	0.9	1.7	1.6	1.0	1.4
小名浜港	四号埠頭先(※)	B	—	1.5	1.4	1.2	1.5	1.5	1.2	2.0	2.2	1.1	1.6
			3	1.9	1.8	1.4	1.8	1.8	1.4	2.1	2.2	1.4	2.0
	西防波堤第2の北 約400m付近	B	—	1.6	1.6	1.3	1.5	1.5	1.1	2.2	1.9	1.2	1.7
			3	1.9	2.3	1.5	1.9	1.8	1.3	2.7	1.9	1.3	2.1
	漁港区内	B	—	1.5	1.8	1.2	1.5	1.5	1.3	2.3	1.8	1.3	1.5
			3	1.6	2.6	1.6	1.9	1.8	1.5	2.6	2.0	1.3	1.8
常磐沿岸海域	蛭田川沖南南東 約2,500m付近(※)	A	—	1.7	1.4	1.2	1.3	1.4	1.3	1.5	1.8	1.5	1.5
			2	1.9	1.6	1.4	1.7	1.8	1.5	1.7	2.1	1.6	1.7
	鮫川沖南 約2,000m付近(※)	A	—	1.4	1.3	1.0	1.3	1.4	1.3	1.4	1.4	1.1	1.4
			2	1.8	1.7	1.2	1.5	1.5	1.5	1.9	1.6	1.5	1.4
	照島の東南東 約800m付近	A	—	1.5	1.4	1.2	1.2	1.2	1.3	1.5	1.6	0.9	1.4
			2	1.5	1.8	1.6	1.6	1.6	1.4	1.7	2.0	1.0	1.4
	蛭田川沖東 約1,000m付近	A	—	1.5	1.4	1.2	1.3	1.2	1.3	1.6	1.6	1.2	1.4
			2	1.9	1.8	1.4	1.7	1.5	1.4	1.8	1.8	1.8	1.8
勿来港外の漁港区内	A	—	1.4	1.3	1.2	1.5	1.5	1.2	1.5	2.1	1.3	1.3	
		2	1.6	1.6	1.5	1.8	1.9	1.4	1.9	3.0	1.7	1.6	
小浜港外の漁港区内	A	—	1.5	1.3	1.1	1.2	1.4	1.2	1.4	1.8	1.0	1.4	
		2	1.8	1.8	1.2	1.6	1.7	1.5	1.8	1.9	1.2	1.7	
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	番所灯台から真方位245度 線上2,000m付近(※)	A	—	1.4	1.3	1.1	1.2	1.5	1.3	1.4	1.4	1.0	1.3
			2	1.6	1.7	1.2	1.4	1.7	1.5	1.7	1.7	1.2	1.5
	八崎灯台から真方位115度 線上1,500m付近(※)	A	—	1.5	1.2	1.0	1.5	1.3	1.2	1.4	1.6	1.1	1.3
			2	1.6	1.7	1.1	1.8	1.5	1.4	1.7	1.7	1.7	1.6

(備考) 1 測定地点名欄の(※)は、環境基準点を示す。  
 2 数値の上段は、日間平均値の年間平均値を示し、下段は年間の75%水質値を示す。  
 3 太枠に囲まれた数値は、日間平均値の年間75%値が環境基準を超過したことを示す。

## 4 地下水調査

地下水の水質汚濁の状況については、法の規定により福島県が作成した「令和4年度地下水の水質測定計画」に基づき、概況調査及び定期モニタリング調査等を実施しました。

表6-4 人の健康の保護に関する環境基準

No.	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/L 以下
4	六価クロム	0.02mg/L 以下
5	砒素	0.01mg/L 以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	P C B	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下
11	クロロエチレン	0.002mg/L以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
17	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
20	チウラム	0.006mg/L以下
21	シマジン	0.003mg/L以下
22	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
23	ベンゼン	0.01mg/L 以下
24	セレン	0.01mg/L 以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
26	ふっ素	0.8mg/L 以下
27	ほう素	1mg/L 以下
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、平成9年3月13日環境庁告示第10号に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格(以下、「JIS」という。)K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。



(1) 概況調査

市内全域における地下水質の概況を把握するため、概況調査を計9地点（ローリング方式による調査4地点、定点方式による調査5地点）で実施しました。

※ 概況調査とは、地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査のことです。

① ローリング方式による概況調査

市内を約10km四方のメッシュに区分し、各メッシュから1地点の井戸を選定して有害物質による汚染状況を調査しています。

令和4年度は、4メッシュ（4地点）について水質調査を実施した結果、すべての井戸で環境基準を下回りました。また、併せて調査した要監視項目についても、すべての井戸で指針値を下回りました。（要監視項目については表6-3-3を参照）

表6-4(1)-1 ローリング方式による概況調査結果

(令和4年度)

測定地点の所在地	四倉町上仁井田	平	常磐藤原町	錦町	環境基準
調査年月日	R4.6.9				
カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.2	0.9	0.2	4.9	10以下
ふっ素	0.21	0.09	<0.08	<0.08	0.8以下
ほう素	0.13	0.03	0.16	0.05	1以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

(備考)

1 <印は報告下限値未満を表す。

② 定点方式による概況調査

有害物質を使用または製造している工場・事業場等で汚染の可能性が高い、または汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査しています。

令和4年度は、5地点の井戸で水質測定を行った結果、すべての井戸で環境基準を下回りました。

表6-4(1)-2 定点方式による概況調査結果

(令和4年度)

測定地点の所在地		小浜町	常磐岩ヶ岡町	泉町滝尻	平上荒川	好間町小谷作	環境基準	
調査年月日		R4.6.10						
調 査 項 目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	-	0.003以下
	全シアン	"	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	"	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	0.01以下
	六価クロム	"	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.02以下
	砒素	"	<0.005	-	-	<0.005	-	0.01以下
	総水銀	"	-	-	-	<0.0005	-	0.0005以下
	アルキル水銀	"	-	-	-	-	-	検出されないこと
	PCB	"	-	-	-	<0.0005	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	"	<0.002	-	-	<0.002	-	0.02以下
	四塩化炭素	"	<0.0002	-	-	<0.0002	-	0.002以下
	クロロエチレン	"	-	-	-	-	-	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	"	<0.0004	-	-	<0.0004	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	"	-	-	-	<0.002	-	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	"	-	-	-	<0.004	-	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	"	-	-	-	<0.0005	<0.0005	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	"	-	-	-	<0.0006	-	0.006以下
	トリクロロエチレン	"	<0.001	-	<0.001	<0.001	-	0.01以下
	テトラクロロエチレン	"	-	-	-	<0.0005	-	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	"	-	-	-	<0.0002	-	0.002以下
	チウラム	"	-	-	-	<0.0006	-	0.006以下
シマジン	"	-	-	-	<0.0003	-	0.003以下	
チオベンカルブ	"	-	-	-	-	-	0.02以下	
ベンゼン	"	<0.001	-	-	<0.001	-	0.01以下	
セレン	"	-	-	-	<0.002	-	0.01以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	"	-	-	-	-	-	10以下	
ふっ素	"	0.14	-	0.17	0.12	<0.08	0.8以下	
ほう素	"	0.18	-	0.11	0.08	0.07	1以下	
1,4-ジオキサン	"	-	-	-	-	-	0.05以下	

(備考)

1 <印は報告下限値未滿を表す。

(2) 継続監視調査

過去の汚染井戸を対象として、継続的に汚染状況を監視しています。

令和4年度は、平成22年度に基準値を超過した泉町下川1地点及び平成29年度に基準値を超過した渡辺町上釜戸1地点について調査を実施しました。

調査の結果、すべての地点で環境基準を下回りました。

表6-4(2) 継続監視調査結果

(令和4年度)

調査区分		継続監視調査		環境基準
測定地点の所在地		泉町下川	渡辺町上釜戸	
調査年月日		R4.6.10		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	5.6	-	10以下
	ふっ素 (mg/L)	-	0.78	0.8以下

(備考)1 <印は報告下限値未満を表す。

## 5 海水浴場調査

令和4年度は、久之浜・波立、四倉、薄磯及び勿来海水浴場の計4箇所において、遊泳開始前（4～5月）及び遊泳開始後（7～8月）の水質調査を実施しました。

調査の結果、すべての海水浴場で遊泳開始前は「水質A」以上、遊泳開始後は「水質B」以上となり、遊泳に「適」または「可」と判定されました。

表6-5-1 海水浴場水質判定基準

区分	項目	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の有無	COD (mg/L)	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限2)	油膜が認められない	2以下	全透 (1m以上)
	水質A	100以下	油膜が認められない	2以下	全透 (1m以上)
可	水質B	400以下	常時は油膜が認められない	5以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000以下	常時は油膜が認められない	8以下	1m未満～50cm以上
不適		1,000を超えるもの	常時油膜が認められる	8を超えるもの	50cm未満*

(備考)

- 1 判定は、同一海水浴場に関して得た測定値の平均による。
- 2 「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。
- 3 透明度(\*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

表6-5-2 海水浴場調査結果(遊泳開始前)

(令和4年度)

水浴場名	調査月日	pH 最小～最大	COD (mg/L) 最小～最大 (平均)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL) 最小～最大 (平均)	透明度 (m)	油膜の有無	気温 (°C)	水温 (°C)	病原性 大腸菌 0-157	判定 (前年度)
久之浜・波立	5/11	8.1	1.1 ~ 1.6 ( 1.3 )	<2 ~ 4 ( 2 )	1以上	無	20.4	16.2	不検出	水質A (水質AA)
	5/12									
四倉	5/11	8.1	1.0 ~ 1.2 ( 1.1 )	<2 ~ 6 ( 4 )	1以上	無	18.5	16.5	不検出	水質A (水質AA)
	5/12									
薄磯	5/11	8.1 ~ 8.2	0.8 ~ 1.0 ( 0.9 )	<2 ( <2 )	1以上	無	18.8	16.5	不検出	水質AA (水質AA)
	5/12									
勿来	5/11	8.1	0.6 ~ 1.0 ( 0.8 )	<2 ( <2 )	1以上	無	20.2	17.8	不検出	水質AA (水質AA)
	5/12									

(備考)

- 1 病原性大腸菌0-157については初日の午前中のみ実施。

表6-5-3 海水浴場調査結果(遊泳開始後)

(令和4年度)

水浴場名	調査月日	pH 最小～最大	COD (mg/L) 最小～最大 (平均)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL) 最小～最大 (平均)	透明度 (m)	油膜の有無	気温 (°C)	水温 (°C)	病原性 大腸菌 0-157	判定 (前年度)
久之浜・波立	7/26	8.1 ~ 8.2	1.6 ~ 2 ( 1.7 )	2 ~ 4 ( 3 )	1以上	無	26.2	23.2	不検出	水質A —
	7/27									
四倉	7/26	8.1 ~ 8.2	2.0 ~ 2.2 ( 2.1 )	10 ~ 110 ( 54 )	1以上	無	24.5	23.2	不検出	水質B —
	7/27									
薄磯	7/26	8.1 ~ 8.2	1.1 ~ 1.7 ( 1.4 )	<2 ~ 2 ( <2 )	1以上	無	26.8	22.4	不検出	水質AA —
	7/27									
勿来	7/26	8.1 ~ 8.2	1.4 ~ 1.9 ( 1.7 )	<2 ~ 2 ( <2 )	1以上	無	28.6	23.3	不検出	水質AA —
	7/27									

(備考)

- 1 病原性大腸菌0-157については初日の午前中のみ実施。
- 2 令和3年度の遊泳開始後の調査は未実施。(新型コロナウイルス感染対策により海水浴場が開設されなかったため)

## 6 産業廃棄物不法投棄影響監視調査

昭和63年8月から平成元年8月にかけて、田人、沼部及び山田の3地区における大規模な産業廃棄物の不法投棄が、さらに四倉地区における産業廃棄物の不適正な保管が発覚し、周辺住民に大きな不安を抱かせる社会問題となりました。

このため、本市は、不法投棄のあった現場周辺地区の河川や地下水の水質について、平成2年度から継続して監視を行っています。

令和4年度は、田人地区2地点、沼部地区1地点の計3地点において、関連する健康項目（揮発性有機化合物等計13項目）の調査を行いました。調査の結果、沼部地区1地点において1,4-ジオキサンの環境基準超過が確認されました。その他の項目については、すべて年平均値で環境基準値を下回りました。

なお、上記地点以外でも田人地区、沼部地区、四倉地区においてそれぞれ調査を実施しています。

また、山田地区については、調査対象項目が長期間において不検出であることを確認したため、平成13年度で調査を終了しています。

### ① 田人地区

調査を行ったすべての地点、項目で環境基準値を下回りました。

### ② 沼部地区

1地点（石田地内）において1,4-ジオキサンの環境基準超過が確認されました。

## 7 小野町一般廃棄物最終処分場影響監視調査

小野町一般廃棄物最終処分場は、本市の主要水道水源である夏井川の上流に位置するため、生活環境の保全といわき市民の健康保護などを目的に、市、小野町及び事業者の三者において「小野町一般廃棄物処分場の建設及び運営に関する公害防止協定（平成7年4月）」を締結しました。

小野町一般廃棄物最終処分場は、平成23年度に埋立を終了したものの、令和4年7月に埋立容量を増やす変更許可を取得しました。このため、従前の公害防止協定を改め、市、福島県、小野町及び事業者の四者において、監視体制に福島県を加えるとともに、災害時の対応等を盛り込んだ改正公害防止協定を締結しました。

本市は、協定内容の遵守状況を確認するため、処分場への立入調査を実施し、排出水等の水質調査を実施するとともに、排出水が流入する夏井川についても水質調査を行っています。

令和4年度の調査の結果、本市が実施した処分場排出水の水質調査の結果（表6-7-1）では、公害防止協定に基づく許容限度の超過はみられませんでした。また、夏井川の水質調査結果（表6-7-2(1)~(2)）では、DO（溶存酸素量）及び大腸菌群数並びにSS（浮遊物質量）について、環境基準の超過がみられましたが、それぞれ夏季の水温上昇及び生活排水、一時的な濁りの影響と考えられます。その他の項目はいずれも環境基準を満たしていました。

なお、事業者による排出水等の自主測定結果（表6-7-3(1)~(2)）では、全ての項目で許容限度を下回っていました。

表6-7-1 小野町一般廃棄物最終処分場に関する排水等の水質調査結果

(令和4年度)

調査項目	単位	最終放流口				地下水	許容限度		
		R4.5.11	R4.7.20	R4.8.2	R4.11.24	R4.6.15			
生活環境項目	pH	—	7.3	7.1	7.3	7.1	—	5.8~8.6	
	BOD	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	—	20	
	COD	〃	7.3	5.8	9.2	3.7	—	20	
	SS	〃	4.0	6	4.4	1	—	10	
	n-ヘキサン抽出物質	〃	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	5	
	全窒素 (T-N)	〃	1.9	3.0	4.9	1.8	—	40	
	全燐 (T-P)	〃	0.02	<0.003	0.01	<0.003	—	4	
	フェノール類	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	0.005	
	銅	〃	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	1	
	亜鉛	〃	<0.01	0.003	<0.01	<0.001	—	1	
その他の項目	溶解性鉄	〃	0.02	<0.1	0.02	<0.1	—	0.3	
	溶解性マンガン	〃	0.010	<0.02	0.004	<0.02	—	0.3	
	全クロム	〃	<0.02	<0.05	<0.02	<0.05	—	0.2	
	弗素	〃	<0.08	—	<0.08	—	—	0.8	
	大腸菌群数	個/mL	52	0	50	38	—	300	
	ニッケル	mg/L	0.002	0.001	0.002	0.002	—	0.01	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	0.47	0.64	0.34	0.69	—	10	
	有害物質	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	0.01
		全シアン	〃	不検出	<0.1	不検出	<0.1	—	検出されないこと
		有機燐化合物	〃	不検出	<0.003	不検出	<0.003	—	検出されないこと
鉛		〃	<0.001	<0.005	<0.001	<0.005	—	0.01	
六価クロム		〃	<0.002	<0.01	<0.002	<0.01	—	0.05	
砒素		〃	<0.001	<0.005	<0.001	<0.005	—	0.01	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		〃	<0.0005	<0.0005	<0.00005	<0.0005	—	0.0005	
ポリ塩化ビフェニル		〃	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	—	検出されないこと	
トリクロロエチレン		〃	<0.003	<0.002	<0.003	<0.002	—	0.03	
テトラクロロエチレン		〃	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.0005	—	0.01	
有害物質	ジクロロメタン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	0.02	
	四塩化炭素	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	〃	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	0.02	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	<0.004	<0.002	<0.004	<0.002	—	0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	<0.03	<0.0005	<0.03	<0.0005	—	0.3	
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	0.006	
	1,3-ジクロロプロペン	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	0.002	
	チウラム	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	0.006	
	シマジン	〃	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	0.003	
有害物質	チオベンカルブ	〃	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	0.02	
	ベンゼン	〃	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.001	—	0.005	
	セレン	〃	<0.001	<0.002	<0.001	<0.002	—	0.01	
	ホウ素及びその化合物	〃	0.15	0.37	0.20	<0.2	—	1.0	
	フッ素及びその化合物	〃	—	0.08	—	0.11	—	0.8	
	ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L	—	0.000075 (R4.6.15採水)	0.000024	0 (R5.1.17採水)	0.047	(管理基準:10) (環境基準:1)	

(備考) 1 最終放流口における水質検査は、5月、8月は水道局が、6月、7月、11月、1月は環境監視センターが実施

2 許容限度とは、「小野町一般廃棄物処分場の建設及び運営に関する公害防止協定書」に定める排水に係る許容限度

3 地下水とは、小野町一般廃棄物最終処分場敷地内の地下集配水管の最終部で採水した水で、水質検査は環境監視センターが実施。環境基準が適用される

4 最終放流口における放流水のダイオキシン類は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準が適用される

表6-7-2(1) 小野町一般廃棄物最終処分場に関する夏井川の水質調査結果(1)

(令和4年度)

調査項目	単位	山下谷橋				三島橋				環境基準			
		最大	最小	平均	調査回数	最大	最小	平均	調査回数				
生	pH	—	8.0	7.7	7.9	(12)	8.0	7.6	7.8	(12)	6.5~8.5		
活	DO	mg/L	13	7.9	10	(12)	—	—	—	(0)	7.5以上		
環	BOD	〃	1.9	<0.5	1.1	(12)	1.1	<0.5	0.5	(4)	2		
	COD	〃	4.1	1.8	2.9	(12)	4.9	1.8	3.4	(4)	—		
	SS	〃	10	1	5	(12)	40	1.5	15	(4)	25		
	大腸菌数	CFU/100mL	470	100	182.5	(12)	—	—	—	(0)	1,000		
	全窒素(T-N)	mg/L	0.7	<0.5	0.5	(12)	0.9	0.5	0.7	(4)	—		
項	全燐(T-P)	〃	1.3	0.78	1.0	(12)	0.08	0.02	0.05	(4)	—		
	全亜鉛(T-Zn)	〃	0.09	0.028	0.056	(2)	<0.01	<0.01	<0.01	(4)	0.03		
	n-ヘキササン抽出物質	〃	0.003	0.002	0.003	(12)	—	—	—	(0)	—		
特	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	(2)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(4)	—		
	銅	〃	<0.01	<0.01	<0.01	(2)	<0.01	<0.01	<0.01	(4)	—		
	溶解性鉄	〃	0.1	0.1	0.1	(2)	—	—	—	(0)	—		
	溶解性マンガン	〃	<0.02	<0.02	<0.02	(2)	—	—	—	(0)	—		
	全クロム	〃	<0.05	<0.05	<0.05	(2)	—	—	—	(0)	—		
	有機燐化合物	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(2)	—	—	—	(0)	—		
	ニッケル	〃	<0.001	<0.001	<0.001	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	—		
健	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(2)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(4)	0.003		
	全シアン	〃	<0.1	<0.1	<0.1	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	検出されないこと		
	鉛	〃	<0.005	<0.005	<0.005	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01		
	六価クロム	〃	<0.02	<0.02	<0.02	(2)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.05		
	砒素	〃	<0.005	<0.005	<0.005	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01		
	総水銀	〃	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(2)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	(4)	0.0005		
	アルキル水銀	〃	—	—	—	(2)	—	—	—	(4)	検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	〃	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(2)	—	—	—	(0)	検出されないこと		
	康	トリクロロエチレン	〃	<0.001	<0.001	<0.001	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01	
		テトラクロロエチレン	〃	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01	
		ジクロロメタン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.02	
		四塩化炭素	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(4)	0.002	
		1,2-ジクロロエタン	〃	<0.0004	<0.0004	<0.0004	(2)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	(4)	0.004	
		1,1-ジクロロエチレン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	<0.01	<0.01	<0.01	(4)	0.1	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	<0.004	<0.004	<0.004	(4)	0.04	
		1,1,1-トリクロロエタン	〃	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(2)	<0.03	<0.03	<0.03	(4)	1	
		1,1,2-トリクロロエタン	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(2)	—	—	—	(0)	0.006	
		項	1,3-ジクロロプロペン	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(2)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(2)	0.002
			チウラム	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(2)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(2)	0.006
			シマジン	〃	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(2)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(2)	0.003
			チオベンカルブ	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	0.02
			ベンゼン	〃	<0.001	<0.001	<0.001	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01
			セレン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	0.7	0.7	0.7	(2)	0.66	0.51	0.57	(4)	10
			ふっ素	〃	<0.08	<0.08	<0.08	(2)	<0.08	<0.08	<0.08	(4)	0.8
	ほう素		〃	<0.02	<0.02	<0.02	(2)	<0.02	<0.02	<0.02	(4)	1	
	1,4-ジオキサン		〃	<0.005	<0.005	<0.005	(2)	<0.005	<0.005	<0.005	(4)	0.05	
ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L	0.09	0.055	0.0725	(2)	0.065	0.065	0.065	(1)	1			
ダイオキシン類(底質)	pg-TEQ/g	0.44	0.42	0.43	(2)	0.09	0.092	0.092	(1)	150			

(備考) 1 BODIについては、平均の欄に年間75%値を示す

2 水質調査の実施機関は、三島橋が水道局、山下谷橋が環境監視センター

表6-7-2(2) 小野町一般廃棄物最終処分場に関する夏井川の水質調査結果(2)

(令和4年度)

調 査 項 目	単 位	久 太 夫 橋				六 十 枚 橋				環 境 基 準	
		最 大	最 小	平 均	調 査 回 数	最 大	最 小	平 均	調 査 回 数		
生 活 環 境 項 目	pH	7.7	7.6	7.6	(12)	7.7	7.5	7.6	(12)	6.5~8.5	
	DO	mg/L	12	7.8	10	(12)	13	7.2	9.7	(12)	7.5以上
	BOD	mg/L	1.4	<0.5	0.9	(12)	3.2	<0.5	1.1	(12)	2
	COD	"	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
	SS	"	78	2	15	(12)	19	2	9	(12)	25
	大腸菌数	CFU/100mL	100	15	47	(12)	69,000	4	5,868	(12)	1,000
	全窒素(T-N)	mg/L	—	—	—	(0)	0.8	<0.5	0.55	(4)	—
	全磷(T-P)	"	—	—	—	(0)	2.1	0.83	1.4	(4)	—
	全亜鉛(T-Zn)	"	0.007	0.002	0.004	(4)	0.15	0.097	0.12	(4)	0.03
	n-ヘキサン抽出物質	"	—	—	—	(0)	0.8	<0.5	0.55	(6)	—
特 殊 項 目	フェノール類	mg/L	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
	銅	"	—	—	—	(0)	<0.01	<0.01	<0.01	(4)	—
	溶解性鉄	"	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
	溶解性マンガン	"	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
	全クロム	"	—	—	—	(0)	<0.05	<0.05	<0.05	(4)	—
	有機燐化合物	"	—	—	—	(0)	—	—	—	(1)	—
	ニッケル	"	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
健 康 項 目	カドミウム	mg/L	—	—	—	(0)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(4)	0.003
	シアン化合物	"	—	—	—	(0)	<0.1	<0.1	<0.1	(4)	検出されないこと
	鉛	"	—	—	—	(0)	<0.005	<0.005	<0.005	(4)	0.01
	六価クロム	"	—	—	—	(0)	<0.02	<0.02	<0.02	(4)	0.05
	砒素	"	—	—	—	(0)	<0.005	<0.005	<0.005	(4)	0.01
	総水銀	"	—	—	—	(0)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(4)	0.0005
	アルキル水銀	"	—	—	—	(0)	—	—	—	(4)	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	"	—	—	—	(0)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(1)	検出されないこと
	トリクロロエチレン	"	—	—	—	(0)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01
	テトラクロロエチレン	"	—	—	—	(0)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(4)	0.01
	ジクロロメタン	"	—	—	—	(0)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.02
	四塩化炭素	"	—	—	—	(0)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(4)	0.002
	1,2-ジクロロエタン	"	—	—	—	(0)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	(4)	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	"	—	—	—	(0)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	"	—	—	—	(0)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	"	—	—	—	(0)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(4)	1
	1,1,2-トリクロロエタン	"	—	—	—	(0)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(4)	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	"	—	—	—	(0)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(4)	0.002
	チウラム	"	—	—	—	(0)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(4)	0.006
	シマジン	"	—	—	—	(0)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(4)	0.003
	チオベンカルブ	"	—	—	—	(0)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.02
	ベンゼン	"	—	—	—	(0)	<0.001	<0.001	<0.001	(4)	0.01
	セレン	"	—	—	—	(0)	<0.002	<0.002	<0.002	(4)	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	"	—	—	—	(0)	0.6	0.5	0.6	(4)	10
	ふっ素	"	—	—	—	(0)	<0.08	<0.08	<0.08	(4)	0.8
	ほう素	"	—	—	—	(0)	0.03	0.02	0.03	(4)	1
	1,4-ジオキサン	"	—	—	—	(0)	<0.005	<0.005	<0.005	(4)	0.05
	ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L	—	—	—	(0)	0.22	0.064	0.14	(2)	1
	ダイオキシン類(底質)	pg-TEQ/g	—	—	—	(0)	0.14	0.14	0.14	(1)	150

(備考) 1 BODIについては、平均の欄に年間75%値を示す

2 久太夫橋、六十枚橋における水質検査は、環境監視センターが実施

3 六十枚橋における水質調査項目のうち、有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジトシ、EPN)についてはEPNのみの調査



表6-7-3(1) 小野町一般廃棄物最終処分場に関する排水等の事業者による水質測定結果(1)

(令和4年度)

調査項目	単位	浸出水処理施設放流口				許容限度	地下水		環境基準
		最大	最小	平均	調査回数		R4.4.8	R4.10.7	
生活環境項目									
pH	—	7.3	6.6	6.9	(12)	5.8~8.6	7.5	6.9	—
BOD	mg/L	3.2	0.5	1.8	(12)	20	1.7	1.8	—
COD	〃	7.0	2.6	5.2	(12)	20	0.9	<0.5	—
SS	〃	<0.5	<0.5	<0.5	(12)	10	<0.5	<0.5	—
n-ヘキサン抽出物質	〃	<0.5	<0.5	<0.5	(12)	5	<0.5	<0.5	—
全窒素(T-N)	〃	7.3	1.4	2.7	(12)	40	0.71	0.76	—
全燐(T-P)	〃	<0.03	<0.03	<0.03	(12)	4	0.021	0.019	—
その他項目									
フェノール類	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	(2)	0.005	<0.004	<0.004	—
銅	〃	<0.01	<0.01	<0.01	(2)	1	<0.01	<0.01	—
亜鉛	〃	<0.1	<0.1	<0.1	(2)	1	<0.1	<0.1	—
溶解性鉄	〃	<0.1	<0.1	<0.1	(2)	0.3	<0.1	<0.1	—
溶解性マンガン	〃	<0.02	<0.02	<0.02	(2)	0.3	<0.02	<0.02	—
全クロム	〃	<0.02	<0.02	<0.02	(2)	0.2	<0.02	<0.02	—
弗素	〃	<0.08	<0.08	<0.08	(2)	0.8	<0.08	<0.08	0.8
大腸菌群数	個/mL	0	0	0	(2)	300	0	0	—
ニッケル及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	(2)	0.01	<0.005	<0.005	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	1.7	0.9	1.3	(2)	10	0.7	0.7	10
有害物質									
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(2)	0.01	<0.0003	<0.0003	0.003
シアン化合物	〃	<0.05	<0.05	<0.05	(2)	検出されないこと	<0.05	<0.05	検出されないこと
有機燐化合物	〃	<0.05	<0.05	<0.05	(2)	検出されないこと	<0.05	<0.05	—
鉛及びその化合物	〃	<0.005	<0.005	<0.005	(2)	0.05	<0.001	<0.001	0.01
六価クロム化合物	〃	<0.005	<0.005	<0.005	(2)	0.05	<0.005	<0.005	0.05
砒素及びその化合物	〃	<0.001	<0.001	<0.001	(2)	0.01	<0.001	<0.001	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	〃	<0.00005	<0.00005	<0.00005	(2)	0.0005	<0.00005	<0.00005	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	〃	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(2)	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	0.03	<0.002	<0.002	0.01
テトラクロロエチレン	〃	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(2)	0.01	<0.0005	<0.0005	0.01
ジクロロメタン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	0.02	<0.002	<0.002	0.02
四塩化炭素	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(2)	0.002	<0.0002	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	〃	<0.0004	<0.0004	<0.0004	(2)	0.004	<0.0004	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	0.02	<0.002	<0.002	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	<0.004	<0.004	<0.004	(2)	0.04	<0.004	<0.004	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	〃	<0.0005	<0.0005	<0.0005	(2)	0.3	<0.0005	<0.0005	1
1,1,2-トリクロロエタン	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(2)	0.006	<0.0006	<0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(2)	0.002	<0.0002	<0.0002	0.002
チウラム	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	(2)	0.006	<0.0006	<0.0006	0.006
シマジン	〃	<0.0003	<0.0003	<0.0003	(2)	0.003	<0.0003	<0.0003	0.003
チオベンカルブ	〃	<0.002	<0.002	<0.002	(2)	0.02	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	〃	<0.001	<0.001	<0.001	(2)	0.005	<0.001	<0.001	0.01
セレン及びその化合物	〃	<0.001	<0.001	<0.001	(2)	0.01	<0.001	<0.001	0.01
ホウ素及びその化合物	〃	0.2	0.2	0.2	(2)	1	<0.1	<0.1	1
1,4-ジオキサン	〃	<0.05	<0.05	<0.05	(2)	0.05	<0.005	<0.005	0.05
ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L	0.000037	0.000024	0.000029	(3)	10	0.062	0.062	1

- (備考) 1 許容限度とは、「小野町一般廃棄物処分場の建設及び運営に関する公害防止協定書」に定める排水に係る許容限度
- 2 地下水とは、小野町一般廃棄物最終処分場敷地内の地下集配水管の最終部で採水した水で、環境基準が適用される
- 3 浸出水処理施設放流口における放流水のダイオキシン類は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準が適用される

表6-7-3(2) 小野町一般廃棄物最終処分場に関する排出水等の事業者による水質測定結果(2)

(令和4年度)

調 査 項 目	単 位	観測井戸		許容限度
		R4.4.8	R4.10.7	
一般細菌	個/mL	0	0	100
大腸菌群	—	不検出	不検出	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003
水銀及びその化合物	〃	<0.00005	<0.00005	0.0005
セレン及びその化合物	〃	<0.001	<0.001	0.01
鉛及びその化合物	〃	<0.001	<0.001	0.01
ヒ素及びその化合物	〃	<0.001	<0.001	0.01
六価クロム化合物	〃	<0.002	<0.002	0.05
シアン化物イオン及び塩化シアン	〃	<0.001	<0.001	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	1.1	1.2	10
フッ素及びその化合物	〃	<0.08	<0.08	0.8
ホウ素及びその化合物	〃	<0.1	<0.1	1
四塩化炭素	〃	<0.0002	<0.0002	0.002
1,4-ジオキサン	〃	<0.005	<0.005	0.05
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	<0.004	<0.004	0.04
ジクロロメタン	〃	<0.002	<0.002	0.02
テトラクロロエチレン	〃	<0.001	<0.001	0.01
トリクロロエチレン	〃	<0.001	<0.001	0.01
ベンゼン	〃	<0.001	<0.001	0.01
塩素酸	〃	<0.06	<0.06	0.6
クロロ酢酸	〃	<0.002	<0.002	0.02
クロロホルム	〃	<0.001	<0.001	0.06
ジクロロ酢酸	〃	<0.003	<0.003	0.04
ジブロモクロロメタン	〃	<0.001	<0.001	0.1
臭素酸	〃	<0.001	<0.001	0.01
総トリハロメタン	〃	<0.001	<0.001	0.1
トリクロロ酢酸	〃	<0.003	<0.003	0.2
ブロモジクロロメタン	〃	<0.001	<0.001	0.03
ブロモホルム	〃	<0.001	<0.001	0.09
ホルムアルデヒド	〃	<0.008	<0.008	0.08
亜鉛及びその化合物	〃	<0.1	<0.1	1
アルミニウム及びその化合物	〃	<0.02	<0.02	0.2
鉄及びその化合物	〃	<0.03	<0.03	0.3
銅及びその化合物	〃	<0.1	<0.1	1
ナトリウム及びその化合物	〃	41	37	200
マンガン及びその化合物	〃	<0.005	<0.005	0.05
塩化物イオン	〃	110	78	200
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	〃	140	110	300
蒸発残留物	〃	400	310	500
陰イオン界面活性剤	〃	<0.02	<0.02	0.2
ジェオスミン	〃	<0.000001	<0.000001	0.00001
2-メチルイソボルネオール	〃	<0.000001	<0.000001	0.00001
非イオン界面活性剤	〃	<0.005	<0.005	0.02
フェノール類	〃	<0.0005	<0.0005	0.005
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	〃	0.3	<0.3	3
pH値	—	6.3	6.3	5.8~8.6
味	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	度	<0.5	<0.5	5
濁度	〃	<0.1	<0.1	2
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.037	0.025	1

(備考) 許容限度とは、「小野町一般廃棄物処分場の建設及び運営に関する公害防止協定書」に定める地下水に係る許容限度

## 8 ゴルフ場排水監視

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を防止することを目的として、「福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づき、市内のゴルフ場に対して農薬の使用実績及び排水水の自主測定結果の報告を求めています。

令和4年度は、農薬使用状況及び自主測定結果の報告内容に問題はありませんでした。

表6-8 ゴルフ場排水に係る排水基準等 ※「福島県生活環境の保全等に関する条例」で定める許容限度  
(単位:mg/L)

項目		基準値 (許容限度)	項目		基準値 (許容限度)
1	イソキサチオン	0.08	34	ホセチル	23
2	ダイアジノン	0.05	35	ポリカーバメート	0.3
3	フェントロチオン(MEP)	0.03	36	シデュロン	3
4	イソプロチオラン	2.6	37	ハロスルフロメチル	2.6
5	オキシ銅(有機銅)	0.2	38	フラザスルフロ	0.3
6	クロタロニル(TPN)	0.4	39	チウラム(チラム)	0.06
7	プロピザミド	0.5	40	シマジン(CAT)	0.03
8	クロルピリホス	0.02	41	チオベンカルブ	0.2
9	トリクロロホン(DEP)	0.05	42	アセタミプリド	1.8
10	イプロジオン	3	43	イミダクロプリド	1.5
11	エトリジアゾール(エクロゾール)	0.04	44	クロチアニジン	2.5
12	キャブタン	3	45	チアメキサム	0.47
13	クロロネブ	0.5	46	テブフェノジド	0.42
14	トルクロホスメチル	2	47	ペルメリン	1
15	フルトラニル	2.3	48	ベンシルタップ	0.9
16	ペンシクロン	1.4	49	ジフェノコナゾール	0.25
17	メプロニル	1	50	シプロコナゾール	0.3
18	アシュラム	10	51	シメコナゾール	0.22
19	ナプロパミド	0.3	52	チオファネートメチル	3
20	ブタミホス	0.2	53	チフルザミド	0.37
21	ペンディメタリン	3.1	54	テトラコナゾール	0.1
22	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.1	55	テブコナゾール	0.77
23	メコプロップカリウム塩(MCPPカリウム塩)、メコプロップジメチルアミン塩(MCPPジメチルアミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	0.47	56	トリフルミゾール	0.39
			57	バリダマイシン	12
			58	ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
			59	ベノミル	0.2
24	アセフェート	0.063	60	ボスカリド	1.1
25	メタラキシル及びメタラキシルM	0.58	61	エトキシスルフロ	1.4
26	ジチオピル	0.095	62	オキサジアルギル	0.2
27	トリクロピル	0.06	63	オキサジクロメホン	0.24
28	ピリプチカルブ	0.23	64	カフェンストロール	0.07
29	エトフェンブロックス	0.82	65	シクロスルファミロン	0.8
30	チオジカルブ	0.8	66	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051
31	アゾキシストロピン	4.7	67	トリネキサバックエチル	0.15
32	イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06			
33	プロピコナゾール	0.5			

(注1) この他、ゴルフ場からの排水水中の農薬濃度については、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」(平成29年3月9日環境省水・大気環境局長通知)により、ゴルフ場を指導する際の参考とするための指針値(水濁指針値及び水産指針値)が設定されている。

(注2) 表に示す農薬のうち、チウラム(チラム)、シマジン(CAT)及びチオベンカルブは法定有害物質、他は法定外有害物質として基準値が設定されている。

## 9 事故等緊急時の調査

公共用水域等への油流出や魚類へい死等の水質汚濁事故の通報が市民や関係機関等から寄せられた際には、直ちに現地調査を実施し、原因究明及び再発防止に係る指導等を行っています。

令和4年度に通報のあった公共用水域での水質汚濁事故件数は計28件で、その内訳は、表6-9のとおりです。

なお、令和4年度には、法に該当する事故等の措置はありませんでした。

表6-9 水質汚濁事故件数の内訳

(令和4年度)

事故内訳		事故件数(件)
油流出	事業場	8
	その他	8
汚水等流出	事業場	9
	その他	1
魚類へい死	事業場排水	0
	酸欠	0
	その他	0
その他	自然現象など	2
合計		28

## 10 法令に基づく届出状況

法及び「福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、この章において「県条例」という。）」により、事業場が汚水発生施設、排水処理施設の設置、変更または廃止等をする場合には、届出が義務づけられています。

令和4年度末における事業場からの届出状況は、次のとおりです。

### (1) 水質汚濁防止法対象事業場（表6-10(1)）

法に基づく特定施設設置事業場（電気事業法の規制がかかる事業場を含む。）は542事業場あり、このうち排水量または排出物質により法の規制がかかる事業場は、全体の約42%の226事業場となっています。

### (2) 県条例対象事業場（表6-10(2)）

県条例に基づく排水指定施設設置事業場は77事業場（特定施設設置事業場と一部重複）あり、このうち排水量または排出物質により県条例の規制がかかる事業場は30事業場となっています。

表6-10(1) 水質汚濁防止法による届出状況

(令和4年度)

法施行 令別表 第一の 号番号	業種・施設名	法規制対象特定事業場		上乗せ基準の適用により規制対象となる特定事業場				規 制 対 象 外	第5条第3項 有害物質使用 特定事業場	合 計			
		1日当たりの平均排水量 50 m <sup>3</sup> /日以上		1日当たりの平均排水量 30m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> /日 未満		1日当たりの平均排水量 10m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> /日 未満				うち有害物 質使用特定 事業場			
			うち有害物 質使用特定 事業場		うち有害物 質使用特定 事業場		うち有害物 質使用特定 事業場				うち有害物 質使用特定 事業場		
1の2	畜産農業	1				1				21		23	
2	畜産食料品製造業					2				2		4	
3	水産食料品製造業	7		2		4				15		28	
4	保存食料品製造業	1		1						3		5	
5	調味料製造業	1								7		8	
8	パン菓子製造・製あん業									1		1	
10	飲料製造業					1				3		4	
11	動物系飼料・有機質肥料製造業									1		1	
16	糖類製造業									6		6	
17	豆腐・煮豆製造業									6		6	
19	紡績・繊維製品製造・加工業									5		5	
22	木材薬品処理業									6		6	
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	2								1		3	
23の2	新聞・出版・印刷業									3		3	
24	化学肥料製造業	1	1							1		2	1
26	無機顔料製造業	2	2									2	2
27	無機化学工業製品製造業	5	4	1		1						7	4
32	有機顔料・合成染料製造業	2										2	
33	合成樹脂製造業	1										1	
37	その他の石油化学工業			1	1							1	1
46	有機化学工業製品製造業	9	8									9	8
47	医薬品製造業	2	1									2	1
53	ガラス・ガラス製品製造業	1	1					1	1			2	2
54	セメント製品製造業	1		1						5		7	
55	生コンクリート製造業	1				1				7		9	
59	砕石業	2				1				3		6	
60	砂利採取業									3		3	
62	非鉄金属製造業	3	3	1	1			1	1		(2)	5	5
63	金属製品・機械器具製造業	7	5	3	2	4	2	2	2	3		19	11
63の3	石炭火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	2										2	
64の2	水道施設	2								4		6	
65	酸・アルカリ表面処理施設	3	1			6	1	3	3	4		16	5
66	電気めつき施設	3	3			2	2	3	3			8	8
66の3	旅館業	25		4		20				52		101	
66の4	共同調理場	4								2		6	
66の5	弁当仕出屋・弁当製造業	1								1		2	
66の6	飲食店	4		1		2				1		8	
67	洗濯業	4		1		2				41		48	
68	写真現像業							1	1	2	(1)	3	1
68の2	病院									2		2	
69の2	卸売市場	1								1		2	
70	廃油処理施設	1										1	
70の2	自動車分解整備事業									3		3	
71	自動式車両洗浄施設					3				98		101	
71の2	試験研究機関	1	1	2	1	2	2	6	6		(1)	11	10
71の3	一般廃棄物処理施設					1				1		2	
71の4	産業廃棄物処理施設					1	1			1	(1)	2	1
72	し尿処理施設	29		2						1		32	
73	下水道終末処理施設	4										4	
74	特定事業場排水の処理施設	1				1						2	
合 計		134	30	20	5	55	8	17	17	316	(5)	542	60

(備考)

- 複数の施設を有する事業場は、その事業場を代表する施設にのみ計上している。
- 特定事業場のうち、下水道又は74号の処理施設に全量排出する事業場を含まない。

表6-10(2) 福島県生活環境の保全等に関する条例による届出状況

(令和4年度)

排水指定 施設の号 番号	届出事業場 業種(施設名)	1日当たりの平均排水量 30 m <sup>3</sup> /日 以上		1日当たりの平均排水量 30 m <sup>3</sup> /日 未満		規制 対象外	合 計	
			うち有害物 質使用排水 指定事業場		うち有害物 質使用排水 指定事業場			うち有害物 質使用排水 指定事業場
1	水産食料品製造業(解凍施設・混練施設)	4				8	12	0
2	野菜作農業(もやし栽培農業に限る。)(洗浄施設)						0	0
3	電子部品・デバイス製造業(研磨施設・洗浄施設)					2	2	0
4	窯業・土石製品製造業(切削施設等)	1				32	33	0
5	放送業(自動式フィルム現像洗浄施設)						0	0
6	鉄道業(車両整備施設)						0	0
7	コイン洗車場					4	4	0
8	一般廃棄物処理施設(一般廃棄物最終処分場)	2					2	0
9	産業廃棄物処理施設(産業廃棄物最終処分場)	10	7			1	11	7
10	電気業(廃ガス洗浄施設)						0	0
11	ゴルフ場	10	10	3	3		13	13
届出事業場数合計		27	17	3	3	47	77	20

(備考) 排水指定施設を有する特定事業場を含む。

## 11 水質発生源立入検査

市では、法及び県条例に定める特定施設等を設置している事業場の排水を検査し、排水基準の遵守状況を確認しています。また、排水基準の適用を受けない小規模事業場についても、施設稼動状況などの確認検査を行っています。

### ① 排水基準の適用となる事業場

法及び県条例の基準の適用を受ける事業場（令和4年度末現在：法規制対象 226 事業場、県条例規制対象 30 事業場）のうち、61 事業場（立入件数延べ 70 件）の検査を行いました。

検査の結果、8 事業場において排水基準に不適合または抵触するおそれがあったため、排水処理施設の改善・維持管理の徹底を指導しました。

### ② 排水基準の適用を受けない小規模事業場

法及び県条例に定める特定施設を有する小規模事業場（排水基準が適用されない 316 事業場（令和4年度末現在）のうち、31 事業場について届出状況等の確認検査を行いました。

表6-11 事業場排水の規制項目

濃度規制	水質汚濁防止法の規制項目	有害物質項目	カドミウム等28項目
		その他の項目	pH等15項目
	上乗せ条例の規制項目	有害物質項目	シアン化合物
			六価クロム化合物
			フッ素及びその化合物
		その他の項目	BOD
			COD
			SS
			n-ヘキサン抽出物質(鉱物類)
			n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)
			フェノール類
			銅及びその化合物
	亜鉛及びその化合物		
	生活環境の保全等に関する条例の規制項目	法定有害物質	カドミウム等28項目
		法定外有害物質	ゴルフ場農薬64項目
法定項目		pH等15項目	
法定外項目		ニッケル含有量	
		水温	
		色度	

#### 排水の規制方式

##### ● 濃度規制

特定事業場から排出される水に含まれる有害物質やその他の項目の濃度を規制する方式である。  
 特定事業場から公共用水域に排出される水には、有害物質及び生活環境項目について、全国一律の排水基準（一律基準）が定められている。  
 また、この一律基準では水質の汚濁防止が十分でない公共用水域については、都道府県条例で一律基準よりも厳しい基準（上乗せ基準）を定められることになっており、本県でも上乗せ基準が設定されている。  
 さらに、水質汚濁防止法の規制対象となっていない施設及び項目については、「福島県生活環境の保全等に関する条例」により基準が設定されている。

##### ● 総量規制

大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集合し、汚染物質の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制方式。  
 地域を指定し、総量削減計画に基づいて、個々の発生施設ごとの排出基準よりも厳しい基準が設けられる。  
 現在のところ、本市に指定地域はない。

---

---

## 第7章 土 壤 汚 染

---

---

### 1 土壤汚染の概況

土壤が有害物質により汚染されると、その汚染された土壤を直接摂取したり、汚染された土壤から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により、人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

全国的に見ると、近年、企業の工場跡地等の再開発等に伴い、重金属類、揮発性有機化合物等による土壤汚染が顕在化してきており、汚染状態が土壤汚染対策法の基準に適合しない土地（要措置区域または形質変更時要届出区域）は年々増加していますが、令和4年度末における本市の形質変更時要届出区域は14件となっています。

### 2 土壤汚染対策法

土壤汚染対策法（以下、この章において「法」という。）は、土壤汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とするもので、平成14年5月に制定されました。法の対象物質（特定有害物質）とその基準は、表7-2のとおりです。

しかしながら、近年、法に基づかない土壤汚染の発見の増加や汚染土壤の不適正な処理による汚染の拡散といった問題点が全国的に発生したことから、平成22年4月に法が改正され、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による措置の内容の明確化、汚染された土壤の適正処理の確保に関する規定の新設等が盛り込まれました。

さらに、平成30年4月に法が改正され、土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等、リスクに応じた規制の合理化等が盛り込まれました。

改正後の法の概要は、図7-2のとおりです。

### 3 法に基づく報告状況

令和4年度は、法第3条に基づく調査報告が1件、法第4条に基づく調査報告が3件ありました。



表7-2 土壤汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質 (法第2条)	指定基準(土壤汚染対策法施行規則第31条)	
	[直接摂取によるリスク] 土壤含有量基準	[地下水等の摂取によるリスク] 土壤溶出量基準
クロロエチレン	/	検液1Lにつき0.002mg以下であること
四塩化炭素		検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン		検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.1mg以下であること
1,2-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン		検液1Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン		検液1Lにつき0.02mg以下であること
テトラクロロエチレン		検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン		検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン		検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン		検液1Lにつき0.01mg以下であること
ベンゼン		検液1Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	土壤1kgにつき45mg以下であること	検液1Lにつき0.003mg以下であること
六価クロム化合物	土壤1kgにつき250mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして土壤1kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物	土壤1kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
うちアルキル水銀		検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふっ素及びその化合物	土壤1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壤1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
シマジン	/	検液1Lにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ		検液1Lにつき0.02mg以下であること
チウラム		検液1Lにつき0.006mg以下であること
PCB		検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと

(注) 本市においては市長。

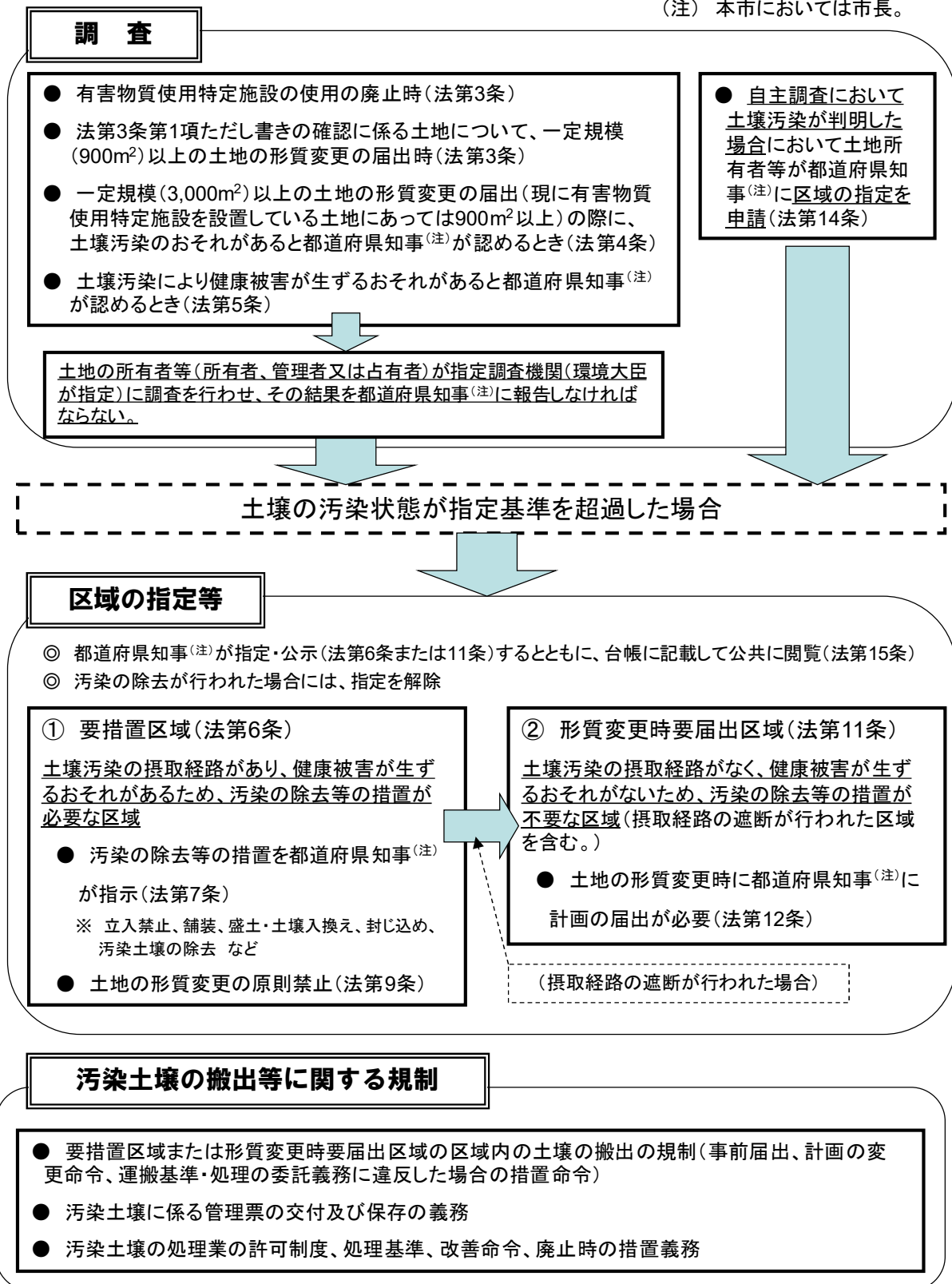


図7-2 土壤汚染対策法の概要

## 第 8 章 化 学 物 質

### 1 ダイオキシン類の概況

市内の大気、水質、底質及び土壌中のダイオキシン類濃度を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき調査を実施したところ、すべての調査地点（16地点）で環境基準を達成しました。

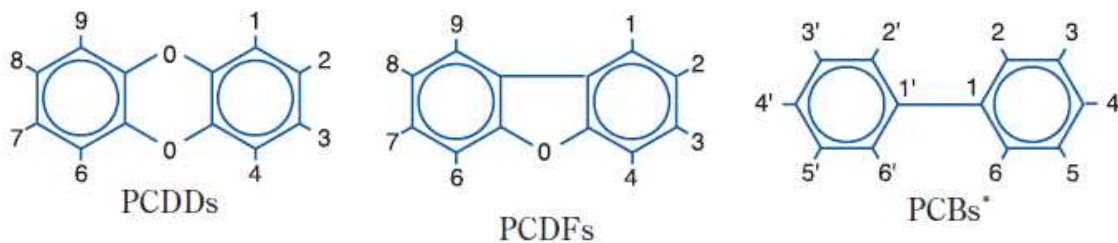
また、法に規定する特定施設を設置している事業場等への立入検査の結果、検査したすべての事業場（3事業場）で排出基準を下回っていました。

### 2 ダイオキシン類汚染防止対策

#### (1) ダイオキシン類とは

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称と定義されています。

これらは、物質の燃焼や化学物質の合成などの過程で副産物として生成され、環境中ではきわめて安定しています。強い毒性を持っていますが、私たちが日常生活の中で摂取するダイオキシン類の量は極微量です。日本全国の排出総量も、平成26年には平成9年と比べて約98%削減されており、環境基準も概ね達成されています。



※ 1～9及び2'～6'の位置には塩素又は水素が付いているが、塩素の数や付く位置によっても形が変わるので、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間がある（これらのうち毒性があるとみなされているのは29種類。）。

#### (2) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類は人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、当該物質による環境汚染の防止及びその除去等をするため、「ダイオキシン類対策特別措置法（以下、この章において「法」という。）」が制定され、平成12年1月から施行されました。

本市は、平成10年度から環境中のダイオキシン類の調査を行ってきましたが、平成12年度以降は法に基づく常時監視を実施しています。

また、特定施設の設置者による自主測定結果の報告が義務づけられたことから、設置者に対して自主測定結果の報告を求めるとともに規制値の遵守を指導しています。

なお、報告を受けた自主測定結果は、環境調査結果とともに毎年公表しています。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等

- 1 耐容一日摂取量(TDI)・・・人が生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日体重 1kg 当たりの摂取量。  
 $4\text{pg-TEQ}/\text{体重 kg}/\text{日}$   
 (現在の日本人の平均的な摂取量は  $1.06\text{pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ 程度)

- 2 環境基準(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正:平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号)

	大 気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	水 質 (pg-TEQ/L)	土 壤 ※1 (pg-TEQ/g)	水底の底質※2 (pg-TEQ/g)
基準値	0.6 以下 (年間平均値)	1 以下 (年間平均値)	1,000 以下	150 以下

備考: 土壌については、基準値以内であっても  $250\text{pg-TEQ}/\text{g}$ を超過した場合は汚染進行防止の観点から調査を行うことが適当であるとしている。

水底の底質の基準値は、平成 14 年 9 月 1 日から適用。

- 3 大気排出基準(特別措置法施行規則別表第一ほか) (単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

番号	施設設置年月日	基準適用期間	
		H12.1.15～	～H12.1.14
特定施設種類		H12.1.15～	H14.12.1～当分の間
1	焼結鉬の製造用焼結炉	0.1 以下	1 以下
2	製鋼用電気炉	0.5 以下	5 以下
3	亜鉛回収用焙焼炉等	1 以下	10 以下
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等	1 以下	5 以下
5	廃棄物焼却炉	4t/時以上	0.1 以下
		2t/時以上～4t/時未満	1 以下
		50kg/時以上 2t/時未満	5 以下

- 4 水質排出基準(特別措置法施行規則別表第二ほか) (単位:pg-TEQ/L)

番号	特定施設種類	基準
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10 以下
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	

番号	特定施設種類	基準
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	10 以下
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類(CFC 及び HCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

5 最終処分場の放流水の基準

(ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

(平成 12 年 1 月 14 日総理府・厚生省令第 3 号))

放流水	10pg-TEQ/L
-----	------------

6 廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準(特別措置法施行規則第七条の二)

ばいじん、焼却灰その他の燃え殻	3ng-TEQ/g
-----------------	-----------

備考:平成 12 年 1 月 14 日以前設置の施設については、平成 14 年 12 月 1 日から適用。

### 3 ダイオキシン類一般環境調査

本市では、環境中のダイオキシン類濃度を把握するため、大気、水質、底質及び土壌の調査を平成10年度から実施しています。

令和4年度に実施した調査地点は、図8-3のとおりです。

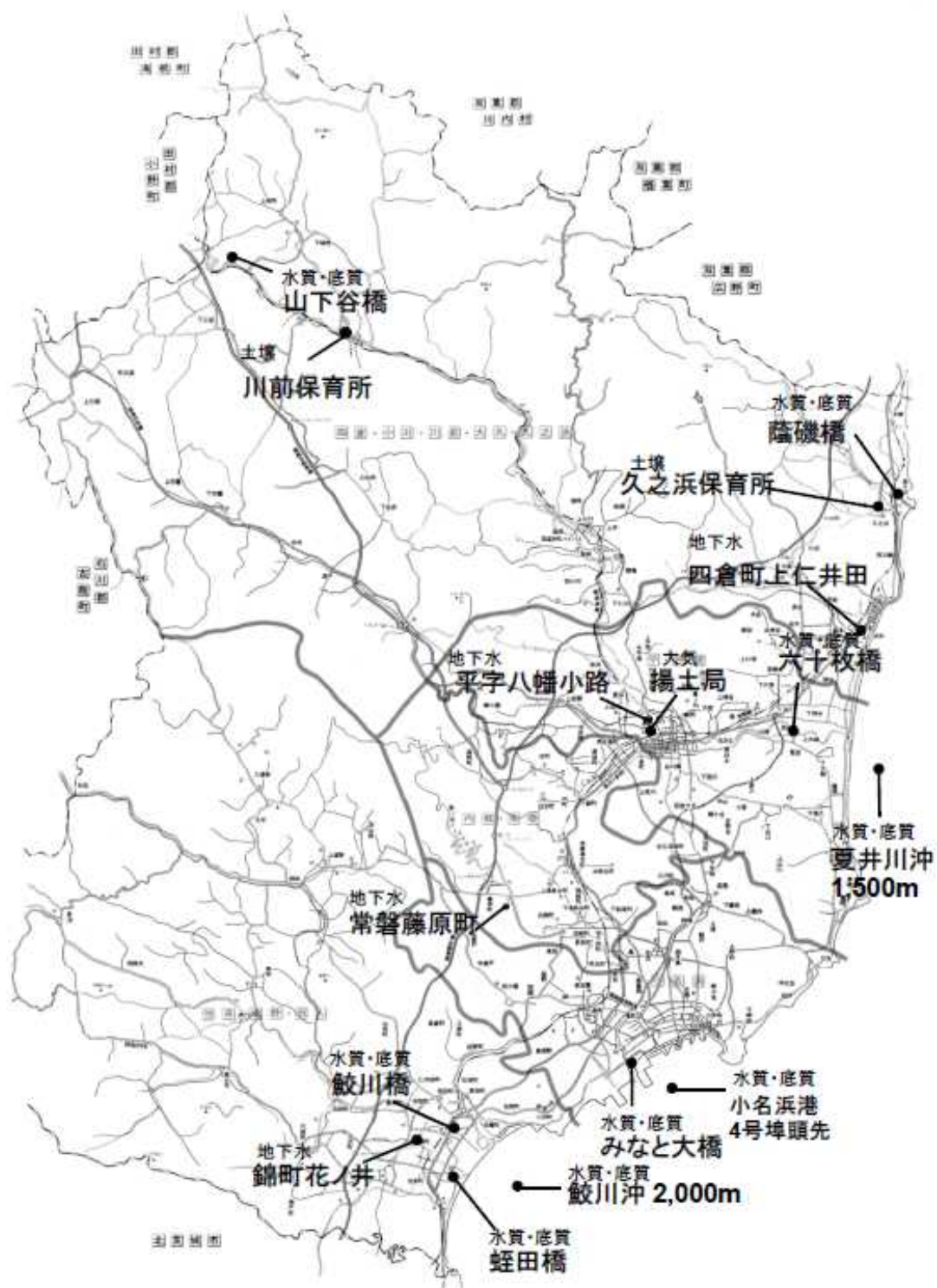


図8-3 令和4年度ダイオキシン類調査地点(一般環境:大気、水質、底質、土壌)

(1) 大気

一般環境大気中の濃度を把握するため、平地区の1地点で調査しました。

調査の結果、大気中の濃度は0.0072pg-TEQ/m<sup>3</sup>で、環境基準（年平均値で0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を達成しました。

【参考】令和3年度全国平均値：0.014pg-TEQ/m<sup>3</sup>（一般環境）

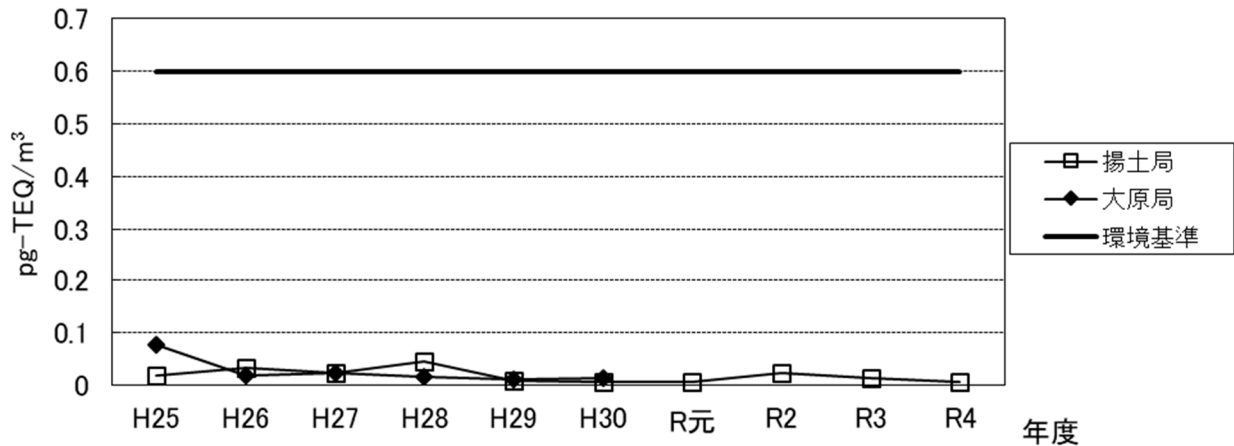


図8-3(1) ダイオキシン類大気濃度の経年変化

表8-3(1)-1 ダイオキシン類調査結果(大気)

(単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査区分		調査地点	調査年月日	調査結果	環境基準
大気	一般環境	平字揚土 (市立平第一小学校)	R4.7.12 ~ 7.19	0.0072	0.6以下 (年間平均値)
			R4.12.14 ~ 12.21	0.0072	
			年平均値	0.0072	

表8-3(1)-2 ダイオキシン類濃度(大気)年平均値の経年変化

(単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査区分	調査地点	環境基準	年度									
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
大気	平字揚土 (市立平第一小学校)	0.6以下 (年平均値)	0.018	0.034	0.022	0.046	0.0085	0.0054	0.0053	0.024	0.013	0.0072
	小名浜大原 (市環境監視センター)		0.076	0.019	0.023	0.015	0.011	0.013	-	-	-	-

(2) 水質

① 公共用水域

市内の河川6地点及び海域3地点で調査を実施した結果、年平均値は河川 0.073～0.74pg-TEQ/L、海域 0.049～0.063pg-TEQ/L で、すべての地点で環境基準（年平均値で 1pg-TEQ/L 以下）を達成しました。

【参考】令和3年度全国平均値：0.20pg-TEQ/L（河川）、0.068pg-TEQ/L（海域）

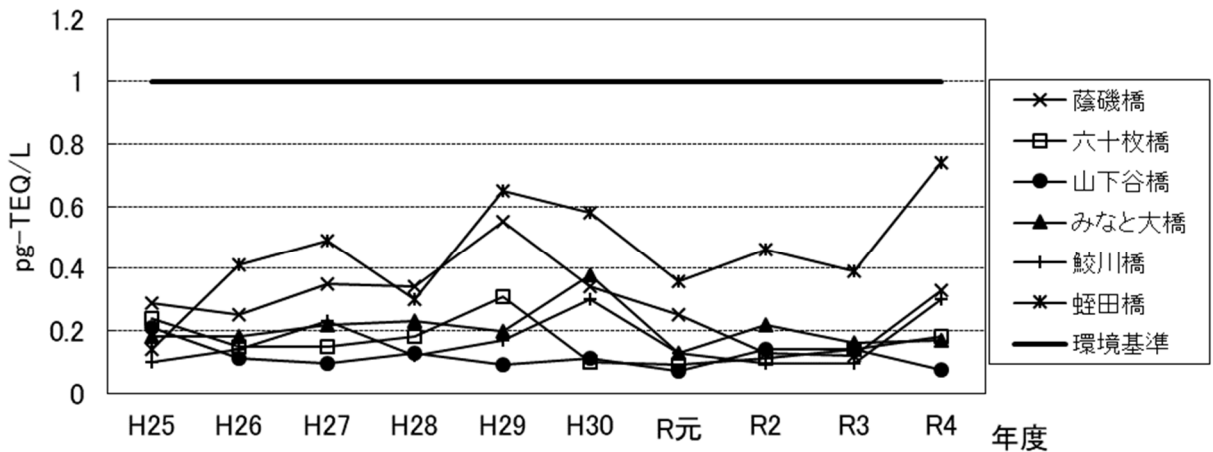


図8-3(2)-1 ダイオキシン類河川水質濃度の経年変化

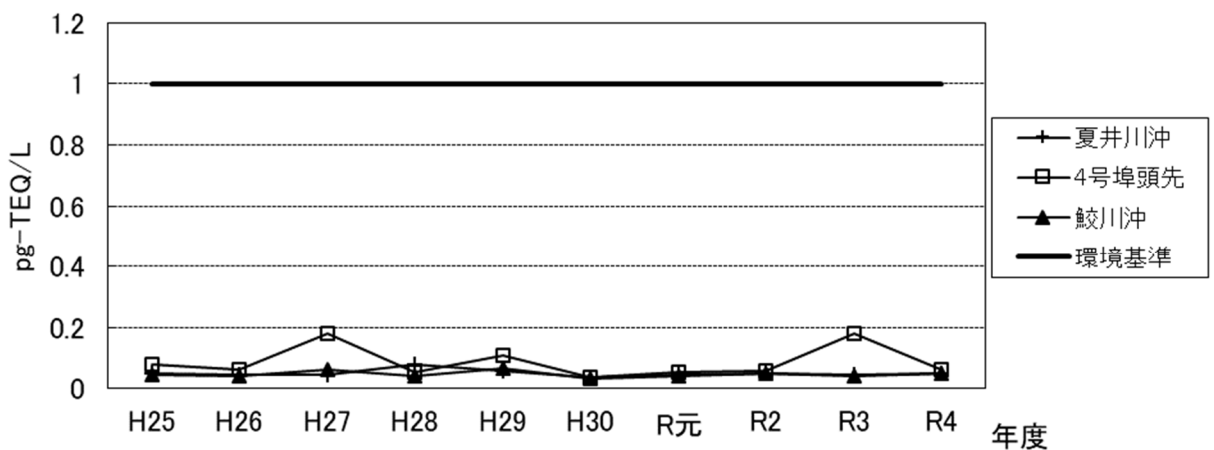


図8-3(2)-2 ダイオキシン類海域水質濃度の経年変化

② 地下水

市域を約 10km 四方のメッシュで 12 区分し、うち 4 地点で調査を実施した結果、地下水中の濃度は 0.049～0.094pg-TEQ/L となり、すべての地点で環境基準（年平均値で 1pg-TEQ/L 以下）を達成しました。

【参考】令和3年度全国平均値：0.053pg-TEQ/L



表8-3(2)-1 ダイオキシン類調査結果(水質)

(単位:pg-TEQ /L)

調査区分		調査地点	調査年月日	調査結果	環境基準
水 質	河川	大久川(蔭磯橋)	R4.5.24	0.33	1以下 (年間平均値)
			年平均値	0.33	
		夏井川(六十枚橋)	R4.6.15	0.29	
			R4.11.14	0.068	
		夏井川(山下谷橋)	R4.6.15	0.090	
			R4.11.14	0.055	
		藤原川(みなと大橋)	R4.5.24	0.17	
			年平均値	0.17	
		鮫川(鮫川橋)	R4.5.24	0.30	
			年平均値	0.30	
		蛭田川(蛭田橋)	R4.5.24	0.74	
			年平均値	0.74	
	海域	夏井川沖(約1,500m)	R4.7.22	0.050	
		小名浜港(4号埠頭先)		0.063	
		鮫川沖(約2,000m)		0.049	
	地下水	四倉町上仁井田地内	R4.6.9	0.094	
平地内		0.049			
常磐藤原町地内		0.049			
錦町地内		0.050			

表8-3(2)-2 ダイオキシン類濃度(水質)年平均値の経年変化

(単位:pg-TEQ /L)

調査区分	調査地点	環境基準	年度										
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
水 質	河川	1以下 (年平均値)	大久川(蔭磯橋)	0.29	0.25	0.35	0.34	0.55	0.34	0.25	0.13	0.12	0.33
			夏井川(六十枚橋)	0.24	0.15	0.15	0.18	0.31	0.10	0.093	0.11	0.14	0.18
			夏井川(山下谷橋)	0.21	0.11	0.096	0.13	0.091	0.11	0.070	0.14	0.14	0.073
			藤原川(みなと大橋)	0.18	0.18	0.22	0.23	0.20	0.38	0.13	0.22	0.16	0.17
			鮫川(鮫川橋)	0.098	0.14	0.23	0.12	0.17	0.30	0.13	0.10	0.094	0.30
			蛭田川(蛭田橋)	0.14	0.41	0.49	0.30	0.65	0.58	0.36	0.46	0.39	0.74
	海域		夏井川沖(約1,500m)	0.049	0.046	0.044	0.080	0.059	0.037	0.045	0.049	0.045	0.050
			小名浜港(4号埠頭先)	0.078	0.062	0.18	0.056	0.11	0.039	0.055	0.057	0.18	0.063
			鮫川沖(約2,000m)	0.046	0.041	0.063	0.043	0.066	0.033	0.042	0.051	0.041	0.049

(3) 底質

市内の河川6地点及び海域3地点で調査を実施した結果、河川は0.42~3.4pg-TEQ/g、海域は0.40~3.6pg-TEQ/gで、すべての地点で環境基準(150pg-TEQ/g以下)を達成しました。

【参考】令和3年度全国平均値：5.4pg-TEQ/g(河川)、7.4pg-TEQ/g(海域)

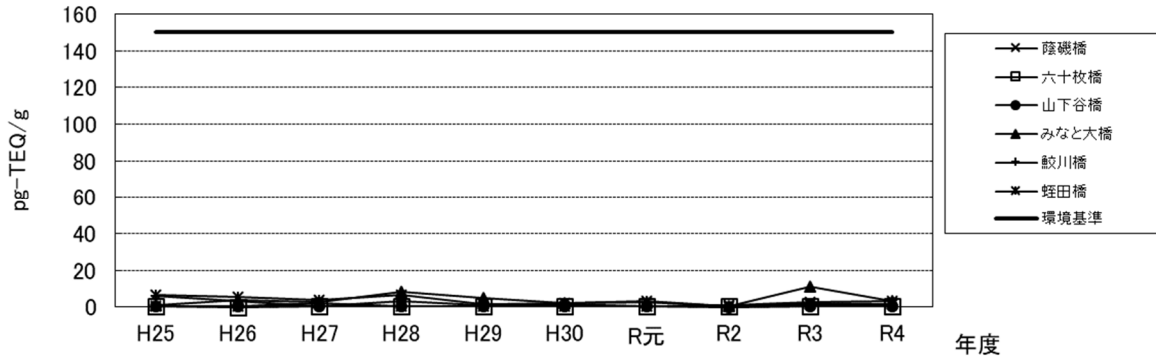


図8-3(3)-1 ダイオキシン類河川底質濃度の経年変化

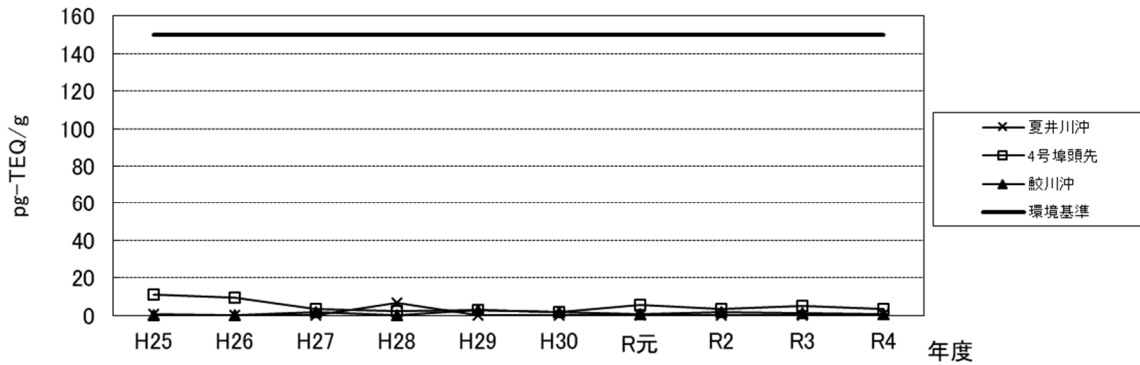


図8-3(3)-2 ダイオキシン類海域底質濃度の経年変化

表8-3(3)-1 ダイオキシン類調査結果(底質)

(単位: pg-TEQ/g)

調査区分	調査地点	調査年月日	調査結果	環境基準	
底質	河川	大久川(陰磯橋)	R4.5.24	3.3	150以下
		夏井川(六十枚橋)	R4.6.15	0.46	
		夏井川(山下谷橋)	R4.6.15	0.42	
		藤原川(みなと大橋)	R4.11.14	0.44	
		鮫川(鮫川橋)	R4.5.24	1.4	
		蛭田川(蛭田橋)	R4.5.24	1.4	
	海域	夏井川沖(約1,500m)	R4.7.22	0.40	
		小名浜港(4号埠頭先)		3.6	
		鮫川沖(約2,000m)		0.44	

表8-3(3)-2 ダイオキシン類濃度(底質)の経年変化

(単位:pg-TEQ/g)

調査区分	調査地点	環境基準	年度										
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
底質	河川	150以下	大久川(蔭磯橋)	0.11	0.61	2.2	0.20	0.33	0.43	0.20	0.81	2.7	3.3
			夏井川(六十枚橋)	0.41	0.098	0.15	0.25	0.14	0.32	0.14	0.12	0.14	0.46
			夏井川(山下谷橋)	0.11	0.12	0.17	0.25	0.16	0.14	0.13	0.11	0.15	0.42
			夏井川(山下谷橋)	0.11	0.090	0.16	0.12	0.13	0.13	0.18	0.10	0.14	0.44
			藤原川(みなと大橋)	0.87	3.9	2.9	8.3	4.7	2.3	2.9	0.18	11	3.4
			鮫川(鮫川橋)	6.1	3.0	0.36	3.2	0.94	1.7	0.31	0.12	1.8	1.4
	蛭田川(蛭田橋)		6.4	5.6	3.6	6.5	1.6	2.2	3.4	0.30	1.6	1.4	
	海域		夏井川沖(約1,500m)	0.46	0.14	0.20	6.6	0.16	0.15	0.27	0.15	0.15	0.40
			小名浜港(4号埠頭先)	11	9.4	3.3	2.1	2.9	1.5	5.3	3.4	5.2	3.6
			鮫川沖(約2,000m)	0.29	0.14	1.8	0.17	2.8	1.6	0.53	1.7	1.3	0.44

## (4) 土 壤

一般環境中の濃度を把握するため、市内2地点で調査を実施しました。調査の結果、土壌中の濃度は0.055~0.71pg-TEQ/gで、すべての地点で環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)を達成しました。

【参考】令和3年度全国平均値:2.5pg-TEQ/g(一般環境)

表8-3(4) ダイオキシン類調査結果(土壌)

(単位:pg-TEQ/g)

調査区分	調査地点	調査年月日	調査結果	環境基準
土壌	一般環境	大久町小久地内	0.055	1,000以下
		川前町川前地内	0.71	

## 4 設置者による測定結果

基準適用施設の設置者には、法により、年1回以上のダイオキシン類の測定とその結果の報告が義務づけられています。事業者から報告されたダイオキシン類の測定結果については、次のとおりです。

### (1) 排出ガス

廃棄物焼却炉等からの排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0～6.3ng-TEQ/m<sup>3</sup>N の範囲内にあり、すべて排出基準値を下回りました。

### (2) 排水

特定事業場からの排水中に含まれるダイオキシン類濃度は、0.00010～0.26pg-TEQ/L の範囲内であり、すべて排出基準値を下回りました。

### (3) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等のダイオキシン類濃度は、0～3.0ng-TEQ/g の範囲内であり、すべて処理基準値を下回りました。

表8-4(1) 設置者によるダイオキシン類の測定状況(排出ガス)

(令和4年度)

区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象 煙突数 A	測定報告 煙突数 B	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)%	基準 不適合口数
廃棄物焼却炉	18	25	20	20	0	100	0
その他の施設	2	6	6	6	0	100	0
合計	20 (19)	31	26	26	0	100	0

※ 1つの事業場で区分の異なる複数の施設を有している場合、それぞれを計上しているが、合計欄の( )内は、重複している事業場を除いた数を示している。

※ 測定対象煙突数は、ダイオキシン類に係る排出ガスの測定を実施すべき煙突の数(年度内に稼働実績のない施設等については除外)

表8-4(2) 設置者によるダイオキシン類の測定状況(排水)

(令和4年度)

区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象 排出口数 A	測定報告 排出口数 B	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)%	基準 不適合口数
廃棄物焼却炉	8	23	8	8	0	100	0
その他の施設	5	16	3	3	0	100	0
合計	13 (10)	39	11 (9)	11 (9)	0	100	0

※ 1つの事業場で区分の異なる複数の施設を有している場合、それぞれを計上しているが、合計欄の( )内は、重複している事業場を除いた数。

※ 測定対象排出口数は、ダイオキシン類に係る排水の測定を実施すべき排出口の数(年度内に竣工した事業場分は除外)

表8-4(3) 設置者によるダイオキシン類の測定状況(ばいじん等)

(令和4年度)

区分	対象事業場数 A	測定報告 事業場数 B	測定未報告 事業場数	測定実施率 (B/A)%	基準 不適合数
廃棄物焼却炉	12	12	0	100	0

※ 施設の構造上、ばいじん等が排出されない事業場及び年度内に稼働実績のない事業場分は除外

## 5 法令に基づく届出状況

法により、事業者がダイオキシン類特定施設の設置、変更や廃止等する場合には、届出が義務づけられています。

令和4年度における事業場からの届出状況は、次のとおりです。

### (1) ダイオキシン類排出ガスに係る特定施設（表8-5(1)）

法に基づく排出ガスに係る特定施設数は、31施設（19事業場）となっています。

### (2) ダイオキシン類排水に係る特定施設（表8-5(2)）

法に基づく排水に係る特定施設数は、39施設（10事業場）となっています。

表8-5(1) ダイオキシン類特定施設設置状況（排出ガス）

（令和4年度）		
番号	施設名	施設数
1	焼結鉱の製造用焼結炉	0
2	製鋼の用電気炉	0
3	亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉	4
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	2
5	廃棄物焼却炉	25
施設合計		31
事業場数		19

（備考）施設番号は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第11による。

表8-5(2) ダイオキシン類特定施設設置状況（排水）

（令和4年度）		
番号	施設名	施設数
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用塩素又は塩素化合物による漂白施設	0
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	0
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	0
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	0
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設	0
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用水洗施設、廃ガス洗浄施設	5
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用ろ過施設、廃ガス洗浄施設	0
11	ジオキサンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設等	0
12	アルミニウム合金製造用焙焼炉等のガスの廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1
13	亜鉛回収用精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	6
14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	0
15	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	23
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設等	1
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1
18	下水道終末処理施設	1
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1
施設合計		39
事業場数		10

（備考）施設番号は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第21による。

## 6 事業場等立入検査

本市では、法に規定する特定施設を設置している事業場等の排出ガス及び排出水を検査し、基準の遵守状況を確認しています。

検査結果は表8-6のとおりで、すべての事業場等で排出基準または維持管理基準に適合しました。

表8-6 ダイオキシン類立入検査結果

(単位: 排出ガスng-TEQ/m<sup>3</sup>N、排出水pg-TEQ/L)

調査区分		事業場等名	調査年月日	調査結果	排出基準
法 (大気)	排出ガス	南部清掃センター3号炉 (廃棄物焼却炉)	R4.9.13	0.0000016	1
法 (水質)	排出水	有機合成薬品工業(株)常磐工場 (廃ガス洗浄施設)	R4.9.27	0.0031	10
その他 (水質)	排出水 (廃棄物処分場)	小野町一般廃棄物最終処理場 (最終放流口)	R4.6.15	0.000075	10 <sup>※</sup>
			R5.1.17	0	

※ 小野町一般廃棄物最終処分場最終放流口排出水の基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準値。

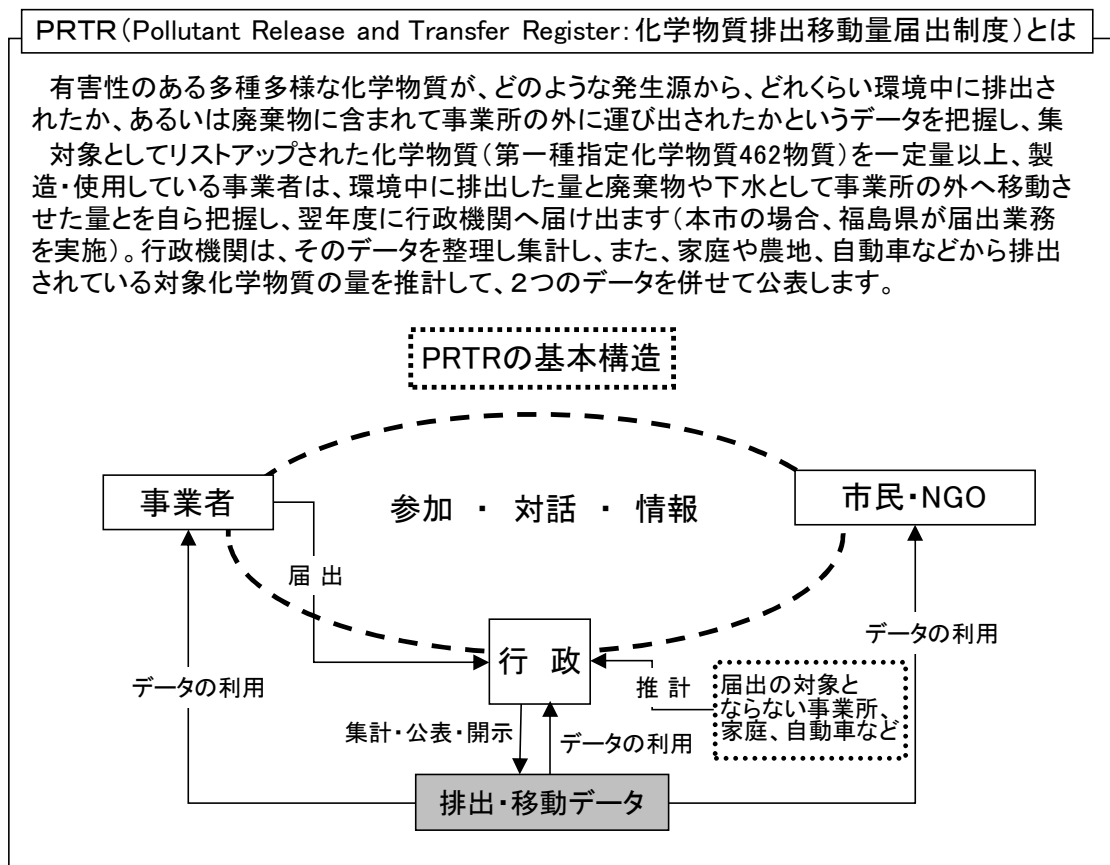
## 7 化学物質（PRTR対象物質）の排出状況

有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定されました。

令和4年度に公表された「化学物質の排出量・移動量等のデータ」によると、令和3年度実績の届出があった市内事業場数は149事業場であり、これら事業場からの届出排出量・移動量（以下「排出量等」という。）の合計は4,438トンとなっています。

なお、排出量等の多い業種は図8-7-1のとおりで、最も多い業種は、化学工業となっています。

また、排出量等の推移は図8-7-2のとおりで、前年度と比較するとやや増加傾向にあります。



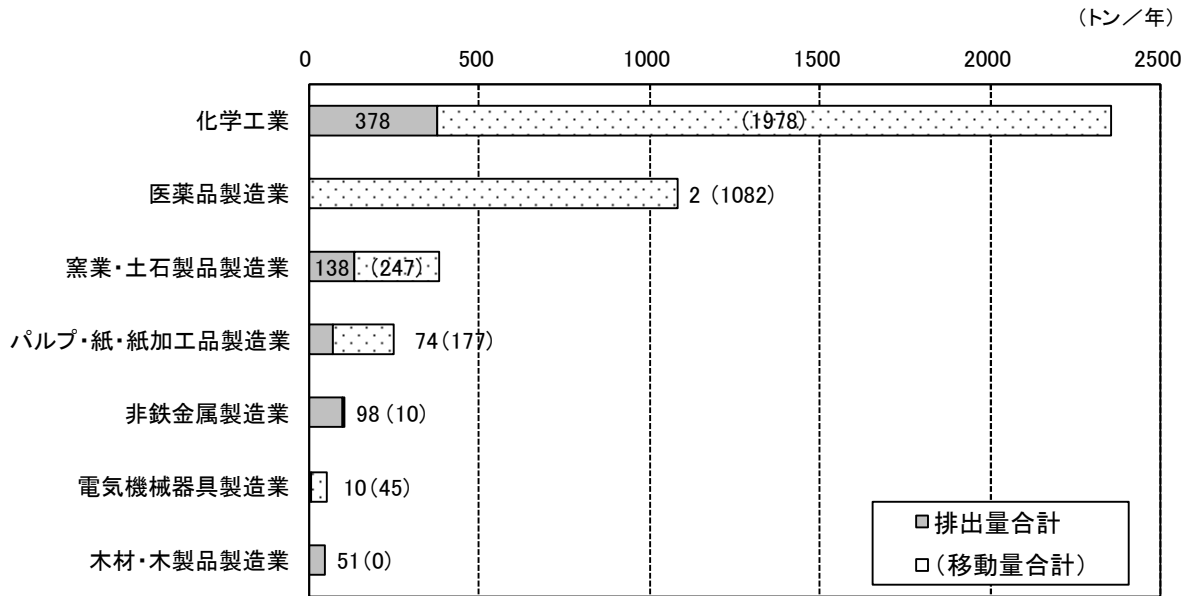


図8-7-1 令和3年度分 市内の業種別 排出量・移動量  
(排出量・移動量合計が年間計50トン以上の業種を記載)

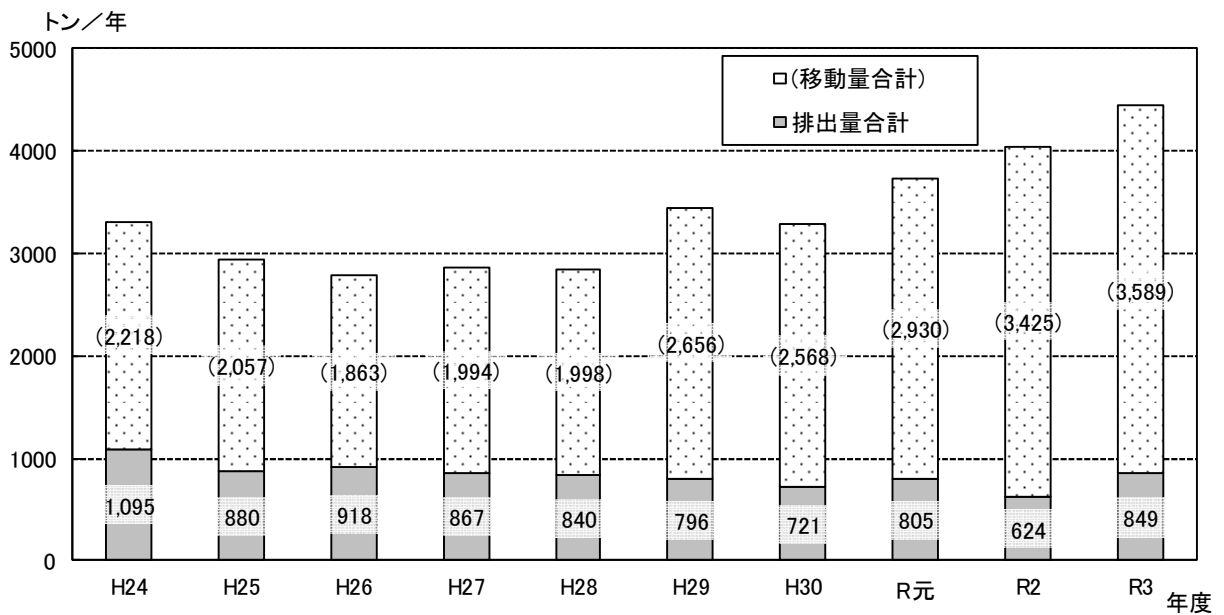


図8-7-2 市内の届出排出量・移動量の経年変化



## 第 9 章 公 害 苦 情

### 1 公害苦情の概況

令和4年度における公害苦情の申立件数は、通年で111件でした。

種類別の内訳は、**図9-1-1**のとおりで、大気汚染が45件（約41%）、悪臭が29件（約26%）、騒音が25件（約22%）、水質汚濁が10件（約9%）、振動が1件（約1%）、その他が1件（約1%）でした。

月別の苦情件数は、**図9-1-2**のとおりです。

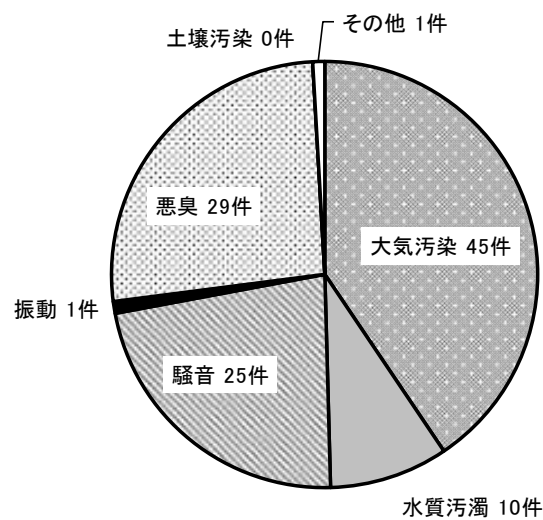


図9-1-1 公害の種類別件数の内訳

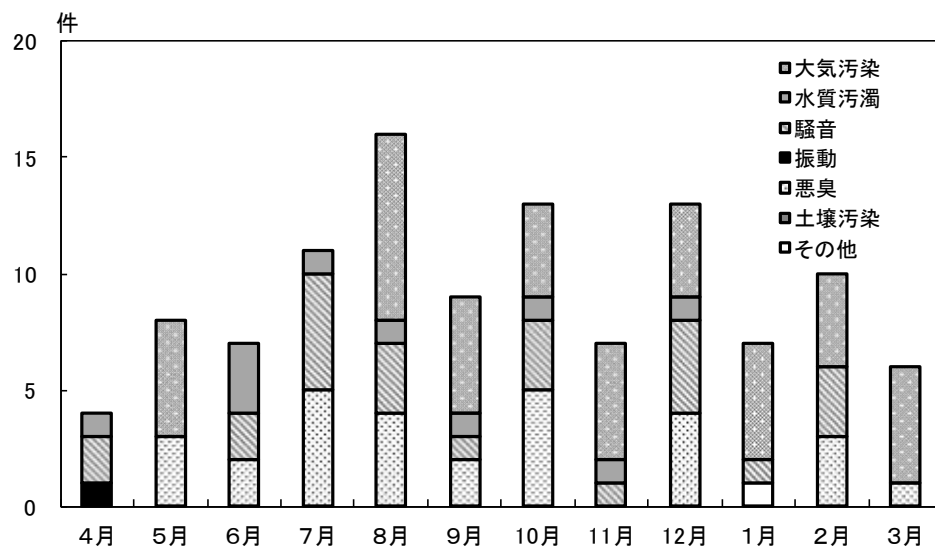


図9-1-2 発生件数の月別変化

## 2 公害苦情件数の推移

過去10年間の公害苦情発生件数は、**図9-2**のとおりです。

公害等調整委員会事務局による令和3年度の全国集計によれば、全国の地方自治体に寄せられた苦情は約7万件にのぼっていますが、このうち典型7公害が約5万1千件（約70%）を占めており、その内訳としては、騒音が最も多く全体の約37%、大気汚染が約28%、悪臭が約20%でした。

なお、典型7公害以外の苦情としては、廃棄物投棄、日照不足、通風妨害及び夜間照明などが考えられます。

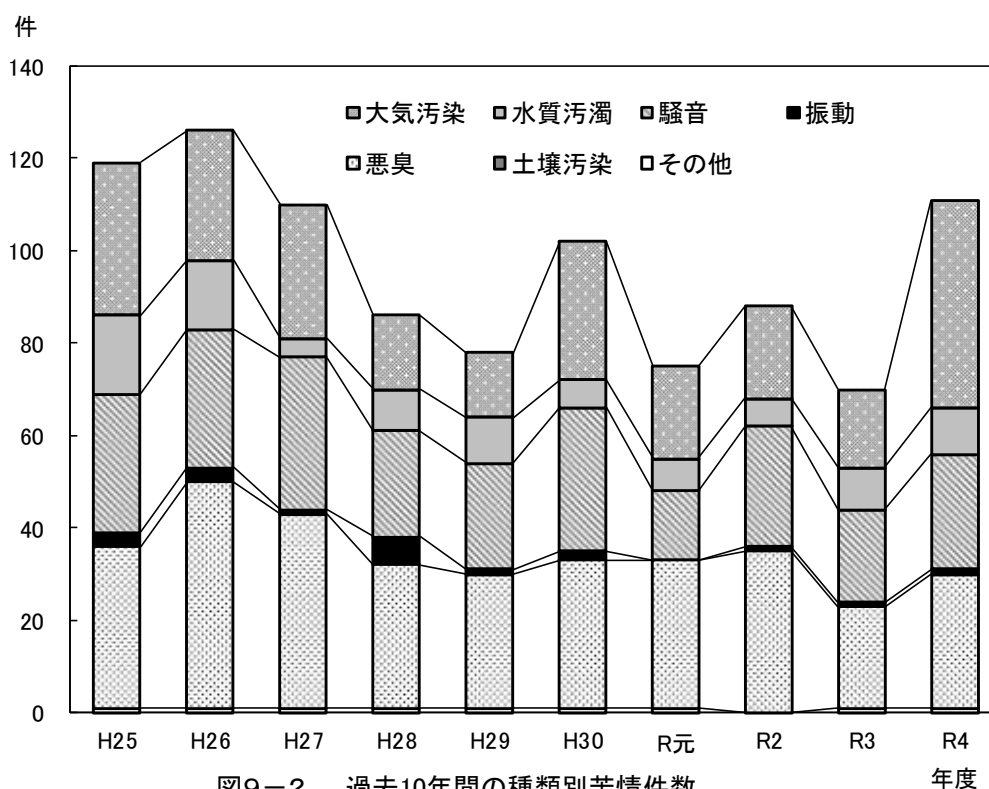


図9-2 過去10年間の種類別苦情件数

## 3 公害苦情件数の内訳

### (1) 地区別苦情件数及び用途地域別苦情件数

地区別の内訳は、**表9-3 (1)-1**のとおりで、苦情件数の多い地区としては、小名浜地区が42件（約38%）、平地区が18件（約16%）、勿来地区が16件（約14%）でした。

用途地域別の内訳は、**表9-3 (1)-2**のとおりで、苦情件数の多い用途地域としては、住居関係地域が50件（約45%）、工業関係地域が15件（約14%）、商業関係地域が11件（約10%）でした。

表9-3(1)-1 発生地区別の件数

(令和4年度)

地区	件数	苦情の種類							
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他
平	18	1		8	1	8			
小名浜	42	18	3	7		14			
勿来	16	7	2	5		2			
常磐	12	8		1		3			
内郷	6	5				1			
四倉	5		1	4					
遠野	2		1						1
小川	1	1							
好間	5	3	1			1			
三和									
田人	1		1						
川前									
久之浜・大久	3	2	1						
合計	111	45	10	25	1	29			1

表9-3(1)-2 用途地域別の件数

(令和4年度)

地域	件数	苦情の種類							
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他
都市計画区域	102	41	7	25	1	28			
第1種低層住居専用地域	9	2	3	1		3			
第2種低層住居専用地域									
第1種中高層住居専用地域	5	3		1		1			
第2種中高層住居専用地域	2			1		1			
第1種住居地域	29	15	1	4		9			
第2種住居地域	3	2		1					
準住居地域	2	2							
近隣商業地域	1					1			
商業地域	10	4		4	1	1			
準工業地域	4	3		1					
工業地域	10	1		4		5			
工業専用地域	1					1			
市街化調整区域	26	9	3	8		6			
都市計画区域外	9	4	3			1			1
合計	111	45	10	25	1	29			1

(2) 被害種類別苦情件数

被害種類別の内訳は、表9-3(2)のとおりで、「臭い・騒がしい」などの感覚的・心理的な被害のみでした。

表9-3(2) 被害の種類別公害苦情件数経月変化

(令和4年度)

被害の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
健康													
財産 動物													
植物													
感覚心理	4	8	7	11	16	9	13	7	13	7	10	6	111
その他													
合計	4	8	7	11	16	9	13	7	13	7	10	6	111

(3) 発生源別苦情件数

発生源別の内訳は、表9-3(3)のとおりで、事業活動に伴い騒音、大気汚染、悪臭などの苦情を生じやすい建設業(約24%)や製造業(約19%)に多い傾向が見られました。

その他、家庭生活などに起因するもの(近隣トラブルなど)や発生源が特定できないものは、29件(約26%)でした。

4 いわき市の取組

公害紛争の歴史は古く、昭和30年代後半には高度経済成長の中で大気汚染や水質汚濁などといった公害が大きな社会問題となりました。そのような時代背景から、国では公害紛争を迅速かつ適正に処理していくため、昭和45年に「公害紛争処理法」を制定し、公害苦情の処理業務を制度化しました。

本市は、同法に基づき「いわき市公害苦情相談員設置要綱」を定め、環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を設置し、市民からの公害苦情に関する相談に応じ、必要な調査、指導及び助言を行っています。

また、市民が健康で文化的な生活を営むため、公害等の未然防止に努めるとともに、近年、複雑多岐にわたる苦情等に対処するため、関係機関と連携を図りながら、生活環境の保全等に努めています。

表9-3(3) 発生源別の件数

(令和4年度)

大分類	中分類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	計
農 業	耕種農業	1								1
	畜産・養蚕農業		1							1
	農業・園芸サービス業									
林 業										
漁 業										
鉱 業	金属鉱業									
	石炭、原油等の鉱業									
	非金属鉱業	1				1				2
建設業	総合工事業	7		3		1				11
	その他の工事業	9		4	1	2				16
製造業	食料品、飲料等製造業	1		3		4				8
	繊維工業									
	木材・木製品製造業	2								2
	パルプ・紙等製造業			1						1
	出版・印刷等製造業									
	化学工業					2				2
	石油・石炭製造業		1							1
	プラスチック製品製造業									
	ゴム製品製造業									
	窯業・土石製品製造業	2					1			3
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1								1
	機械器具製造業	1								1
	その他の製造業		1				1			2
電気・ガス・熱供給業				1						1
水道業										
運輸通信業	鉄道業									
	道路旅客・貨物運送業									
	その他の運輸・通信業	6								6
卸売小売	再生資源卸売業									
	卸売・小売業		1						1	2
	飲食店			1		1				2
	飲食店(カラオケ)									
サービス業	洗濯・理容・浴場業		1							1
	駐車場業									
	生活関連サービス業	3								3
	旅館・その他の宿泊所	2		1		2				5
	娯楽業					2				2
	娯楽業のカラオケ									
	ゴルフ場									
	自動車整備業					1				1
	機械・家具等修理業									
	専門サービス業			1						1
	廃棄物処理業		1							1
医療業・保健衛生			2						2	
社会保険、社会福祉										
教育、学術研究機関										
その他のサービス業				3					3	
公 務										
発生源発生場所	家庭生活	4	1	2		1				8
	家庭生活のうちペット									
	事務所									
	道路									
	空地		1							1
	公園									
	神社、寺院			1						1
	その他						1			1
不明	5	2	2		9				18	
合 計		45	10	25	1	29		1	111	

## 第 10 章 鉱 害

### 1 鉱 害

本市の石炭産業は、江戸時代末期、片寄平蔵らによって採掘が開始されて以来、最盛期の昭和26年には、83炭鉱、2万3千人の鉱員を擁し、年産300万トン前後の採炭量を誇っていましたが、石油エネルギーの普及により衰退の一途をたどり、昭和51年9月、常磐炭礦(株)西部鑛業所の閉山により終わりを告げました。

本市では、このように広く石炭の採掘が行われたため、浅い坑道の崩落によって陥没する、いわゆる浅所陥没の鉱害が毎年発生しており、国県等の関係機関と連携して復旧工事を実施しています。



### 2 施工状況

本市による浅所陥没復旧工事の年度別実施状況及び令和4年度の浅所陥没復旧工事の施工状況は、表10-2-1~2のとおりです。

表 10-2-1 本市による浅所陥没復旧工事の年度別実施状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元 (H31)	R2	R3	R4
箇所数	9	7	4	4	5	4	3	7	4	4
工事事業費 (千円)	7,970	5,564	2,185	3,046	1,692	6,076	3,115	4,263	6,602	2,174

表 10-2-2 令和4年度浅所陥没復旧工事

(単位:千円)

No.	所在地	被害箇所	主な内容	事業費
1	勿来町酒井高畔地内(1箇所)	宅地	土工	205
2	勿来町白米酒井原地内(1箇所)	宅地	土工	304
3	勿来町白米広町地内(1箇所)	田	土工	1,345
4	田人町旅人字上平石地内(1箇所)	田	土工	319

# 第 11 章 環 境 影 響 評 価

## 1 環境影響評価

環境影響評価とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連の手続を通じて、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく制度です。

我が国の環境影響評価制度は、昭和 59 年に閣議決定された環境影響評価実施要綱などにより運用されてきましたが、平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」が制定され、平成 11 年 6 月から全面施行されました。

福島県では、平成 3 年 7 月に環境影響評価要綱を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成 10 年 12 月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の対象事業は、表 11-1-1~2のとおりです。

## 2 手続状況

令和 5 年 3 月 31 日現在において、環境影響評価法または福島県環境影響評価条例に基づいて手続を実施している件数は 5 件で、その手続状況は、表 11-2のとおりです。

## 3 風力発電施設の運用・管理等に関する三者協定

本市では、環境影響評価法または福島県環境影響評価条例に基づいて手続を実施している風力発電事業について、住民の安全・安心を最大限に確保する観点から、地元自治会からの要望に応じて、地元自治会、発電事業者及び市による「風力発電施設の運用・管理等に関する三者協定」を締結していますが、その締結状況は、表 11-3のとおりです。



表 11-1-1 環境影響評価法の対象事業

(令和5年3月31日現在)

事業の種類		第一種事業 (必ず環境影響評価実施)	第二種事業 (判定により、必要な場合 環境影響評価を実施)
1 道路	高速自動車国道	すべて	
	首都高速道路など	すべて(4車線)	
	一般国道	4車線 長さ10km以上	4車線 長さ7.5km以上10km未満
	林道	幅員6.5m(2車線)以上長さ20km以上	幅員6.5m(2車線)以上長さ15km以上20km未満
2 河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満
	堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
	湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
	放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて	
	普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
	軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
4 飛行場		滑走路延長2,500m以上	滑走路延長1,875m以上2,500m未満
5 発電所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上3万kW未満
	火力発電所 (地熱を除く。)	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上15万kW未満
	火力発電所(地熱)	出力1万kW以上	出力7,500kW以上1万kW未満
	原子力発電所	すべて	
	太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上4万kW未満
	風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上5万kW未満
6 廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25ha以上30ha未満
7 公有水面の埋立て・干拓		面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
10 工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
		首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく工業団地造成事業に限る。	
11 新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
13 宅地の造成の事業 (8~12を除く。)		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
		(独)都市再生機構及び(独)中小企業基盤整備機構が実施するものに限る。	
○港湾計画		埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

(備考)

- 1 「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる。
- 2 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象になる。



表 11-1-2 福島県環境影響評価条例の対象事業

(令和5年3月31日現在)

事業の種類		第一種事業 (必ず環境影響評価実施)	第二種事業 (判定により、必要な場合 環境影響評価を実施)
1 道路	一般国道、県道、 市長村道	4車線 長さ7.5km以上	4車線 長さ5.0km以上7.5km未満
	林道	幅員6.5m(2車線)以上長さ15km以上	幅員6.5m(2車線)以上長さ10km以上15km未満
2 河川	ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上75ha未満
	堰	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha以上75ha未満
	湖沼水位調節施設	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
	放水路	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
3 鉄道・ 軌道	普通鉄道	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
	軌道	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
4 飛行場		滑走路長1,875m以上	滑走路長1,250m以上1,875m未満
5 発電所	水力発電所	出力2.25万kW以上	出力1.5万以上2.25万kW未満
	火力発電所 (地熱を除く。)	出力11.25万kW以上	出力7.5万kW以上11.25万kW未満
	火力発電所(地熱)	出力7,500kW以上	出力5,000kW以上7,500kW未満
	風力発電所	出力7,000kW以上	
	太陽電池発電所	出力3万kW以上	出力2万kW以上3万kW未満
		最大排出ガス量10万Nm <sup>3</sup> /時以上 又は平均的な排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上	最大排出ガス量7.5万Nm <sup>3</sup> /時以上10 万Nm <sup>3</sup> /時未満 又は平均的な排出水量7,500万m <sup>3</sup> / 日以上1万m <sup>3</sup> /日未満
6 廃棄物 処理施設	最終処分場	埋立地面積5ha以上 又は埋立容量25万m <sup>3</sup> 以上	
	焼却施設	焼却能力4t/時以上	
7 公有水面の埋立て・干拓		面積40ha以上	面積30ha以上40ha未満
8 土地区画整理事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
9 新住宅市街地開発事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
10 新都市基盤整備事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
11 流通業務団地造成事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
12 工業団地等の造成の事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
		製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供する工場又は事業場に限る。	
13 宅地の造成の事業 (8~12を除く。)		区域面積75ha以上 実施主体を問わない。	区域面積50ha以上75ha未満
14 下水道終末処理場		敷地面積75ha以上 又は汚泥焼却施設4t/時	敷地面積50ha以上75ha未満
15 工場又は事業場の設置		最大排出ガス量10万Nm <sup>3</sup> /時以上 又は平均的な排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上	最大排出ガス量7万5,000Nm <sup>3</sup> /時以上 10万Nm <sup>3</sup> /時未満 又は平均的な排出水量7,500m <sup>3</sup> /日 以上1万m <sup>3</sup> /日未満
16 レクリエーション施設の建設		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
17 土石の採取		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満

(備考)

環境影響評価法の対象事業は、県条例の対象事業にはならない。

表 11-2 環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価実施事業一覧

(令和5年3月31日現在)

No.	区分	事業名 ／事業者	事業の種類	事業規模	配慮書 公告日	方法書 公告日	準備書 公告日	手続の進捗状況
1	法律	(仮称)CEF福島黒佛木ウインドファーム事業 ／クリーンエナジーファクトリー株式会社	風力発電所 の設置工事	発電所出力 65,000kW		H21.2.17	-	方法書手続終了 (県条例)
2	法律	(仮称)馬揚山風力発電事業 ／JR東日本エネルギー開発株式会社	風力発電所 の設置工事	発電所出力 34,000kW	H29.3.21	H29.8.10	R3.11.19	準備書手続終了
3	法律	(仮称)たびと中央ウインドファーム ／株式会社GF	風力発電所 の設置工事	発電所出力 最大54,600kW	H30.8.17	R2.10.29	R4.2.16	準備書手続終了
4	法律	(仮称)芝山・大黒山風力発電事業 ／HSE株式会社	風力発電所 の設置工事	発電所出力 最大51,000kW	R1.6.28	R1.11.12	R3.9.14	準備書手続終了
5	法律	(仮称)いわき太陽光発電事業 ／CES合同会社	太陽電池発電 所の設置工事	発電所出力 約94,160kW(交流)	R3.12.13	R4.4.28	-	方法書手続終了

(備考)

- 1 本表では、評価書については、公告された時点で手続終了に分類しています。
- 2 No.1は、事業実施区域と市域が隣接しているため、環境影響評価の対象区域となっています。

表 11-3 風力発電施設の運用・管理等に関する三者協定締結事業一覧

(令和5年3月31日現在)

No.	締結 年月日	事業名 ／事業者	事業規模	環境影響 評価書 公告日	締結者名
1	R3.4.14	田人風力発電事業 ／(同)ユーラス田人風力	発電所出力 18,830kW	R2.11.24	田人地区区長会、(株)ユーラスエナ ジーホールディングス、いわき市
2	"	三大明神風力発電事業 ／(同)ユーラス三大明神風力	発電所出力 約37,800kW	R3.1.5	遠野町区長会、(株)ユーラスエナ ジーホールディングス、いわき市
3	"	"	"	"	三和町区長会、(株)ユーラスエナ ジーホールディングス、いわき市
4	R5.3.16	神楽山風力発電事業 ／いわき神楽山復興エナジー(同)	発電所出力 68,800kW	R4.1.31	川前町区長会、JR東日本エネ ルギー開発(株)(代表社員)、いわき市

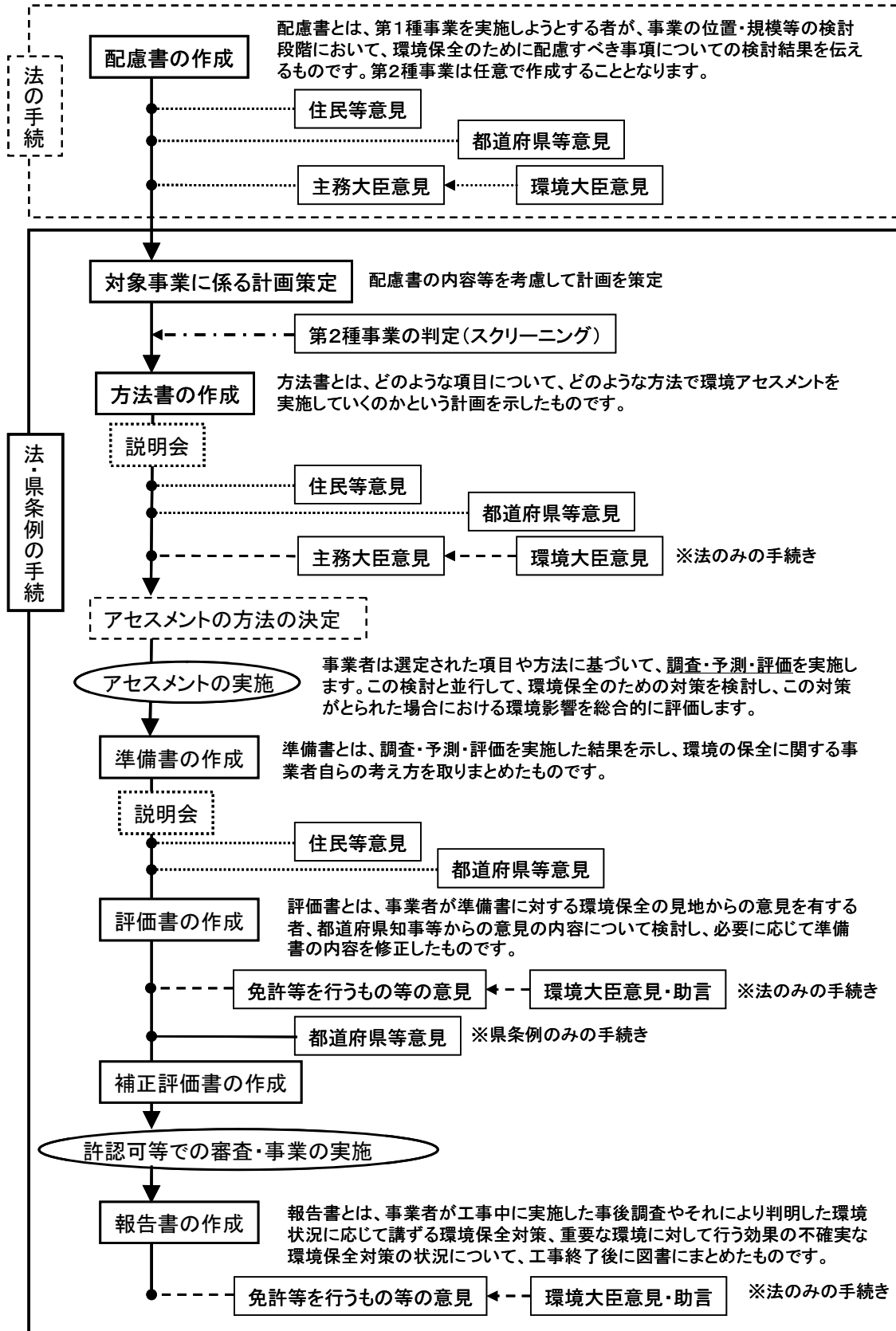


図 11-1 環境影響評価手続の流れ

---

## 第12章 気候変動

---

### 1 温室効果のメカニズム

現在の地球の平均気温は、14℃前後です。これは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの「温室効果ガス」のはたらきによるものです。

もし、温室効果ガスが全く存在しなければ、地表面から放射された熱は地球の大気を素通りしてしまい、その場合の平均気温はマイナス19℃になるといわれています。

このように、温室効果ガスは生物が生きるために不可欠なものです。

しかし、近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これを「地球温暖化」と呼んでいます（出典：全国地球温暖化防止活動推進センター）。



### 2 温室効果ガス排出量の現状

国際的には、2015年に開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、すべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

2018年には、各国が温室効果ガス排出の抑制目標への取組みをどのように報告・監視し、計画を改定していくかなどの項目を含む、より詳細なルールブック（実施指針）が合意され、また、2021年に開催されたCOP26においては、「グラスゴー気候合意」が採択され、パリ協定における気温変化に関する世界目標について、1.5℃に抑える努力を追求するとの決意が確認されるなど、日本を含むすべての条約加盟国において、温室効果ガスの排出削減と気候変動による影響への適応の取組みが加速しています。

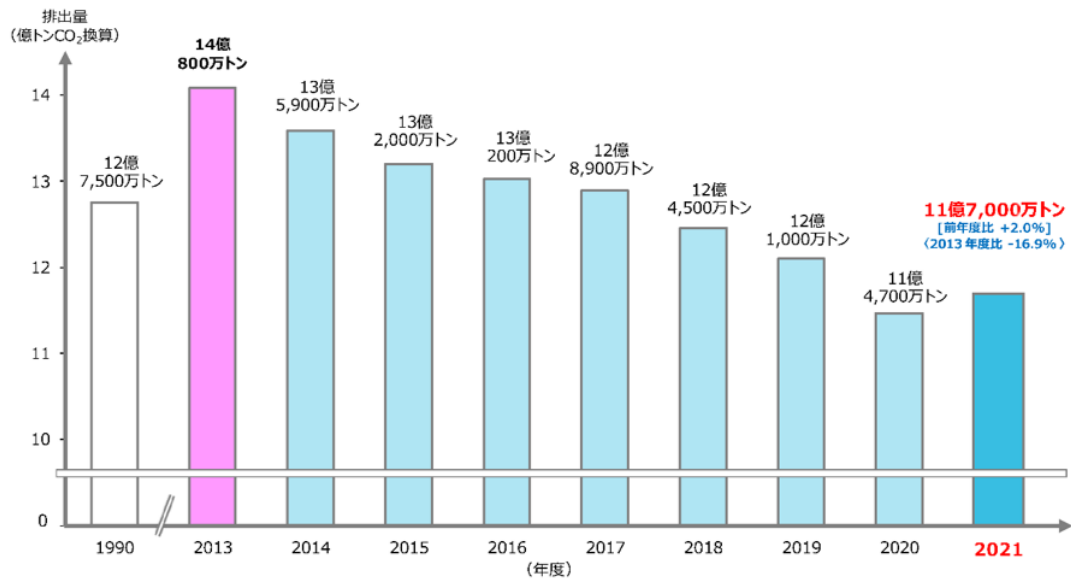
これら国際的な動向も踏まえ、国においては、温室効果ガスを全体でゼロにする「2050年カーボンニュートラル」（脱炭素社会）の実現を目指すことを宣言しています。

2021年度の日本の温室効果ガス排出量は11億2,200万トン（二酸化炭素換算）です。

部門別の二酸化炭素排出量の推移をみると、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量は1億5,600万トンであり、2013年度と比べると24.8%（5,150万t-CO<sub>2</sub>）減少しています。これは、電力のCO<sub>2</sub>排出原単位が改善したこと等によります。

業務その他部門（商業・サービス・事業所等）のCO<sub>2</sub>排出量は1億9,000万トンであり、2013年度と比べると19.8%（4,700万t-CO<sub>2</sub>）減少しています。これも、電力のCO<sub>2</sub>排出原単位が改善したこと等によるものです（出典：環境省「2021年度（令和3年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」）。

図12-2 日本の温室効果ガス排出量(令和3年度まで)



出典：環境省 2021年度の温室効果ガス排出量(確報値)

### 3 いわき市の取組

#### (1) 「いわき市カーボンニュートラル宣言」について

地球温暖化による気候変動は、もはや気候危機とされるまでに進行しています。本市においても、100年で平均気温が約1.7℃上昇しており、地球温暖化問題は、市民一人ひとりにとって、解決しなければならない、とても重大な問題です。

いわき市では、令和4年11月に、市域のカーボンニュートラル推進を目的とする「市脱炭素社会推進パートナーシップ会議」を官民で設立し、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを表明する『いわき市カーボンニュートラル宣言』を行いました。



## (2) 再生可能エネルギー利用の推進

日本のエネルギー供給構造は、諸外国に比べ石油依存度及び輸入依存度が高く、エネルギー安定供給の観点からエネルギー源の多様化と国内自給可能なエネルギー源の比重を増すことが望ましいと考えられています。

また、太陽光や太陽熱、バイオマス等を活用した再生可能エネルギーは、気候変動対策に大きく貢献することから、本市は、積極的な導入を促進しています。

## ① 環境負荷軽減機器導入促進補助事業

平成13年度から、「住宅用太陽光発電システム設置費補助事業」を開始しました。

平成19年度から、太陽熱高度利用システム及び木質ペレットストーブを補助対象に加え、事業名を「環境負荷軽減型住宅整備費補助事業」としました。

平成24年から、事業所等向け太陽光発電システムを補助対象に加え、事業名を「環境負荷軽減型住宅等整備費補助事業」としました。

平成28年度から、定置用リチウムイオン蓄電システム及び家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）を補助対象に加え、事業所等向け太陽光発電システム及び太陽熱高度利用システムを補助対象から外し、事業名を「環境負荷軽減機器導入促進補助事業」としました。

令和元年度から、電気自動車等充給電設備（V2H）を補助対象に加えました。

これまでの実績は、表12-3(1)-1のとおりです。

表12-3(1)-1 本市補助制度の実績の推移

年度	太陽光発電（住宅用）				ペレット ストーブ	定置用リチウムイオン 蓄電システム				エネファーム	V2H
	補助単価 (千円/kW)	件数	規模 (kW)			件数	件数	規模 (kWh)			
			整備実績	補助実績				整備実績	補助実績		
H13-H26	10~80	3321	14129.1	11945.6	57	-	-	-	-	-	
H27	10	331	1567.0	1251.4	6	-	-	-	-	-	
H28	10	320	1556.4	1218.0	2	17	99.9	82.8	26	-	
H29	10	272	1444.7	1039.0	5	17	92.7	81.6	27	-	
H30	10	277	1446.8	1052.7	3	21	138.9	99.4	25	-	
R1	10	330	1,650	1,243	3	40	255.5	189	18	2	
R2	10	261	1,331	993	3	40	279.2	194.2	16	3	
R3	10	302	2,074	1,161	3	40	285.8	196	20	3	
R4	10	282	2,169	1,109	4	50	374.7	249	10	5	
合計	-	5,696	27,368	21,012	86	225	1,527	1,092	142	13	

年度	太陽光発電（事業所用）				太陽熱
	補助単価 (千円/kW)	件数	規模 (kW)		
			整備実績	補助実績	
H13-H25	30~100	13	132	98	13
H26	30	7	42.1	42.1	0
H27	30	1	9.8	9.8	0
H28	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-
H30	-	-	-	-	-
R1	-	-	-	-	-
R2	-	-	-	-	-
R3	-	-	-	-	-
合計	-	21	183.6	149.5	13

② 公共施設への再生可能エネルギーの導入

これまでの実績は、表12-3(1)-2のとおりです。

表12-3(1)-2 公共施設への再生可能エネルギー導入状況(令和5年3月末現在)

太陽光発電		
施設名	主な利用形態等	導入年度
新川東緑地公園トイレ	照明用電力	H7
クリンピーの家	照明用電力	H9
健康・福祉プラザ	照明用電力	H10
総合保健福祉センター、フラワーセンター	施設内電力	H14
中央台東小学校、中央台公民館、常磐消防署	施設内電力	H15
田人ふれあい館、養護老人ホーム徳風園	施設内電力	H16
平第一小学校	施設内電力	H18
いわき文化芸術交流館アリオス、いわき清苑	施設内電力	H19
内郷第二中学校	施設内電力	H22
草野小学校	施設内電力(防災拠点支援事業)	H26
泉小学校、久之浜中学校、玉川中学校、夏井川河川防災センター	売電(屋根等貸し事業)	H26
太陽光発電		
施設名	主な利用形態等	導入年度
平四小、高久小、中央台北中、小名浜東小、江名小、湯本二小、湯本三小、御厩小、田人小学校、久之浜・大久ふれあい館、江名公民館、平体育館、総合体育館、南部アリーナ、勿来体育館、いわきサン・アビリティーズ	施設内電力 (防災拠点支援事業)	H27
久之浜東団地、四倉南団地、作町東団地、宮小学校、沼ノ内団地、薄磯団地、豊間団地、錦団地、関田団地	売電(屋根等貸し事業)	H27
平浄水場	施設内電力	H28
永崎団地、佐糠第一団地、佐糠第二団地	売電(屋根等貸し事業)	H28
いわき市医療センター	施設内電力	H30
豊間公園	照明用電力	H30
滝尻3号公園	照明用電力	R2
太陽熱利用		
施設名	主な利用形態等	導入年度
養護老人ホーム千寿荘	浴室等への給湯	S56
三和ふれあい館	温風による床暖房	H10
四倉第二幼稚園	温風による床暖房	H12
いわき市医療センター	浴室等への給湯	H30
風力発電		
施設名	主な利用形態等	導入年度
フラワーセンター	施設内電力	H15
いわきの里電ヶ城	施設内電力	H17

バイオマス(木質)熱利用		
施設名	主な利用形態等	導入年度
田人ふれあい館	ペレットボイラーによる給湯 ペレットストーブによる暖房	H16 H20
田人おふくろの宿	ペレットストーブによる暖房 ペレットボイラーによる給湯	H21,H22,H28,R3 H17
フラワーセンター	ペレットボイラーによる給湯 ペレットストーブによる暖房	H16 H18,H27
勿来支所	ペレットストーブによる暖房	H18
三和支所、高久公民館、養護老人ホーム千寿荘	ペレットストーブによる暖房	H19
いわきの里鬼ヶ城	ペレットストーブによる暖房	H19～H22
遠野オートキャンプ場	ペレットストーブによる暖房	H20,H28
川前支所	ペレットストーブによる暖房	H23
バイオマス(木質)熱利用		
施設名	主な利用形態等	導入年度
江名小学校、川前中学校、好間中学校、勿来第二中学校、永崎集会所、後田集会所、関田集会所、金坂集会所、四倉13区集会所、中好間集会所	ペレットストーブによる暖房	H25
川前小学校	ペレットストーブによる暖房	H25,H26
折戸集会所、本町集会所、折松集会所、四倉集会所、井手集会所、アンモナイトセンター	ペレットストーブによる暖房	H26
錦中学校、四倉小学校、小名浜第一中学校、内郷第二中学校	ペレットストーブによる暖房	H27
湯の岳山荘	ペレットストーブによる暖房	H29,H31
バイオマス(下水汚泥)熱利用		
施設名	主な利用形態等	導入年度
北部浄化センター	消化タンク加温等	S49
東部浄化センター	消化タンク加温等	S44
バイオマス(廃棄物)熱利用		
施設名	主な利用形態等	導入年度
北部清掃センター	排熱を利用した施設内暖房・給湯など	S55～56
南部清掃センター	排熱を利用した施設内暖房・給湯など	H12
バイオマス(廃棄物)発電		
施設名	主な利用形態等	導入年度
南部清掃センター	施設内電力及び売電	H12
北部清掃センター	施設内電力	H29,H30



(3) 省エネルギー対策の推進

○ 省エネアドバイザー派遣事業

市内在住のエネルギー管理士等の専門家を「いわき市省エネアドバイザー」として登録し、事業所における省エネルギー対策を支援するために派遣しています。

効果的な節電の方法の周知や、手軽にできる節電対策の普及を通じて一層の省エネを図るもので、各事業所におけるコスト削減にもつながります。


- ① 省エネ診断：省エネアドバイザーが各事業所を訪問し、それぞれの事業所に応じたエネルギーの効率的な運用を提案します。
- ② 省エネ講演会：省エネルギー対策について、省エネアドバイザーが事例を交えながら詳しく解説します。

表12-3(2) 省エネアドバイザー派遣実績

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
省エネ診断	1		0		0		0		1		0	
省エネ講演会	1	64	2	55	2	66	0	0	0	0	0	0

☆ 身近にできる温暖化対策～CO<sub>2</sub>削減のために～ 6つの取組 ☆

- ① 冷暖房で減らす
  - 暖房は20℃、冷房は28℃を目安に室温を管理しましょう（家庭、事業所）。
- ② 水の使い方で減らす
  - 風呂の残り水を洗濯に利用しましょう（家庭）。
  - 雨水利用を促進しましょう（事業所、家庭）。
- ③ 交通・運輸で減らす
  - 近距離の移動は、自動車の使用を控えましょう（家庭）。
  - ノーマイカー通勤：公共交通の利用を促進しましょう（事業所、家庭）。
- ④ 電気の使い方で減らす
  - 使用しない電気機器はコンセントを抜くなど、待機電力を削減しましょう（家庭）。
  - OA機器は待機・節電モードの活用を徹底しましょう（事業所）。
- ⑤ 買い物とゴミで減らす
  - 買い物袋（マイバッグ）を持ち歩き、省包装の商品を選びましょう（家庭）。
  - リサイクル商品、省エネ商品を積極的に採用しましょう（事業所、家庭）。
- ⑥ 行動の点検と見直しで減らす
  - 環境家計簿を活用しましょう（家庭）。
  - 環境マネジメントシステムの構築を推進しましょう（事業所）。



## (4) 市の率先した環境配慮

～温室効果ガス排出抑制等のため公共部門が率先して実行していること～

本市は、市域における事業主体として大きな位置を占め、自らが一事業者・一消費者として率先した環境配慮に取り組むため、平成10年4月に「いわき市循環型オフィスづくり行動計画」を策定しました。当計画は、逐次改定を重ね、平成28年2月の「いわき市環境基本計画」改定に際し、同計画へ統合しました。

職員一人ひとりがそれぞれの業務を通じて環境負荷のさらなる軽減を図っていきます。

## ○ 環境指標

環境配慮の進捗状況を点検するため、次の2つの環境指標を定めています。

## ① 市本庁舎等におけるエネルギー使用量の原単位

市本庁舎等で行われる事務事業に使用されるエネルギーの量を延床面積で除したものを目標年度である令和12年度までに基準年度（令和元年度）比で、約10%削減します。

基準年度（令和元年度）	→	目標年度（令和12年度）
24.13kl/m <sup>2</sup>		21.48kl/m <sup>2</sup>

## ② 再生可能エネルギー率先導入件数

太陽光発電等の再生可能エネルギーの市有施設への導入件数を、基準年度（令和元年度）より増加を目指します。

基準年度（令和元年度）	→	目標年度（令和12年度）
121件		増加を目指す

(5) クールチョイス普及啓発事業

国は、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する省エネ・低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を展開し、低炭素社会の実現に向けたアクションとして、「クール（ウォーム）ビズ」「スマートムーブ」「チョイス！エコカー」「エコドライブ」等の普及を推進しています。

本市は、市民の気候変動対策に関する意識の向上、危機意識の醸成、行動変容の促進を目的に、「COOL CHOICE（クールチョイス）」の普及啓発を行っています。

主な啓発活動の実施内容

実施日	概要
R4. 10. 9	<p>第24回リサイクルフェアへのブース出展                      場所：クリンピーの家                      内容：地球温暖化に関するクイズ等</p> 
R5. 2. 22	<p>不法投棄撲滅月間の街頭啓発でのゼロカーボンアクション普及啓発                      場所：市内商業施設                      内容：啓発品配布</p>   <p style="text-align: right;">普及啓発活パンフレット</p>

(6) 水素等利活用促進事業

本市は、「次世代エネルギー社会の構築」「原子力に依存しない持続可能なまちづくり」に向け、利用段階で二酸化炭素を排出せず、利便性やエネルギー効率が高いうえ、災害時にも利用できるなど、次世代エネルギーの一つとして期待される水素等を利活用した低炭素な社会の実現を目指すとともに、水素利活用に係る意識醸成等を図るため、次世代自動車（燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）及び燃料電池バス（FCバス））を導入した個人または事業者に対して補助を行いました。

## ① ゼロカーボンドライブ等導入促進補助事業

次世代エネルギー社会の構築に向け、民間事業者の取組みと歩調を合わせ、クリーンエネルギー利用車両の導入を支援し、水素等に係る意識醸成を促進するため、令和元年度より次世代自動車のうち、燃料電池自動車（FCV）及び電気自動車（EV）を導入した個人または事業者に対して補助を開始しました。

令和3年度からは、可搬型外部給電器（V2L）を補助対象機器に追加しました。

令和4年度からは、新たに太陽光発電システムとFCV又はEVを導入した個人に対し、ゼロカーボンドライブセットを補助対象に加え、事業名を「ゼロカーボンドライブ等導入促進補助事業」としました。

表 12-3(5) ゼロカーボンドライブ等導入促進補助事業実施状況(令和5年3月末現在)

年度	実績							
	燃料電池自動車 (FCV)		電気自動車 (EV)		可搬型外部給電器 (V2L)		ゼロカーボン ドライブセット	
	補助金額	補助台数	補助金額	補助台数	補助金額	補助台数	補助金額	補助件数
	R 1	200千円/台	36台	50千円/台	60台	-	-	-
R 2	200千円/台	2台	50千円/台	36台	-	-	-	-
R 3	200千円/台	20台	50千円/台	26台	50千円/台	1台	-	-
R 4	200千円/台	5台	50千円/台	123台	50千円/台	0台	100千円/件	6件

## ② 燃料電池バス（FCバス）導入促進補助事業

本市は、水素エネルギーの普及拡大を通し、将来における水素社会の実現につなげるため、燃料電池バス（FCバス）を導入する旅客自動車運送事業者に対する補助事業を実施しています。

なお、本事業を活用し、新常磐交通株式会社がFCバス1台を導入し、令和2年4月1日より、いわき駅～小名浜間の幹線路線において、FCバスを運行しています。

○ FCバス運行：火曜日から日曜日（祝日運行） 1日2往復半



# 第 13 章 環境保全啓発事業・環境教育

## 1 環境保全啓発事業

### (1) 環境月間

環境省では、環境基本法に定められた 6 月 5 日の「環境の日」を中心とする 1 か月間を環境月間と定め、広く国民一般に環境活動への積極的な参加を普及啓発しており、本市においても、環境月間の趣旨を市民・事業所等に啓発するため、各種の事業を実施しています。なお、令和 4 年度の行事は、表 13-1(1)のとおりです。

表 13-1(1) 環境月間行事内容

(令和 4 年度)

事業名	内容	場所等
広報いわき	環境月間の特集ページを掲載し、環境にやさしい生活を紹介しました。	広報いわき6月号
その他の広報活動	市公式 Facebook 等により環境保全の重要性を呼びかけました。	

### (2) 再生可能エネルギー啓発事業

本市は、再生可能エネルギーについて理解を深めてもらうため、小中学生を対象とした副読本「目指そう！脱炭素社会 学ぼう再生可能エネルギー」の作成や出前講座「再生可能エネルギーって何？」の開催など、次世代を担う子どもたちをはじめ、市民への啓発事業を実施しています。



令和4年度作成副読本



## 2 環境教育・普及啓発の推進

### (1) 環境アドバイザー派遣事業

本市は、環境に配慮したまちづくりを推進するため、自然とのふれあいや野外観察、健康な暮らし、緑化、省エネルギーや省資源の方法など、市民が自発的な環境保全活動に取り組むにあたり参考となる知識を提供する「いわき市環境アドバイザー」を派遣しています。

表 13-2(1)-1 環境アドバイザー派遣実績

年度	受講者数(人)	派遣回数(回)	派遣人数(人)
平成30年度	1,783	36	51
平成31年度 (令和元年度)	1,700	43	50
令和2年度	1,085	38	50
令和3年度	805	26	33
令和4年度	1,614	51	59

#### ～環境アドバイザーの派遣申請等について～

市民の皆様が市内において、参加者10人以上の環境に関する講演会や講習会、自然観察会を主催する場合、講師として「いわき市環境アドバイザー」を派遣しています。派遣を希望される方は、開催予定日の30日前までに環境企画課までお申込みください。

また、「いわき市環境アドバイザー」として登録していただける方についても随時募集しておりますので、登録を希望される方は環境企画課までお問合せください。

#### 【お申込みにあたって】

- ▼ 講師の謝礼・交通費は市が負担しますが、会場・資料など開催に必要な準備は主催者にてご用意ください。
- ▼ 講演内容等の具体的な事項は、主催者とアドバイザーで協議していただきます。
- ▼ 政治、宗教、営利を目的とした講演会等への派遣はいたしません。

表 13-2(1)-2 環境アドバイザー派遣内容一覧

(令和5年3月末現在)

分類	講演内容	講師	
	幼児期の自然体験活動、自然観察会の企画・実施、フィールドワーク全般(植物・野鳥など)	草野 秀雄	
	「自然環境と人間とのかかわり」を基礎とした環境教育及びその支援	佐藤 烈	
	自然観察会の支援・指導、木工クラフトの支援・指導	鈴木 信一	
	木工クラフト、ペーパークラフト及び自然観察会の支援・指導	鈴木 晴美	
	自然観察を通じた環境・生物多様性の学習、里山の自然と人のかかわりについて	津崎 順	
	自然観察会指導、ネイチャーゲーム指導	古川 眞智子	
	自然観察会指導・森林ボランティア	鈴木 正明	
	ビオトープの創出・再生・保全の企画・実施、その必要性の講演	佐川 憲一	
	幼稚園や小学校での総合学習・環境学習の支援及び指導	古口 英子	
	「里山と生活のかかわり」等を基本に体験学習や自然学習の企画・実施・支援	箱崎 和雄	
	幼稚園や小学校での総合学習・環境学習の支援、自然観察会を通じた自然の不思議発見のお手伝い	吉田 良子	
	河川環境と生活の関わりなどの環境教育及びその支援	吉田 真弓	
	幼児期の自然体験活動、小中学校での総合学習及び環境学習の支援・指導、その他自然観察会の企画・運営、森や里山と人との関わり、いわき市の林業の現状について、伐木体験、いわき市中山間地域との交流	馬場口 勝彦	
	いわきの山の紹介・案内、登山の知識・実技の普及啓発、野草・樹木等の自然観察指導	秋葉 信夫	
	小中学校における総合学習及び環境学習の支援・指導、自然観察会の企画・実施	中野 憲二	
	小学校における総合学習及び環境学習の支援・指導、農業体験(稲作)の支援・指導	斉藤 健	
	小学校における総合学習及び環境学習の支援・指導、その他自然観察会の支援・実施	鈴木 陽子	
	水質調査	河川の水質調査	橋本 孝一
		水生生物を主とした河川の水質調査の支援	吉田 真弓
		水質調査支援	平川 英人
自然エネルギー学習支援			
放射線		実験提示型出前授業による防災放射線環境学習支援	石川 哲夫
大気環境	星空観察及び天体観測の解説・指導、星空観察会の開催、光害の普及啓発活動	桂 伸夫	
生活環境	ごみ・リサイクル	家庭で出来る生ごみの減量と有効利用について、生ごみ堆肥化方法について	武田 憲子
	ごみ・リサイクル	廃棄物と3R	先崎 久美子
	河川環境	河川環境と生活とのかかわりについて	鈴木 一
都市環境	省エネルギー	省エネ出前授業、地球に優しい快適エコライフ!、スマートライフ、節電・節水と省エネ診断事例、環境経営システムと環境カウンセリング	橋本 孝一
	地球温暖化	地球温暖化問題と省エネルギー、環境と資源・エネルギー	鈴木 一
広域環境	地球温暖化・エネルギー	地球気候変動に伴う地球温暖化と日本のエネルギー問題、地球温暖化問題と再生可能エネルギー利用	石川 哲夫
		地球温暖化問題、再生可能エネルギー利用、省エネルギーの方法	中西 恒雄

(2) 出前講座

本市は、環境問題や公害防止に関して必要な知識の普及・啓発を図るため、市役所出前講座などに講師として市職員を派遣しています。

なお、令和4年度の実施状況は、表13-2(2)のとおりです。

表13-2(2) 出前講座等への講師派遣実績

(令和4年度)

事業名	目的	開催場所	参加者 合計人数
考えてください 生物多様性	生物多様性を守るために私たちにできることや、身近な外来生物・希少生物などについて学習する。	高坂小学校	59人
再生可能エネルギーって何？	地球環境にやさしい再生可能エネルギーの普及啓発を図るため、「なぜ再生可能エネルギーが必要なのか」について学習する。	郷ヶ丘小学校 四倉小学校 小川中学校 内郷第一中学校	334人
いわき市の環境“環境監視って何？”	大気、水質、騒音などの測定結果から、本市の環境の現況と環境保全への取組みについて説明する。	いわき秀英高等学校	10人

(3) せせらぎスクール

福島県では、毎年、身近な水辺環境を見直し、水質保全への関心を一層高めるために、「水生生物による水質調査」の参加団体を『せせらぎスクール』として募集しています。

なお、本事業の概要は、次のとおりです。

- ① 対象 小・中学生、高校生、市民団体等
- ② 実施時期 4月～10月
- ③ 活動内容

川底から採取した水生生物について、定められている29種類の指標生物に照らし、その種類と数により水質を判定します。

④ 教材の提供

参加団体には、福島県から調査に必要な教材が提供されます。

(4) こどもエコクラブ

公益財団法人日本環境協会では、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブの支援事業を実施しており、本市は、地域事務局・コーディネーターとして市内のクラブを支援しています。

なお、本事業の概要は、次のとおりです。

- ① 対象 幼児、小・中学生、高校生
- ② 実施時期 通年
- ③ クラブの設立方法



- 1 人から登録可能
- こどもエコクラブ全国事務局への登録手続き
- サポーター（活動を補助する大人（連絡係））が 1 人以上

#### ④ 教材の提供

活動のヒントとなる情報などが記載されたニュースレターや、指導者向けプログラム等の支援ツールが提供されます。

#### (5) 星空観察会(スターウォッチング)

いわき天文同好会では、星空の観察という身近な方法を通して大気環境保全についての意識高揚を図ることを目的に、毎年 2 回（夏期及び冬期）実施しています（いわき市共催）。

なお、令和 4 年度は、新型コロナウイルスの感染症の影響を考慮し、夏期及び冬期ともに中止となりました。

#### (6) 緑のカーテンコンクール

本市は、地球温暖化対策の一環として、ツル性の植物を建物の壁や窓の外側に覆わせ、日よけ効果や夏季の節電効果がある「緑のカーテン」の普及を図ることを目的に、緑のカーテンコンクールを開催しています。

家庭、店舗・事業所、学校の 3 つの部門で出来栄を競い、優れた取組を表彰し、緑のカーテンの取組として広く紹介しています。

本事業は平成 25 年度から開催しており、令和 4 年度は 21 件の応募がありました。



(7) 「いわき子ども環境賞」コンクール

いわき地域環境科学会では、子どもたちの環境保全に対する理解を深め、また、意識高揚を図ることを目的とし、市内の小中学生を対象とした地球温暖化対策キャッチフレーズを夏休みの課題として募集し、その作品を表彰・発表する事業を実施しました。(いわき市共催)

令和4年度については、小学生部門・中学生部門の中から1作品を、市全体でカーボンニュートラルに取り組むための合言葉となる『地球温暖化対策キャッチフレーズ』として選定いたしました。

なお、令和4年度の実施状況及び受賞作品は、表13-2(7)-1~2のとおりです。

表13-2(7)-1 第19回「いわき子ども環境賞」コンクールの実施状況

応募作品数	応募者数	応募学校数	受賞者数
388 作品	261 名	合計 18 校 (小学校 12 校、中学校 6 校)	合計 18 名 (最優秀賞 2 名、優秀賞 6 名、佳作 10 名)

表13-2(7)-2 第19回「いわき子ども環境賞」コンクール受賞作品一覧

最優秀賞(2作品)

★ <b>脱炭素 地球みんなで 挑戦者</b>	錦中学校 1年	まつもと 松本	りさ 理沙さん
<b>省エネで 地球を 守るお手伝い</b>	宮小学校 3年	すずき 鈴木	りゅうのすけ 龍之介さん

優秀賞(6作品)

<b>ぼくやるよ 脱炭素化は ぼくの時代</b>	草野小学校 1年	こむろ 小室	ほうじゅ 鳳寿さん
<b>太陽光 しろくま救う ちきゅうも救う</b>	中央台東小学校 1年	よもぎた 蓬田	りこ 倫子さん
<b>地球も熱中症から守ろう</b>	中央台東小学校 6年	ししど 宍戸	れき 玲生さん
<b>リサイクル 脱炭素化の 始発駅</b>	錦中学校 3年	むなかた 宗像	まなと 真叶さん
<b>温暖化 人が変われば 地球も変わる</b>	錦中学校 3年	さとう 佐藤	かえで 栞葉さん
<b>Do it now 温暖化対策</b>	上遠野中学校 3年	おおはた 大畑	ねね 寧音さん

佳作(10作品)

<b>温暖化 止められるのは 自分達</b>	中央台東小学校 6年	もちぢ 持地	こは 心羽さん
<b>目ざせだつたんそ がんばれ自ぜんエネルギー</b>	中央台東小学校 4年	ほんどう 本藤	けいと 慶人さん
<b>ごみぶんべつ ちいさなわたしにできること</b>	湯本第三小学校 1年	きのした 木下	ゆづき 優月さん
<b>ぼくの地球 ぼくが進んで エコ活動</b>	好間第二小学校 5年	こんの 紺野	ゆうが 悠賀さん
<b>持続可能な社会へ みんなでつながろう 未来へのパトン</b>	中央台東小学校 6年	おしべ 押部	せいら 星來さん
<b>温暖化 だれが止めるの 自分でしょ!</b>	錦中学校 1年	うえだ 植田	たすく 丞さん
<b>さあ、始めよう。世界と繋ぐ 未来へ繋ぐ green活動</b>	中央台北中学校 3年	さとう 佐藤	ななみさん
<b>終わらそう! 気候変動 僕らの手で</b>	錦中学校 3年	かしわ 柏	ひめの 乃さん
<b>その後の地球は何色ですか</b>	上遠野中学校 1年	しもやまだ 下山田	れん 怜さん
<b>持続可能な社会へ。地球を守ろう。未来を守ろう。</b>	内郷第一中学校 2年	わかもと 若本	ともか 知香さん

★：地球温暖化対策キャッチフレーズとして選定



(8) 野生生物生息生育状況調査（生き物調査）

本市は、生物多様性に関する理解や自然環境保全意識の向上を図るとともに、市内の野生生物の生息・生育状況を把握し、各種環境施策へ活用することを目的に、平成28年度より、市民参加型の生き物調査を実施しています。

また、日ごろ、自然に触れる機会の少ない大人や小学生を対象として、自然観察に必要な知識を学んでもらい、実際の生き物調査に活かしてもらうため、自然探訪会を開催しています。

なお、令和4年度の実施状況は、表13-2(8)-1~2のとおりです。

表13-2(8)-1 生き物調査実施状況

調査期間	調査対象種(生態系被害防止外来種)
6月1日~11月30日	12種類(オオキンケイギク、アレチウリ、オオハングソンソウ、ナルトサワギク、セイタカアワダチソウ、アカボシゴマダラ、アメリカザリガニ、ウチダザリガニ、ウシガエル、アカミミガメ(ミドリガメ)、アライグマ、ハクビシン)

表13-2(8)-2 自然探訪会実施状況

場所	参加者数
いわき市林業研修センター湯の岳山荘(夏)	29人
いわき市フラワーセンター(秋)	23人
関伽井嶽(秋)	17人
いわき市林業研修センター湯の岳山荘(秋)	20人

地球のいのち、つないでいこう  
生物多様性

**令和4年度いわき市生き物調査結果報告書(全体概要版)**

**1 調査概要**

- 調査期間：令和4年6月1日~令和4年11月30日
- 調査場所：いわき市内全域
- 調査実施者：いわき市内の小中学生、市民、事業者及び市職員
- 調査対象種：オオキンケイギク、アレチウリ、オオハングソンソウ、ナルトサワギク、セイタカアワダチソウ、アカボシゴマダラ、アメリカザリガニ、ウチダザリガニ、ウシガエル、アカミミガメ(ミドリガメ)、アライグマ、ハクビシン

**2 調査結果** ※赤字：外来生物法の特定外来生物

**【市内全域における外来種の報告数上位5種】**

外来種	R4	R3(参考)	増減
第1位 セイタカアワダチソウ	569件	456件	増
第2位 オオキンケイギク	297件	222件	増
第3位 アメリカザリガニ	251件	212件	増
第4位 アレチウリ	250件	196件	増
第5位 アカボシゴマダラ	242件	185件	増

**【市内各地区における外来種の報告数上位5種】**

早稲地区	小浜田地区	物産地区	笠置地区	内郷地区
第1位 セイタカアワダチソウ	セイタカアワダチソウ	セイタカアワダチソウ	セイタカアワダチソウ	セイタカアワダチソウ
第2位 オオキンケイギク	アカボシゴマダラ	オオキンケイギク	オオキンケイギク	オオキンケイギク
第3位 アメリカザリガニ	オオキンケイギク	アカボシゴマダラ	アカボシゴマダラ	アレチウリ
第4位 アレチウリ	ウシガエル	アレチウリ	ナルトサワギク	アカボシゴマダラ
第5位 アカボシゴマダラ	アメリカザリガニ	ウシガエル	アレチウリ	ナルトサワギク

※(注) 調査員が調査した地域・調査時期については、掲載順の任意順でありません。



夏の親子自然探訪会の様子

令和4年度いわき市生き物調査結果報告書(全体概要版)

(9) 環境まちづくり担い手育成支援事業（公募提案事業）

本市は、環境に関する市民の意識醸成を図ることを目的とした環境学習等の充実を図るとともに、環境保全活動等の実践者を支援するため、その手法について公募し、選定された応募者が、公募テーマに沿った事業を実施しています。

なお、令和4年度の実施状況は、表13-2(9)のとおりです。

- ① 公募条件：営利を目的としない、提案内容を実施可能な団体（法人格を問わない。）
- ② 公募テーマ
  - 再生可能エネルギー
  - 生物多様性
  - 気候変動（地球温暖化を含む。）
  - 省エネルギー

表 13-2(9) 環境まちづくり担い手育成支援事業(公募提案事業)実施状況

採 択 団 体	業 務 概 要	業 務 内 容
NPO 法人いわき環境研究室	学校及び地域における環境学習の実践と指導者育成	自然エネルギーの特徴、カーボンニュートラル等についての、講義や各種実験等での体験的な講座。更に、指導に当たる人材の育成。。

## 第 14 章 環 境 審 議 会

### 1 環境審議会

近年の環境保全に関する行政需要の高まりを受け、従来の公害対策中心の取組から自然環境や広域環境など、環境全般にわたる取組の強化を図るため、本市の環境の保全に関する基本的な事項等を調査・審議することを目的に、平成7年7月、従来の公害対策審議会を改組し、「いわき市環境基本条例（平成9年いわき市条例第4号）」に基づく常設の市長の附属機関として、いわき市環境審議会を設置しています。

#### ① 所掌事務

- 環境基本計画に関すること
- 環境の保全に関する基本的な事項

#### ② 委員構成

学識経験を有する者、各種団体の代表者または関係行政機関の職員など 20 人以内で構成（平成 11 年 10 月の任期終了に伴う改選時より 2 名を公募により委嘱）

#### ③ 委員の任期

2 年（第 14 期委嘱期間：令和 3 年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日）

### 2 開催状況

令和 4 年度の開催状況は、次のとおりです。

年月日	内 容
令和4年 7月 26 日	・「市脱炭素社会実現プラン【ビジョン編】（素案）」について
令和4年 10月5日	・「市脱炭素社会実現プラン【ビジョン編】」策定の答申
令和5年 1月 26 日	・市環境基本計画（第三次）の令和3年度年次報告について（書面）